工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事
工事地名	茨城県鉾田市子生地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 8月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 9月
２）	事務所名	常陸河川国道事務所　道路管理第二課		１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026080013		１４）	単価適用年月	2026年 9月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 9月
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	道路維持工事		１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量	一式		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	271日間　自　令和 8年10月 3日		１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 6月30日		２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日		２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	茨城県		２２）	処 分 費 等	450,155
１０）	地　　区	鉾田地区		２３）	公 告 日	令和 8年 8月 5日
１１）	河川・路線	一般国道５１号		２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

道路土工	１式	道路付属施設工	１式
舗装工	１式	擁壁工	１式
排水構造物工	１式	ｶﾙﾊﾞｰﾄ工	１式
縁石工	１式	構造物撤去工	１式
防護柵工	１式	仮設工	１式

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事　（当　初）	事業区分	道路維持・修繕
		工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路修繕		式	1		63,440,090			
道路土工		式	1		4,817,834			
掘削工		式	1		853,760			
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m3	640	1,334	853,760			単-1号
路体盛土工		式	1		40,218			
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	6	6,703	40,218			単-2号
残土処理工		式	1		3,923,856			
整地	残土受入れ地での処理	m3	620	132.8	82,336			単-3号
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	620	6,196	3,841,520			単-4号
舗装工		式	1		15,342,246			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (1)歩道部(横断函渠)		式	1		25,531			
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	8	971.4	7,771			単-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
表層(歩道部)	細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 40ｍｍ 1.4m以上	m2	8	2,220	17,760			単-6号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (2)仮設歩道部		式	1		75,232			
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	27	971.4	26,227			単-7号
表層(歩道部)	細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m以上	m2	27	1,815	49,005			単-8号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (3)支道部		式	1		215,448			
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250ｍｍ	m2	47	2,268	106,596			単-9号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2	47	2,316	108,852			単-10号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (4)乗入れ部(W≦4)		式	1		277,576			
上層路盤(歩道部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250ｍｍ	m2	52	2,993	155,636			単-11号
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2	52	2,345	121,940			単-12号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (5)乗入れ部(4＜W≦8)		式	1		467,542			
上層路盤(歩道部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250ｍｍ	m2	62	2,993	185,566			単-13号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2	62	2,320	143,840			単-14号
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	m2	62	2,228	138,136			単-15号
排水性舗装工		式	1		11,661,405			
下層路盤(車道・路肩部) 【夜間】	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 450ｍｍ	m2	351	2,540	891,540			単-16号
上層路盤(車道・路肩部) 【夜間】	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 300ｍｍ	m2	351	17,860	6,268,860			単-17号
基層(車道・路肩部) 【夜間】	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満	m2	351	3,829	1,343,979			単-18号
中間層(車道・路肩部) 【夜間】	改質As粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満	m2	248	4,470	1,108,560			単-19号
排水性舗装・表層（車道・路肩部) 【夜間】		m2	453	4,522	2,048,466			単-20号
透水性舗装工		式	1		2,619,512			
ﾌｨﾙﾀｰ層	砂 仕上り厚 100ｍｍ	m2	580	1,324	767,920			単-21号
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	580	971.4	563,412			単-22号
表層	開粒度ｱｽｺﾝ(13)　1.4m以上2.4m未満 舗装厚 40ｍｍ	m2	580	2,221	1,288,180			単-23号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排水構造物工		式	1		18,181,467			
作業土工		式	1		433,388			
床掘り	土砂	m3	70	2,345	164,150			単-24号
埋戻し	土砂	m3	50	4,119	205,950			単-25号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	10	6,196	61,960			単-26号
整地	残土受入れ地での処理	m3	10	132.8	1,328			単-27号
側溝工		式	1		13,931,600			
街渠側溝 (1)	B300-H300	m	44	24,620	1,083,280			単-28号
街渠側溝 (2)	B300-H400	m	23	26,330	605,590			単-29号
街渠可変側溝 (1)	B300-H400	m	27	42,730	1,153,710			単-30号
街渠可変側溝 (2)	B300-H500	m	53	46,380	2,458,140			単-31号
街渠可変側溝 (3)	B300-H600	m	70	51,940	3,635,800			単-32号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
街渠可変側溝 (4)	B300-H700	m	76	55,540	4,221,040			単-33号
ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	5	24,380	121,900			単-34号
調整ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	9	39,540	355,860			単-35号
現場打ちL型側溝	GB-2a-20	m	18	16,460	296,280			単-36号
管渠工		式	1		321,220			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管 (1)	遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ-D150	m	2	13,680	27,360			単-37号
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管 (2)	遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ-D450	m	7	41,980	293,860			単-38号
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1		3,170,910			
現場打ち街渠桝	300×1000	箇所	2	122,500	245,000			単-39号
現場打ち集水桝 (1)	700×700×700	箇所	3	79,030	237,090			単-40号
現場打ち集水桝 (2)	700×700×800	箇所	1	86,090	86,090			単-41号
現場打ち集水桝 (3)	700×700×900	箇所	1	90,420	90,420			単-42号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場打ち集水桝 (4)	700×700×1000	箇所	2	103,400	206,800			単-43号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1)	300×300用	箇所	4	101,700	406,800			単-44号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (2)	300×400用	箇所	3	106,600	319,800			単-45号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (3)	300×500用	箇所	3	111,600	334,800			単-46号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (4)	300×600用	箇所	4	115,900	463,600			単-47号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (5)	300×700用	箇所	3	123,200	369,600			単-48号
蓋 (1)	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 T-25 700×700用 ﾎﾞﾙﾄ固定細目	枚	1	81,930	81,930			単-49号
蓋 (2)	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 T-25 700×700用 ﾎﾞﾙﾄ固定普通目	枚	6	54,830	328,980			単-50号
排水工		式	1		324,349			
排水管 (1)	VU管　φ75	m	4	1,688	6,752			単-51号
排水管 (2)	VU管　φ100	m	12	1,756	21,072			単-52号
排水管 (3)	VU管　φ150	m	8	3,018	24,144			単-53号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排水管 (4)	VP管　φ30	m	0.3	1,773	531			単-54号
塩化ビニル製雨水桝 (1)	φ200　H＝0.3m	箇所	1	90,150	90,150			単-55号
塩化ビニル製雨水桝 (2)	φ200　H＝0.6m	箇所	1	90,150	90,150			単-56号
塩化ビニル製雨水桝 (3)	φ200　H＝0.8m	箇所	1	91,550	91,550			単-57号
縁石工		式	1		5,689,642			
作業土工		式	1		319,982			
床掘り	土砂	m3	50	2,345	117,250			単-58号
埋戻し	土砂	m3	40	4,119	164,760			単-59号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	6	6,196	37,176			単-60号
整地	残土受入れ地での処理	m3	6	132.8	796			単-61号
縁石工		式	1		5,369,660			
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (1)	FK-2	m	2	9,387	18,774			単-62号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (2)	FK-2'	m	238	10,400	2,475,200			単-63号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (3)	FK-2a-50	m	52	8,897	462,644			単-64号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (4)	FK-2f-50	m	12	10,120	121,440			単-65号
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (5)	FK-2f-20	m	3	10,120	30,360			単-66号
舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (1)	120×120×600	m	199	7,057	1,404,343			単-67号
舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (2)	150×300×2000	m	53	8,733	462,849			単-68号
舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (3)	150×400×2000	m	37	10,650	394,050			単-69号
防護柵工		式	1		2,099,020			
路側防護柵工		式	1		1,372,160			
ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Bp-2E 塗装品 50m以上100m未満 曲線部補正無	m	67	20,480	1,372,160			単-70号
防止柵工		式	1		22,940			
転落(横断)防止柵	柵高 1.1m ｺﾝｸﾘｰﾄ建込	m	2	11,470	22,940			単-71号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
車止めﾎﾟｽﾄ工		式	1		703,920			
車止めﾎﾟｽﾄ	車止めﾎﾟｽﾄ径 80ｍｍ 車止めﾎﾟｽﾄ長さ 805ｍｍ	本	12	58,660	703,920			単-72号
道路付属施設工		式	1		161,550			
道路付属物工		式	1		161,550			
視線誘導鋲		個	15	10,770	161,550			単-73号
擁壁工		式	1		2,168,180			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		式	1		2,168,180			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	逆L型擁壁 幅 95ｃｍ 0.5m以上1.0m以下 σck=18N/mm2	m	34	63,770	2,168,180			単-74号
ｶﾙﾊﾞｰﾄ工		式	1		2,002,213			
作業土工		式	1		143,140			
床掘り	土砂	m3	20	2,345	46,900			単-75号
埋戻し	土砂	m3	8	4,119	32,952			単-76号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	10	6,196	61,960			単-77号
整地	残土受入れ地での処理	m3	10	132.8	1,328			単-78号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		式	1		1,859,073			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	BOX-500×400	m	8	65,850	526,800			単-79号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (2)	BOX-500×600	m	0.9	73,750	66,375			単-80号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (3)	街渠側溝用ｶﾙﾊﾞｰﾄ 400型	m	19	48,050	912,950			単-81号
妻止めｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	0.05	88,580	4,429			単-82号
間詰ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	0.01	39,540	395			単-83号
あと施工アンカー		本	16	6,284	100,544			単-84号
防護鉄板 (1)	1140×686×16mm	枚	1	84,250	84,250			単-85号
防護鉄板 (2)	1140×780×16mm	枚	1	90,450	90,450			単-86号
蓋	水路用ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋　745×1000×120	枚	2	36,440	72,880			単-87号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物撤去工		式	1		3,479,006			
構造物取壊し工		式	1		2,550,807			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し (1)	無筋構造物 機械施工	m3	16	11,520	184,320			単-88号
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し (2)	鉄筋構造物 機械施工	m3	79	20,670	1,632,930			単-89号
舗装版切断 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m	16	731.1	11,697			単-90号
舗装版切断 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	m	358	1,548	554,184			単-91号
舗装版破砕 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ５ｃｍ	m2	43	634.7	27,292			単-92号
舗装版破砕 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 25ｃｍ	m2	155	889.7	137,903			単-93号
現場発生品運搬	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋　800×800用	t	0.09	27,570	2,481			単-94号
排水構造物撤去工		式	1		5,323			
排水管撤去 (1)	VU管　φ50～150mm	m	24	216.8	5,203			単-95号
排水管撤去 (2)	VP管　φ30mm	m	0.3	400	120			単-96号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬処理工		式	1		922,876			
殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	41	3,993	163,713			単-97号
殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	16	2,723	43,568			単-98号
殻運搬 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	79	3,360	265,440			単-99号
殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	41	3,525	144,525			単-100号
殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	16	3,055	48,880			単-101号
殻処分 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	79	3,250	256,750			単-102号
仮設工		式	1		9,498,932			
作業土工		式	1		323,200			
床掘り	土砂	m3	50	2,345	117,250			単-103号
埋戻し	土砂	m3	50	4,119	205,950			単-104号
仮水路工		式	1		3,067,182			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設排水管 (1)	VU管　φ200	式	1		9,798			内-1号
仮設排水管 (2)	VU管　φ300	式	1		2,908,386			内-2号
仮設排水管撤去	VU管　φ200～300	式	1		148,998			内-3号
交通管理工		式	1		6,108,550			
交通誘導警備員 (1)	A（昼間勤務）	人日	89	19,300	1,717,700			単-105号
交通誘導警備員 (2)	B（昼間勤務）	人日	178	18,500	3,293,000			単-106号
交通誘導警備員 (3)	A（夜間勤務）	人日	13	28,950	376,350			単-107号
交通誘導警備員 (4)	B（夜間勤務）	人日	26	27,750	721,500			単-108号
直接工事費		式	1		63,440,090			
共通仮設費		式	1		9,725,275			
共通仮設費		式	1		3,489,275			
技術管理費		式	1		2,948,275			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		64,225			内-4号
第三者による品質証明にかかる費用		式	1		2,884,050			内-5号
現場環境改善費（率計上）		式	1		541,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		6,236,000			
純工事費		式	1		73,165,365			
現場管理費		式	1		28,808,000			
工事原価		式	1		101,973,365			
一般管理費等		式	1		18,226,635			
工事価格		式	1		120,200,000			
消費税相当額		式	1		12,020,000			
工事費計		式	1		132,220,000			

一式当たり内訳書

仮設排水管

第　1号内訳書　　(1)

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
暗渠排水管	据付 直管 200～400mm 全ての費用	m	3	3,266	9,798			
合　計					9,798			

一式当たり内訳書

仮設排水管

第　2号内訳書　　(2)

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
暗渠排水管	据付 直管 200～400mm 全ての費用	m	351	8,286	2,908,386			
合　計					2,908,386			

一式当たり内訳書

仮設排水管撤去

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
暗渠排水管	撤去 直管 200～400mm	m	354	420.9	148,998			
合　計					148,998			

一式当たり内訳書

道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用

第　4号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		64,225			
合　計					64,225			

一式当たり内訳書

第三者による品質証明にかかる費用

第　5号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技師（B）		人	58.5	49,300	2,884,050			
合　計					2,884,050			

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	単位	m3	数量	1	単価	1,334

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	ｍ３	1	1,334	1,334	
計					1,334	
単価					1,334	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,703

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体 (築堤) 盛土	2.5m未満	ｍ３	1	6,703	6,703	
計					6,703	
単価					6,703	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	132.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	132.8	132.8	
計					132.8	
単価					132.8	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	6,196

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 35.0km以下	ｍ３	1	6,196	6,196	
計					6,196	
単価					6,196	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	971.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	971.4	971.4	
計					971.4	
単価					971.4	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	表層(歩道部)	細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 40ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	2,220

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 40mm 細粒度アスコン（１３） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	2,220	2,220	
計					2,220	
単価					2,220	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	971.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	971.4	971.4	
計					971.4	
単価					971.4	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	表層(歩道部)	細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,815

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 30mm 細粒度アスコン（１３） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,815	1,815	
計					1,815	
単価					1,815	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,268

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（車道・路肩部）	粒度調整砕石 M-40 250mm 2層施工 全ての費用	ｍ２	1	2,268	2,268	
計					2,268	
単価					2,268	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	単位	m2	数量	1	単価	2,316

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	2,316	2,316	
計					2,316	
単価					2,316	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	上層路盤(歩道部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,993

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	250mm 2層施工 粒度調整砕石 M-40 全ての費用	ｍ２	1	2,993	2,993	
計					2,993	
単価					2,993	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	2,345

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	2,345	2,345	
計					2,345	
単価					2,345	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	上層路盤(歩道部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,993

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	250mm 2層施工 粒度調整砕石 M-40 全ての費用	ｍ２	1	2,993	2,993	
計					2,993	
単価					2,993	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	2,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生粗粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	2,320	2,320	
計					2,320	
単価					2,320	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	2,228

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	2,228	2,228	
計					2,228	
単価					2,228	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－16号	下層路盤(車道・路肩部) 【夜間】	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 450ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	450mm 3層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	2,540	2,540	
計					2,540	
単価					2,540	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－17号	上層路盤(車道・路肩部) 【夜間】	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 300ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	17,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（車道・路肩部）	路盤材(各種) 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え100mm以下) 100mm ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	5,912	5,912	
上層路盤（車道・路肩部）	路盤材(各種) 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え100mm以下) 100mm ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	5,912	5,912	
上層路盤（車道・路肩部）	路盤材(各種) 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え100mm以下) 100mm ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	6,029	6,029	
計					17,853	
単価					17,860	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－18号	基層(車道・路肩部) 【夜間】	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満	単位	m2	数量	1	単価	3,829

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層 (車道・路肩部)	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	3,829	3,829	
計					3,829	
単価					3,829	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－19号	中間層(車道・路肩部) 【夜間】	改質As粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満	単位	m2	数量	1	単価	4,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中間層 (車道・路肩部)	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	4,470	4,470	
計					4,470	
単価					4,470	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－20号	排水性舗装・表層（車道・路肩部） 【夜間】		単位	m2	数量	1	単価	4,522

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
排水性舗装・表層（車道・路肩部）	1.4m未満 50mm 無し 各種(2.00t/m3以上2.10t/m3未満) ﾀｯｸｺｰﾄ PKR(ｺﾞﾑ入り)	ｍ２	1	4,522	4,522	
計					4,522	
単価					4,522	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	ﾌｨﾙﾀｰ層	砂 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,324

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
フィルター層	100mm以上120mm未満	ｍ２	1	1,324	1,324	
計					1,324	
単価					1,324	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	971.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	971.4	971.4	
計					971.4	
単価					971.4	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	表層	開粒度ｱｽｺﾝ(13)　1.4m以上2.4m未満 舗装厚 40ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,221

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	1.4m以上2.4m未満 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	2,221	2,221	
計					2,221	
単価					2,221	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2,345

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	ｍ３	1	2,345	2,345	
計					2,345	
単価					2,345	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,119

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,119	4,119	
計					4,119	
単価					4,119	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	6,196

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 35.0km以下	ｍ３	1	6,196	6,196	
計					6,196	
単価					6,196	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	132.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	132.8	132.8	
計					132.8	
単価					132.8	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	街渠側溝 (1)	B300-H300	単位	m	数量	10	単価	24,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管（函）渠型側溝	据付 各種 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	21,650	216,500	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	0.57	33,390	19,032.3	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	m２	2	5,296	10,592	
計					246,124.3	
単価					24,620	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	街渠側溝 (2)	B300-H400	単位	m	数量	10	単価	26,330

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管（函）渠型側溝	据付 各種 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	23,360	233,600	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	0.57	33,390	19,032.3	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	m２	2	5,296	10,592	
計					263,224.3	
単価					26,330	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	街渠可変側溝 (1)	B300-H400	単位	m	数量	1	単価	42,730

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 0.57m3/10m 有り 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0	m	1	42,730	42,730	
計					42,730	
単価					42,730	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	街渠可変側溝 (2)	B300-H500	単位	m	数量	1	単価	46,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 0.57m3/10m 有り 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0	m	1	46,380	46,380	
計					46,380	
単価					46,380	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	街渠可変側溝 (3)	B300-H600	単位	m	数量	1	単価	51,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 0.57m3/10m 有り	m	1	51,940	51,940	
計					51,940	
単価					51,940	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	街渠可変側溝 (4)	B300-H700	単位	m	数量	1	単価	55,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 0.57m3/10m 有り	m	1	55,540	55,540	
計					55,540	
単価					55,540	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	単位	m3	数量	1	単価	24,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
生コンクリート　高炉	１８－８－２５（２０）　W／C指定なし	ｍ３	1.06	23,000	24,380	
計					24,380	
単価					24,380	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－35号	調整ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	単位	m3	数量	1	単価	39,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	1	39,540	39,540	
計					39,540	
単価					39,540	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－36号	現場打ちL型側溝	GB-2a-20	単位	m	数量	10	単価	16,460

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 無し	m	10	6,358	63,580	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	1.575	39,540	62,275.5	
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	4.1	9,429	38,658.9	
計					164,514.4	
単価					16,460	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－37号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管 (1)	遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ-D150	単位	m	数量	10	単価	13,680

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	φ150	m	10	5,862	58,620	
遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ	φ150 L＝2000mm	個	5	15,100	75,500	
モルタル練	高炉 全ての費用	ｍ３	0.025	106,100	2,652.5	
計					136,772.5	
単価					13,680	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－38号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管 (2)	遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ-D450	単位	m	数量	10	単価	41,980

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート台付管	据付 450mm 2.4m/個 全ての費用	m	10	37,590	375,900	
モルタル練	高炉 全ての費用	m３	0.06	106,100	6,366	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	0.804	33,390	26,845.56	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	m２	2	5,296	10,592	
計					419,703.56	
単価					41,980	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－39号	現場打ち街渠桝	300×1000	単位	箇所	数量	1	単価	122,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 0.46m3を超え0.49m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	76,130	76,130	
縁塊	520×1000×110(ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋含む)	基	1	46,300	46,300	
計					122,430	
単価					122,500	円／箇所

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－40号	現場打ち集水桝 (1)	700×700×700	単位	箇所	数量	1	単価	79,030

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	各種 0.49m3を超え0.52m3以下 人力打設 一般養生･特殊養生(練炭)	箇所	1	79,030	79,030	
計					79,030	
単価					79,030	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－41号	現場打ち集水桝 (2)	700×700×800	単位	箇所	数量	1	単価	86,090

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	各種 0.55m3を超え0.58m3以下 人力打設 一般養生･特殊養生(練炭)	箇所	1	86,090	86,090	
計					86,090	
単価					86,090	円／箇所

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－42号	現場打ち集水桝 (3)	700×700×900	単位	箇所	数量	1	単価	90,420

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 0.58m3を超え0.61m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	90,420	90,420	
計					90,420	
単価					90,420	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－43号	現場打ち集水桝 (4)	700×700×1000	単位	箇所	数量	1	単価	103,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 0.65m3を超え0.69m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	99,360	99,360	
足掛け金物	D13	個	2	2,000	4,000	
計					103,360	
単価					103,400	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－44号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1)	300×300用	単位	箇所	数量	10	単価	101,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト集水桝	据付 400kgを超え600kg以下 有り 全ての費用	基	10	7,738	77,380	
プレキャスト集水桝（材料費）		基	10	89,800	898,000	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.688	33,390	22,972.32	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	3.46	5,296	18,324.16	
計					1,016,676.48	
単価					101,700	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－45号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (2)	300×400用	単位	箇所	数量	10	単価	106,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト集水桝	据付 400kgを超え600kg以下 有り 全ての費用	基	10	7,738	77,380	
プレキャスト集水桝（材料費）		基	10	94,700	947,000	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.688	33,390	22,972.32	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	3.46	5,296	18,324.16	
計					1,065,676.48	
単価					106,600	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－46号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (3)	300×500用	単位	箇所	数量	10	単価	111,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト集水桝	据付 400kgを超え600kg以下 有り 全ての費用	基	10	7,738	77,380	
プレキャスト集水桝（材料費）		基	10	99,700	997,000	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.688	33,390	22,972.32	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	3.46	5,296	18,324.16	
計					1,115,676.48	
単価					111,600	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－47号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (4)	300×600用	単位	箇所	数量	10	単価	115,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト集水桝	据付 400kgを超え600kg以下 有り 全ての費用	基	10	7,738	77,380	
プレキャスト集水桝（材料費）		基	10	104,000	1,040,000	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.688	33,390	22,972.32	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	3.46	5,296	18,324.16	
計					1,158,676.48	
単価					115,900	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－48号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (5)	300×700用	単位	箇所	数量	10	単価	123,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト集水桝	据付 600kgを超え800kg以下 有り 全ての費用	基	10	9,582	95,820	
プレキャスト集水桝（材料費）		基	10	109,000	1,090,000	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 各種 一般養生 全ての費用	ｍ３	0.688	39,450	27,141.6	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	3.46	5,296	18,324.16	
計					1,231,285.76	
単価					123,200	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－49号	蓋 (1)	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 T-25 700×700用 ﾎﾞﾙﾄ固定細目	単位	枚	数量	1	単価	81,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	81,930	81,930	
計					81,930	
単価					81,930	円／枚

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－50号	蓋 (2)	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 T-25 700×700用 ﾎﾞﾙﾄ固定普通目	単位	枚	数量	1	単価	54,830

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	54,830	54,830	
計					54,830	
単価					54,830	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－51号	排水管 (1)	VU管　φ75	単位	m	数量	10	単価	1,688

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
暗渠排水管	据付 直管 50～150mm 全ての費用	m	10	941.7	9,417	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,491	7,455	
計					16,872	
単価					1,688	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－52号	排水管 (2)	VU管　φ100	単位	m	数量	10	単価	1,756

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
暗渠排水管	据付 直管 50～150mm 全ての費用	m	10	1,010	10,100	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,491	7,455	
計					17,555	
単価					1,756	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－53号	排水管 (3)	VU管　φ150	単位	m	数量	10	単価	3,018

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
暗渠排水管	据付 直管 50～150mm 全ての費用	m	10	2,272	22,720	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,491	7,455	
計					30,175	
単価					3,018	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－54号	排水管 (4)	VP管　φ30	単位	m	数量	10	単価	1,773

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
排水管設置	φ50mm未満	m	10	669	6,690	
硬質ポリ塩化ビニル管	VP管　φ30	m	10	358	3,580	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	5	1,491	7,455	
計					17,725	
単価					1,773	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－55号	塩化ビニル製雨水桝 (1)	φ200　H＝0.3m	単位	箇所	数量	1	単価	90,150

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塩化ビニル製雨水桝設置		箇所	1	64,050	64,050	
塩化ビニル製雨水桝	φ200　H＝0.3m	個	1	26,100	26,100	
計					90,150	
単価					90,150	円／箇所

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－56号	塩化ビニル製雨水桝 (2)	φ200　H＝0.6m	単位	箇所	数量	1	単価	90,150

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塩化ビニル製雨水桝設置		箇所	1	64,050	64,050	
塩化ビニル製雨水桝	φ200　H＝0.6m	個	1	26,100	26,100	
計					90,150	
単価					90,150	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－57号	塩化ビニル製雨水桝 (3)	φ200　H＝0.8m	単位	箇所	数量	1	単価	91,550

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塩化ビニル製雨水桝設置		箇所	1	64,050	64,050	
塩化ビニル製雨水桝	φ200　H＝0.8m	個	1	27,500	27,500	
計					91,550	
単価					91,550	円／箇所

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－58号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2,345

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂　上記以外(小規模)　全ての費用	ｍ３	1	2,345	2,345	
計					2,345	
単価					2,345	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－59号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,119

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,119	4,119	
計					4,119	
単価					4,119	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－60号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	6,196

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 35.0km以下	ｍ３	1	6,196	6,196	
計					6,196	
単価					6,196	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－61号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	132.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	132.8	132.8	
計					132.8	
単価					132.8	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－62号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (1)	FK-2	単位	m	数量	1	単価	9,387

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 B種(180/205×250×600) 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	9,387	9,387	
計					9,387	
単価					9,387	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－63号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (2)	FK-2’	単位	m	数量	1	単価	10,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600㎜以下、50kg以上100kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	m	1	10,400	10,400	
計					10,400	
単価					10,400	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－64号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (3)	FK-2a-50	単位	m	数量	1	単価	8,897

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600㎜以下、50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	8,897	8,897	
計					8,897	
単価					8,897	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－65号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (4)	FK-2f-50	単位	m	数量	1	単価	10,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	10,120	10,120	
計					10,120	
単価					10,120	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－66号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (5)	FK-2f-20	単位	m	数量	1	単価	10,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	10,120	10,120	
計					10,120	
単価					10,120	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－67号	舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (1)	120×120×600	単位	m	数量	1	単価	7,057

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック	設置 A種(120×120×600) 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	7,057	7,057	
計					7,057	
単価					7,057	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－68号	舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (2)	150×300×2000	単位	m	数量	1	単価	8,733

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック	設置 各種(1000㎜超2000㎜以下、150kg以上550kg未満) 0.5個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 無し	m	1	8,733	8,733	
計					8,733	
単価					8,733	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－69号	舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (3)	150×400×2000	単位	m	数量	1	単価	10,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック	設置 各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満) 0.5個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 無し	m	1	10,650	10,650	
計					10,650	
単価					10,650	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－70号	ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Bp-2E 塗装品 50m以上100m未満 曲線部補正無	単位	m	数量	1	単価	20,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工（ガードパイプ設置工）	土中建込 Gp-Bp-2E 塗装品 ５０ｍ以上１００ｍ未満 無 無 無 加算額無し	m	1	20,480	20,480	
計					20,480	
単価					20,480	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－71号	転落(横断)防止柵	柵高 1.1m ｺﾝｸﾘｰﾄ建込	単位	m	数量	1	単価	11,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）設置工	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 100m未満 無	m	1	11,470	11,470	
計					11,470	
単価					11,470	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－72号	車止めﾎﾟｽﾄ	車止めﾎﾟｽﾄ径 80ｍｍ 車止めﾎﾟｽﾄ長さ 805ｍｍ	単位	本	数量	1	単価	58,660

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
車止めポスト設置	φ80 H=805㎜	本	1	5,483	5,483	
車止めポスト	φ80×805	本	1	23,000	23,000	
基礎ﾌﾞﾛｯｸ設置		本	1	29,160	29,160	
基礎ブロック	200×200×200	個	1	960	960	
基礎砕石	7.5㎝を超え12.5㎝以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	0.04	1,371	54.84	
計					58,657.84	
単価					58,660	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－73号	視線誘導鋲		単位	個	数量	1	単価	10,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路鋲設置		個	1	1,270	1,270	
視線誘導鋲	自発光式（接着剤含む）	個	1	9,500	9,500	
計					10,770	
単価					10,770	円／個

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－74号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	逆L型擁壁 幅 95ｃｍ 0.5m以上1.0m以下 σck=18N/mm2	単位	m	数量	34.8	単価	63,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト擁壁設置	0.5m以上1.0m以下 有り 有り	m	34.8	9,730	338,604	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	短切：L＝1497	個	1	98,100	98,100	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	短切：L＝1500	個	1	98,100	98,100	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	標準：L＝2000	個	11	89,200	981,200	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	短切：L＝1881	個	1	98,100	98,100	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	短切：L＝1000	個	2	71,400	142,800	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	短切：L＝1800	個	1	98,100	98,100	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	縦断斜切：L＝1124/1098	個	1	133,000	133,000	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	縦断斜切：L＝1475/1465	個	1	133,000	133,000	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	短切：L＝1488	個	1	98,100	98,100	
計					2,219,104	

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－74号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	逆L型擁壁 幅 95ｃｍ 0.5m以上1.0m以下 σck=18N/mm2	単位	m	数量	34.8	単価	63,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単価					63,770	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－75号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2,345

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	ｍ３	1	2,345	2,345	
計					2,345	
単価					2,345	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－76号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,119

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,119	4,119	
計					4,119	
単価					4,119	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－77号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	6,196

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 35.0km以下	ｍ３	1	6,196	6,196	
計					6,196	
単価					6,196	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－78号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	132.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	132.8	132.8	
計					132.8	
単価					132.8	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－79号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	BOX-500×400	単位	m	数量	1	単価	65,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ボックスカルバート	据付 2.0m/個 0＜B≦1.25 0＜H≦1.25 基礎砕石+均しｺﾝｸﾘｰﾄ 無し 標準	m	1	18,250	18,250	
ボックスカルバート（材料費）	各種	m	1	47,600	47,600	
計					65,850	
単価					65,850	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－80号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (2)	BOX-500×600	単位	m	数量	1	単価	73,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ボックスカルバート	据付 2.0m/個 0＜B≦1.25 0＜H≦1.25 基礎砕石+均しｺﾝｸﾘｰﾄ 無し 標準	m	1	18,250	18,250	
ボックスカルバート（材料費）	各種	m	1	55,500	55,500	
計					73,750	
単価					73,750	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－81号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (3)	街渠側溝用ｶﾙﾊﾞｰﾄ 400型	単位	m	数量	1	単価	48,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ボックスカルバート	据付 2.0m/個 0＜B≦1.25 0＜H≦1.25 基礎砕石+均しｺﾝｸﾘｰﾄ 無し 標準	m	1	18,250	18,250	
ボックスカルバート（材料費）	各種	m	1	29,800	29,800	
計					48,050	
単価					48,050	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－82号	妻止めｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	単位	m3	数量	0.05	単価	88,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.05	39,540	1,977	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	0.26	9,429	2,451.54	
計					4,428.54	
単価					88,580	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－83号	間詰ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	単位	m3	数量	1	単価	39,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	1	39,540	39,540	
計					39,540	
単価					39,540	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－84号	あと施工アンカー		単位	本	数量	1	単価	6,284

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	30㎜以上200㎜未満	孔	1	673.5	673.5	
D筋アンカー工	D13	本	1	4,760	4,760	
D筋アンカー	D13	本	1	850	850	
計					6,283.5	
単価					6,284	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－85号	防護鉄板 (1)	1140×686×16mm	単位	枚	数量	1	単価	84,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護板設置		枚	1	33,050	33,050	
防護鉄板	1140×686×16mm	枚	1	51,200	51,200	
計					84,250	
単価					84,250	円／枚

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－86号	防護鉄板 (2)	1140×780×16mm	単位	枚	数量	1	単価	90,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護板設置		枚	1	33,050	33,050	
防護鉄板	1140×780×16mm	枚	1	57,400	57,400	
計					90,450	
単価					90,450	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－87号	蓋	水路用ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋　745×1000×120	単位	枚	数量	1	単価	36,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
水路用ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋設置		枚	1	5,531	5,531	
水路用蓋	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋 745×1000×120	枚	1	30,900	30,900	
計					36,431	
単価					36,440	円／枚

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－88号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し (1)	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11,520

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	1	11,520	11,520	
計					11,520	
単価					11,520	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－89号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し (2)	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	20,670

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	1	20,670	20,670	
計					20,670	
単価					20,670	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－90号	舗装版切断 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	731.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	731.1	731.1	
計					731.1	
単価					731.1	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－91号	舗装版切断 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	単位	m	数量	1	単価	1,548

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下 全ての費用	m	1	1,548	1,548	
計					1,548	
単価					1,548	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－92号	舗装版破砕 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ５ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	634.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	634.7	634.7	
計					634.7	
単価					634.7	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－93号	舗装版破砕 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 25ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	889.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cmを超え35cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	889.7	889.7	
計					889.7	
単価					889.7	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－94号	現場発生品運搬	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋　800×800用	単位	t	数量	1	単価	27,570

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 31.5km以下	t	1	17,820	17,820	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	1	9,746	9,746	
計					27,566	
単価					27,570	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－95号	排水管撤去 (1)	VU管　φ50～150mm	単位	m	数量	1	単価	216.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
暗渠排水管	撤去 直管 50～150mm	m	1	216.8	216.8	
計					216.8	
単価					216.8	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－96号	排水管撤去 (2)	VP管　φ30mm	単位	m	数量	1	単価	400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
暗渠排水管撤去	φ50mm未満	m	1	400	400	
計					400	
単価					400	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－97号	殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,993

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要､厚15cm超)又(騒音対策必要) 無し 19.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,993	3,993	
計					3,993	
単価					3,993	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－98号	殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,723

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 18.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,723	2,723	
計					2,723	
単価					2,723	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－99号	殻運搬 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 18.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,360	3,360	
計					3,360	
単価					3,360	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－100号	殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,525

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,525	3,525	
計					3,525	
単価					3,525	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－101号	殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,055

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,055	3,055	
計					3,055	
単価					3,055	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－102号	殻処分 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,250	3,250	
計					3,250	
単価					3,250	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－103号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2,345

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	ｍ３	1	2,345	2,345	
計					2,345	
単価					2,345	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－104号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,119

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,119	4,119	
計					4,119	
単価					4,119	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－105号	交通誘導警備員 (1)	A（昼間勤務）	単位	人日	数量	1	単価	19,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	19,300	19,300	
計					19,300	
単価					19,300	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－106号	交通誘導警備員 (2)	B（昼間勤務）	単位	人日	数量	1	単価	18,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	18,500	18,500	
計					18,500	
単価					18,500	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－107号	交通誘導警備員 (3)	A（夜間勤務）	単位	人日	数量	1	単価	28,950

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	28,950	28,950	
計					28,950	
単価					28,950	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－108号	交通誘導警備員 (4)	B（夜間勤務）	単位	人日	数量	1	単価	27,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	27,750	27,750	
計					27,750	
単価					27,750	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 0.57m3/10m 有り 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0	単位	m	数量	10	単価	42,730

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自由勾配側溝	Ｌ２０００　１０００ｋｇ以下　昼　無	m	10	6,776	67,760	
街渠可変側溝	B300-H400 L=2000	個	5	68,700	343,500	
生コンクリート　高炉	18-8-25(20) W/C指定なし	ｍ３	0.604	23,000	13,892	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.026	2,000	2,052	
諸雑費（まるめ）		式	1		96	
計					427,300	
単価					42,730	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 0.57m3/10m 有り 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0	単位	m	数量	10	単価	46,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自由勾配側溝	Ｌ２０００　１０００ｋｇ以下　昼　無	m	10	6,776	67,760	
街渠可変側溝	B300-H500 L=2000	個	5	76,000	380,000	
生コンクリート　高炉	18-8-25(20) W/C指定なし	ｍ３	0.604	23,000	13,892	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.026	2,000	2,052	
諸雑費（まるめ）		式	1		96	
計					463,800	
単価					46,380	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 0.57m3/10m 有り	単位	m	数量	10	単価	51,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自由勾配側溝	Ｌ２０００　２０００ｋｇ以下　昼　無	m	10	8,640	86,400	
街渠可変側溝	B300-H600 L=2000	個	5	83,400	417,000	
生コンクリート　高炉	18-8-25(20) W/C指定なし	ｍ３	0.604	23,000	13,892	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.026	2,000	2,052	
諸雑費（まるめ）		式	1		56	
計					519,400	
単価					51,940	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 0.57m3/10m 有り	単位	m	数量	10	単価	55,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自由勾配側溝	Ｌ２０００　２０００ｋｇ以下　昼　無	m	10	8,640	86,400	
街渠可変側溝	B300-H700 L=2000	個	5	90,600	453,000	
生コンクリート　高炉	18-8-25(20) W/C指定なし	ｍ３	0.604	23,000	13,892	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.026	2,000	2,052	
諸雑費（まるめ）		式	1		56	
計					555,400	
単価					55,540	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	φ150	単位	m	数量	1	単価	5,862

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート台付管	据付 300mm 2m/個 全ての費用	m	1	5,862	5,862	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,862	
単価					5,862	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	81,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版コンクリート・鋼製	１７０ｋｇ以下　昼　無	枚	100	1,026	102,600	
集水桝蓋	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 T-25 700×700用 ﾎﾞﾙﾄ固定細目	枚	100	80,900	8,090,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		400	
計					8,193,000	
単価					81,930	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	54,830

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版コンクリート・鋼製	１７０ｋｇ以下　昼　無	枚	100	1,026	102,600	
集水桝蓋	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 T-25 700×700用 ﾎﾞﾙﾄ固定普通目	枚	100	53,800	5,380,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		400	
計					5,483,000	
単価					54,830	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排水管設置	φ50㎜未満	単位	m	数量	1	単価	669

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.02	25,400	508	
土木一般世話役		人	0.005	32,200	161	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					669	
単価					669	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塩化ビニル製雨水桝設置		単位	箇所	数量	2	単価	64,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	32,200	32,200	
特殊作業員		人	1	27,200	27,200	
普通作業員		人	1	25,400	25,400	
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)	[標準型・ｸﾚｰﾝ機能付]ﾊﾞｹｯﾄ容量0.11m3 吊能力0.8t	日	1	43,290	43,290	
諸雑費（まるめ）		式	1		10	
計					128,100	
単価					64,050	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵設置工（ガードパイプ設置工）	土中建込 Gp-Bp-2E 塗装品 ５０m以上１００m未満 無 無 無 加算額無し	単位	m	数量	1	単価	20,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードパイプ設置工　土中建込用	Ｇｐ－Ｂｐ－２Ｅ　塗装	m	1	20,471	20,471	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					20,480	
単価					20,480	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 100m未満 無	単位	m	数量	100	単価	11,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵設置工　コンクリート建込用	ビーム式・パネル式	m	100	1,647	164,700	
転落防止柵	H=1100 根入長=200(Co建込) 縦格子	m	100	9,820	982,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		300	
計					1,147,000	
単価					11,470	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	車止めポスト設置	φ80 H=805mm	単位	本	数量	1	単価	5,483

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路付属物設置工（車線分離標（ﾗﾊﾞｰﾎﾟｰﾙ）設置）	可変式(穿孔式･1本脚) 手間のみ 本体(柱)径φ80 ﾍﾞｰｽ径φ250 高さ800㎜ 10本以上30本未満 無 無	本	1	5,483	5,483	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,483	
単価					5,483	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	基礎ﾌﾞﾛｯｸ設置		単位	本	数量	1	単価	29,160

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎ブロック設置		基	1	21,350	21,350	
コンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン）	54mmを超え67mm以下 500mm以下 全ての費用	孔	1	7,804	7,804	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					29,160	
単価					29,160	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路鋲設置		単位	個	数量	20	単価	1,270

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1	25,400	25,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					25,400	
単価					1,270	円／個

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	D筋アンカー工	D13	単位	本	数量	8	単価	4,760

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	1	27,200	27,200	
諸雑費（率＋まるめ） 40%		式	1		10,880	
計					38,080	
単価					4,760	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護板設置		単位	枚	数量	4	単価	33,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	32,200	32,200	
特殊作業員		人	1	27,200	27,200	
普通作業員		人	1	25,400	25,400	
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)	[標準型・ｸﾚｰﾝ機能付]ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3吊能力1.7t	日	1	47,390	47,390	
諸雑費（まるめ）		式	1		10	
計					132,200	
単価					33,050	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	水路用ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋設置		単位	枚	数量	1	単価	5,531

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋設置	200kgを超え800kg以下	組	1	5,531	5,531	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,531	
単価					5,531	円／枚

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	ｍ３	数量	1	単価	11,520

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	11,511.5	11,511	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					11,520	
単価					11,520	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m３	数量	1	単価	20,670

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋構造物	昼間　機械施工　制約無	m３	1	20,668.2	20,668	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					20,670	
単価					20,670	円／m３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	暗渠排水管撤去	φ50㎜未満	単位	m	数量	1	単価	400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.012	25,400	304	
土木一般世話役		人	0.003	32,200	96	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					400	
単価					400	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,525

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻 新栄商事(株) 茨城支店	ｍ３	100	3,525	352,500	
計					352,500	
単価					3,525	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,055

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（無筋） 新栄商事(株) 茨城支店	ｍ３	100	3,055	305,500	
計					305,500	
単価					3,055	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（鉄筋） 新栄商事(株) 茨城支店	ｍ３	100	3,250	325,000	
計					325,000	
単価					3,250	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	19,300	19,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					19,300	
単価					19,300	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,500	18,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,500	
単価					18,500	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	28,950

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	28,950	28,950	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,950	
単価					28,950	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	27,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	27,750	27,750	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					27,750	
単価					27,750	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		単位	式	数量	1	単価	64,225

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技術員		人	1.75	36,700	64,225	
計					64,225	
単価					64,225	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)	[標準型・ｸﾚｰﾝ機能付]ﾊﾞｹｯﾄ容量0.11m3 吊能力0.8t	単位	日	数量	1	単価	43,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,300	30,300	
軽油		L	17	146	2,482	
小型バックホウ（クローラ型）標準・クレーン機能付	排ガス第２次　バケット容量０．１１ｍ３吊０．８ｔ	日	1	10,500	10,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					43,290	
単価					43,290	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路付属物設置工（車線分離標（ﾗﾊﾞｰﾎﾟｰﾙ）設置）	可変式(穿孔式･1本脚) 手間のみ 本体(柱)径φ80 ﾍﾞｰｽ径φ250 高さ800mm 10本以上30本未満 無 無	単位	本	数量	1	単価	5,483

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
車線分離標（ラバーポール）設置	可変式　穿孔式　１本脚　φ８０　高さ８００mm	本	1	27,583.5	27,583	
車線分離標（ラバーポール）	可変式（穿孔式・１本脚）　φ８０　ｈ８００	本	1	-22,100	-22,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,483	
単価					5,483	円／本

参考資料（2）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	基礎ブロック設置		単位	基	数量	6	単価	21,350

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	32,200	32,200	
特殊作業員		人	1	27,200	27,200	
普通作業員		人	1	25,400	25,400	
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)	[標準型・ｸﾚｰﾝ機能付]ﾊﾞｹｯﾄ容量0.11m3 吊能力0.8t	日	1	43,290	43,290	
諸雑費（まるめ）		式	1		10	
計					128,100	
単価					21,350	円／基

参考資料（２）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)	[標準型・ｸﾚｰﾝ機能付]ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3吊能力1.7t	単位	日	数量	1	単価	47,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,300	30,300	
軽油		L	34	146	4,964	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	排ガス第２次　バケット容量０．２８ｍ３吊１．７ｔ	時間	5.8	2,090	12,122	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					47,390	
単価					47,390	円／日

Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	63,440,090		
(2)共通仮設費	9,725,275		
(3)純工事費 (1)+(2)	73,165,365		
(4)現場管理費	28,808,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	101,973,365	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	18,226,635	((7)一般管理費等(計算額)	18,232,433)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)	120,200,000		

(11)消費税相当額	12,020,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	132,220,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	120,200,000
(14)調査基準価格	119,471,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	108,610,000

Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事

特　記　仕　様　書

令和８年８月

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所

道路管理第二課

■ 第１編　共通編

第１章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和８年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等(契約書第 10 条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。
（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月 21 日付基発第 267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　茨城県鉾田市子生地先　緯度 36° 12’ 49”　経度 140° 32’ 56”

終点　茨城県鉾田市子生地先　緯度 36° 13’ 16”　経度 140° 32’ 58”

第７条　コリンズへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、茨城県鉾田市子生地区における交通安全対策工事である。主な工種は道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、道路付属施設工、擁壁工、カルバート工、構造物撤去工であり、それぞれ道路土工 640ｍ３、舗装工 1,200ｍ２、排水構造物工 290ｍ、縁石工 590ｍ、防護柵工 69ｍ、道路付属施設工 15 個、擁壁工 34ｍ、カルバート工 35ｍ、構造物工撤去工 1 式を予定している。

第８条　コリンズへの設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ７常陸河川国道管内交通安全施設等詳細設計業務	4059347147
Ｒ５常陸河川国道管内交通安全施設等詳細設計業務	4055170328

第９条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

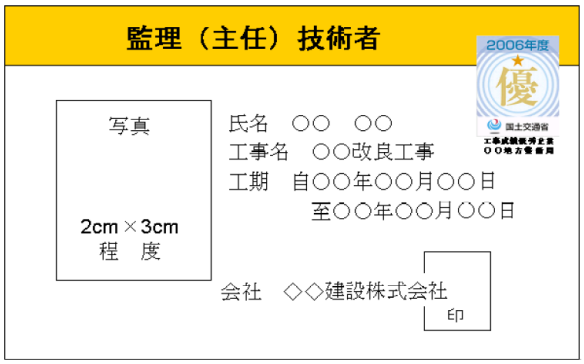

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

１．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。

４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

※別紙様式－００参照

第１１条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

全ての工種

第１３条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公

益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条　工事書類の作成について

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和７年３月版　国土交通省(国土技術政策総合研究所)

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　設計・施工技術連絡会議(三者会議)の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条　ワンデーレスポンスについて

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

１．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１７から１－１－１－１９に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２４条　工事現場発生品

１．本工事から発生する下記の材料の引き渡し場所は、鹿嶋国道出張所資材置き場とする。

２．現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離(km)	摘用
ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋	800×800用	t	0.09	宮中資材基地	30.2	

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　　格	備　　考
再生加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	As 量 5.0%粗粒再生	使用箇所は、図面参照
再生加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	As 量 5.5%密粒再生	使用箇所は、図面参照
再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	RC－40	使用箇所は、図面参照

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

２．特定建設資材の分別解体等の再資源化等

① 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講

ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（構造物撤去工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

１）コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の搬出については以下のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	摘要
ｱｽﾌｧﾙﾄ掘削殻	新栄商事(株) 茨城支店	茨城県小美玉市与沢2533-27	L=17.0km (DID無し)	昼間処分
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	新栄商事(株) 茨城支店	茨城県小美玉市与沢2533-27	L=17.0km (DID無し)	昼間処分
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(有筋)	新栄商事(株) 茨城支店	茨城県小美玉市与沢2533-27	L=17.0km (DID無し)	昼間処分

※上記の処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

２）受入時間

新栄商事(株)茨城支店　　：８時００分～１７時００分

② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年５月）」に定めた様式

１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

３．その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２６条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２７条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。

また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第２８条　工事完成図等の作成について

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２９条　工事完成図の作成、納品について

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開し

ている本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（ＣＤ入り）】

・完成平面図：SXF データ（拡張子 .P21）

・完成縦断図：SXF データ（拡張子 .P21）

・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 P73 参照）】

・チェック結果記録

・完成平面図

・完成縦断図

・「完成平面図」チェック結果記録

・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３０条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和８年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和８年３月改定)の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３１条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３２条　ＩＣＴ活用工事（土工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。但し、現場条件により、Ｉ

ＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について数量・施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下１）～４）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。ただし、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、設計図書や５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和７年３月３１日国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検討基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、または、

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
４）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
８）施工履歴データを用いた出来形管理
９）地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上する。（している。）

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
８）施工履歴データを用いた出来形管理
９）地上写真測量を用いた出来形管理

（実施する（した）出来形管理を具体的に掲載する。）

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～⑤の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３３条　ＩＣＴ活用工事（舗装工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。但し、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、舗装工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事おいては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効果的な確認ができる場合には、以下１）～２から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事及び設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、監督職員と協議の上、以下３）～４）の管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月３１日 国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し施工現場の環境条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点 ㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下１）～２）を原則とするが、現場条件等により以下３）～４）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

４）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上する。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果と

する。

8．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３４条　ＩＣＴ活用工事（擁壁工）について

1．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

2．定義

（1）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（2）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ 活用工事という。

対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ 該当なし（ＩＣＴ建設機械による施工）
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

3．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

4．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には下記１）～４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

また、擁壁工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

１）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

２）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
５）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
６）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量
② ３次元設計データ作成
受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。
３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と併せて行うが、ＩＣＴ擁壁工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。
③ 該当なし
④ ３次元出来形管理等の施工管理
（１）出来形管理
擁壁工等の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数~~以上~~可）して、出来形管理を行うものとする。
また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。
１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。
本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上する。
１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
（２）出来形管理基準および規格値
出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領によるものとする。
１） ３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
（３）出来形管理帳票
現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結

果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

６．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

７．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３５条　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

① 起工測量（選択）

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ 該当なし（３次元出来形管理等の施工管理）

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活

用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴ施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴ施工技術を用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、４．③１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械により施工を実施する場合、４．①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

２）２次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ ３次元データの納品

４．②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、１－３①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。

６．上記４．①（選択）②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３６条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３７条　ＩＣＴ活用工事の費用について（土工）

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事積算要領
・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率

に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３８条　ＩＣＴ活用工事の費用について（舗装工）

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するＩＣＴ施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受

注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３９条　ＩＣＴ活用工事の費用について（擁壁工）

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（擁壁工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４０条　ＩＣＴ活用工事の費用について（作業土工（床掘工））

１．受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（導入型）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４１条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用施工を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第４２条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能
（５）照明設備
（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）
【付属品として備えるもの】
（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
（１０）鏡と手洗器
（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
（１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
（１３）擬音装置（機能を含む）
（１４）着替え台
（１５）臭気対策機能の多重化
（１６）室内温度の調整が可能な設備
（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする

第４３条　BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

（例）

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
〔推奨項目〕	
重ね合わせによる確認	３次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 （例）本工事では、建築限界及び構造物等と官民境界の位置を確認する。
現場条件の確認	３次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。 （例）本工事では、建機の搬出入経路及び旋回範囲を確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの３次元モデルで施工可能かどうかを確認する。 （例）本工事では、交通規制を伴う部分の切り替え、作業スペース等を確認する。 （例）本工事では、工事進捗に伴い変化する仮設及び建機等の作業スペース等を確認する。
施工管理での活用	３次元モデル上で施工手順等を区分し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。 （例）本工事では、護岸工の打設日毎に色分けをし、進捗確認を行う。

〔３次元モデル作成の目安〕

詳細度	２００～３００程度※１ ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報※2 ※2 部材等の名称、規格、仕様等の情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。（BIM/CIM取扱要領「附属資料３ オブジェクト分類」を参照）

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要
２）整理すべき課題
３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
５）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
６）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品

ファイル形式
7）３次元モデルの作成担当者
8）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

1）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）
2）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
2）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）
3）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第４４条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。なお、令和８年度における重点安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ.架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ.建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ.資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ.足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ.地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ.第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ.事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については監

督職員の承諾を得るものとする。

5．工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

地　区	作業区分	交通誘導警備員	備　考
鉾田市子生地区	昼間作業	267人(うち有資格誘導員 89人)	
	夜間作業	39人(うち有資格誘導員 13人)	

7．舗装工事において既設区画線が消去され本区画線表示前に交通開放する場合は、仮区画線を標示すること。

8．交通規制の認識対策

路上工事で、交通規制を行う場合、保安施設の設置、撤去に先がけ、発煙筒を使用するなど、規制帯内への一般車の飛び込み事故の防止に努めること。(参考図参照)

9．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第４５条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

1．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2．真夏日の考え方は下記のとおりである。

1）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が２５℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４６条　安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４７条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４８条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第４９条　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第５０条　環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

１．工種

舗装版撤去工

構造物撤去工

２．施工方法

低騒音・低振動認定機械

騒音防止を施した機械

油圧ジャッキ式破砕機械

３．施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

４．舗装版切断作業

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機(油圧ジャッキ式)を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

第５１条　環境対策(特定調達品目の調達実績の調査について)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。　ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第５２条　環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年３月

30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５３条　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第５４条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５５条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

環境負荷の低減を実施するものとする。

(2) 営繕関係

現場事務所の快適化、健康関連設備および厚生施設の充実等を実施するものとする。

(3) 安全関係

工事標識・照明等安全施設の現場環境改善(電光式標識等)を実施するものとする。

(4) 地域連携

社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の１００%を上限として設計変更の対

象とする。

第５６条　工期変更

１．工期は、雨天、休日等８３日を見込み、契約の翌日から令和９年６月３０日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	６０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率 （実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	０．７６ *※茨城県：猛暑日補正有り*
④余裕期間	任意で設定可能

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２７日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：６日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2021 年～2025 年）の気象庁（水戸観測所）及び環境省（水戸地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年６月３０日

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

また、工期には下表の所要日数を含んでいる。

内　容	日　数	備　考
年度末抑制期間	令和９年３月１日～令和９年３月３１日	

第５７条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５８条　工事工程表の開示試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。※

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合は、これに協力すること。

第５９条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、水戸観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第６０条　施工時期及び施工時間の変更（作業区分）

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間

昼間作業	下記を除くすべての工事	8：00～17：00
夜間作業	排水性舗装工 下層路盤(車道・路肩部)、上層路盤(車道・路肩部)、 基層(車道・路肩部)、中間層(車道・路肩部)、 排水性舗装・表層(車道・路肩部)、	20：00～5：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。
ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第６１条　他工事との調整

１．下記工事の受注業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ７・８鹿嶋国道管内維持工事	鹿嶋国道出張所管内	令和7年4月～令和9年3月
Ｒ７・８鹿嶋国道管内緑地管理工事	鹿嶋国道出張所管内	令和7年4月～令和9年2月

第６２条　工事支障物件

本工事区間においては、工事支障物件を見込んでいない。なお、施工条件に変更を要する場合には、監督職員と協議するものとする。

第６３条　概算・概略数量

１．本工事は、概略構造及び概略数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。

２．詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和８年９月上旬とする。

第６４条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

１）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL https://www.netis.mlit.go.jp

２）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６５条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において第６４条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第６４条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６６条　建設現場の遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams､zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 1

21 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６７条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６８条　契約後ＶＥ方式

１．定義について

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲について

（１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

２）契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出について

（１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

４）発注者が別途発注する関連工事との関係

５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査について

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審議を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否について

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等について

（１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

（４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護について

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在について

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるのもではない。

第６９条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６４条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第７０条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の

確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第７１条　情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式－１８を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第７２条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

１．本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
２．受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
３．受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
４．受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を

速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

５．受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

６．なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第７３条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

① 低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品の見積書
・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第７４条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第７５条　中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

１．本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

２．調達検討資材は下表を想定している。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

表－１ 調達検討資材

資 材 名	規　格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
硬質ポリ塩化ビニル管	VU 管 φ75	4.0m	Ｒ８．９月	鉾田地区
硬質ポリ塩化ビニル管	VU 管 φ100	12.0m	〃	〃
硬質ポリ塩化ビニル管	VU 管 φ150	8.0m	〃	〃
硬質ポリ塩化ビニル管	VU 管 φ200	3.0m	〃	〃
硬質ポリ塩化ビニル管	VU 管 φ300	351.0m	〃	〃
硬質ポリ塩化ビニル管	VP 管 φ30	0.3m	〃	〃
塩化ビニル製雨水桝	φ200 H＝0.3m	1 個	〃	〃
塩化ビニル製雨水桝	φ200 H＝0.6m	1 個	〃	〃
塩化ビニル製雨水桝	φ200 H＝0.8m	1 個	〃	〃

３．受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

４．受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第２章　土工

第７６条　建設発生土の受け入れ地

本工事から発生する残土の処分は、下記のとおりとする。

１．受け入れ場所

茨城東ＩＣ資材置場

運搬距離　L=21.1km（DID 無し）

２．搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

３．受け入れ地での処理方法は、整地を見込んでいる。

４．工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

５．受注者は、本工事から建設発生土を１００ｍ^{3}以上搬出する場合は、別紙様式－８により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・ＦＡＸ等で提出しなければならない。

なお、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

１）工事件名、工事概要、工事場所
２）工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
３）工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
４）建設発生土の運搬業者名
５）建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
６）建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
７）建設発生土の搬出時期（搬出期間）
８）建設発生土の土質（砂、ローム等）、土質（ｍ３）

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

第７７条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

NO	使用区分	呼び強度	粗骨材の最大寸法	水ｾﾒﾝﾄ比	ｾﾒﾝﾄの種類	参考ｽﾗﾝﾌﾟ ※注1	摘要
		N/mm2	mm	%以下		cm	
1	全ての構造物（無筋構造物）	σck=18N/mm2 (180kgf/cm2)	25mm (20mm)	指定なし	高炉ｾﾒﾝﾄ Ｂ種	8	図面参照

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注１

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが 12cm を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成１４年８月一部改正）により行うものとする。

第７８条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
・最大高さ１ｍ未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管（函）渠等（φ600 未満、600㎜×600㎜ 未満）の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。

・耐久性を期待しない構造物。

第４章　個人情報の取り扱いについて

第７９条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第８０条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８１条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第８２条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第８３条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第８４条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第８５条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８６条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第８７条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第８８条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第８９条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

■ 第２編　材料編

第１章土木工事材料

第９０条　一般瀝青材料

１．ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用　途	針入度	摘　要
表層，基層	４０－６０	車道舗装工、
上層路盤，歩道舗装	６０－８０	車道舗装工、歩道舗装工

■ 第３編　土木工事共通編

第１章　総則

第９１条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を日本振興株式会社に委託している。

第９２条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を日本振興株式会社に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第９３条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

８．ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第９４条　施工者と契約した第三者による品質証明の試行

１．試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和 5 年 6 月 1 日付け国会公契第 11 号、国官技第 64 号、国北予第 7 号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき実施するものとする。

２．品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

３．品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。品質証明者は複数人登録を可能とする。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

（１）組織においては、以下のいずれかに該当する者

１）当該工事の施工者

２）当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２

次以下も含む。）にある者

（２）個人においては、以下のいずれかに該当する者

１）当該工事の施工者

２）当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

（３）（１）又は（２）に掲げる者のいずれかに属している者

（４）当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

（５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

（６）当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

① 当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

② 品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人

４．品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

① 要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施

② 品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等

③ 品質証明の期間

④ 契約金額

５．品質証明者との契約書の写し等の提出

受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。

６．品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

７．契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

８．品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

９．アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

１０．実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなけれ

ばならない。

１１．品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

１２．品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は５８．５日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。また、早出・残業、休日・夜間等、品質証明のための臨場日数以外の費用についても、実績にあわせて契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

１３．業務効率化

① 品質証明チェックシート以外に添付すべき資料の有無、チェックシートの内容・項目については、３者（施工者、品質証明者、監督職員）で協議の上、工事着手するものとする。

但し、既存資料の活用や、添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

② 受注者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るよう、メールやＦＡＸ、ＡＳＰ等を活用し、進捗状況の共有に努めること。

１４．確認の頻度

品質証明の確認頻度は、ガイドライン記載の頻度を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等からガイドライン記載の頻度で実施することに支障がある場合は、3 者（施工者、品質証明者、監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手すること。

１５．ヒアリングの実施

受注者は、監督職員から、今年度の取り組みの効果や採算性や参入意欲向上のヒアリング等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたヒアリング等への協力を求めるものとする。実施にあたっての調査票は、監督職員より通知する。

第９５条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第９６条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第９７条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第９８条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

■ 第４編　道路編

第１章　舗装

第９９条　材料

１．粒状路盤材クラッシャーランは、ＲＣ４０とする。

２．粒度調整路盤材料は、Ｍ４０とする。

３．加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘　要
ＲＡst	再生瀝青安定処理	４０	４．０	上層路盤
改ⅡＡ①	改質粗粒度アスコン	２０	５．０	中間層
ＲＡ①	再生粗粒度アスコン	２０	５．０	基層
ＲＡ②	再生密粒度アスコン	２０	５．５	表層
Ａ⑨	開粒度アスコン	１３	４．５	表層(歩道)
Ａ③	細粒度アスコン	１３	６．５	表層(歩道)

４．基層の１層の最大仕上げ厚さは、７㎝とする。

５．基層の舗設後、不陸が生じた場合は、表層の舗設に先立ち、レベリングを行うものとする。なお、レベリングに用いるアスファルト混合物は再生密粒度アスコンを原則とする。

第１００条　ポリマー改質アスファルトⅡ型

１．配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75μｍふるい通過質量百分率は小さめにする。75μｍふるい通過分のうち回収ﾀﾞｽﾄ分は30%を越えないものとする。最適アスファルト量は、下記のﾏｰｼｬﾙ基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

安定度　S （ｋN）	フロー値Ｆ (1/100cm)	空隙率 (%)	飽和度 (%)	Ｓ／Ｆ (kN/m)
7.35以上	土木工事共通仕様書による。			2,500以上

注）突き固め回数は75回とする。

耐流動対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、ＤＳ値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

ＤＳの目標値は下表のとおりとするが 、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

（単位：回／mm程度）

種　別	交通量区分 Ｎ６		交通量区分 Ｎ７	
	一般部	交差点部	一般部	交差点部
表　層	3,000	4,000	4,000	5,000
基　層	－	4,000	4,000	5,000

注）上表は一般部と交差点部のＤＳの目標値を分けて施工する場合の記載例であり、一般部と交差点部のＤＳの目標値を同一にする場合は交差点部のＤＳ値に合わせることとする。

２．混合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。混合温度は、アスファルトの動粘度が150 ～300 センチストークス（セイボルトフロール度75～150 秒）を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温度が異なるため留意するものとする。

３．混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

４．敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し速やかに敷均しを行い、十分に転圧を行うものとする。

５．施工計画

一般部、交差点部の標準的な１日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては、初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

第１０１条　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物前審査における品質管理基準」によるものとする。

第１０２条　歩行者系舗装

１．配合設計

歩道における透水性舗装の表層に用いる開粒度アスコンは、下表の基準値を満足するものとする。アスファルト量の設定に際しては、施工時に分離がおこらないように慎重に行うものとする。

試験項目	基準値	試験方法
安定度{kN（kgf)}	3.5以上 (350)	マーシャル試験
フロー値(1/100cm)	20 ～40	マーシャル試験
空隙率（%）	12 以上	舗装調査・試験法便覧
透水係数(cm/sec)	10^{-2}以上	舗装調査・試験法便覧

２．フィルター層に使用する砂の品質目標値は、以下のとおりとする。

項　目	目標値
75μmふるい通過量(%)	6以下

第２章　その他

第１０３条　舗装台帳

舗装台帳の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料各２部（原稿１部、コピー１部）

１）舗装台帳

２）舗装施工データシート（別紙様式－１４）

３）舗装施工概略図

４）位置図(1／5 万)
５）平面図(完成平面図)
(注)道路標識台帳の資料作成のみの場合は、舗装台帳等の資料を道路標識台帳の資料に置き換える。

第１０４条　全国道路施設点検データベース（舗装）への登録について

受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検 DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第１０５条に定めるとおりとする。なお、点検 DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（https://www.jice.or.jp/pavement_db/）で閲覧できる。

第１０５条　登録するデータに係る権利について

１．本工事の成果として点検 DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

２．点検 DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB（舗装）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

３．受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作者人格権を行使せず又は行使させない。

４．前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。

５．発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

６．受注者は、点検 DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第１０６条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全処置等を講ずるものとする。

３．工事箇所において震度４以上の地震が発生した場合は、土・日曜日、祭日及び天候等

による休工日に係わらず、ただちに現場及び工事関連施設の状況確認を行い、概ね１時間以内に異常の有無を監督職員に報告するものとする。

第１０７条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。

５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

① 道路施設台長作成総括表
② 道路施設基本データ総括表
③ 道路施設基本データ一覧表
④ 道路施設台帳チェックシート
⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦ 工事数量総括表

第１０８条　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０９条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。（別紙様式－２０）

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第６１条 第５６条 第５６条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第５０条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第４４条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第７６条 第２５条

概略工事工程表

別紙－５

工事名：Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事

工　種	単位	数量	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	備考
準備	式	1											・50日間
道路土工	式	1											・掘削工(2pt)
排水構造物工	式	1											・排水構造物工(1pt)
縁石工	式	1											・縁石工(1pt)
舗装工	式	1											・舗装工(1pt)
防護柵工	式	1											・防護柵工(1pt)
道路付属施設工	式	1											・道路付属施設工(1pt)
擁壁工	式	1											・擁壁工(1pt)
カルバート工	式	1											・カルバート工（1pt)
構造物撤去工	式	1											・構造物撤去工(1pt)
仮設工	式	1											・仮設工（1pt)
後片付け	式	1											・20日間（標準）
制約条件 年末年始	－												・12月下旬、1月上旬
制約条件 路上工事抑制	－												・3月
制約条件 影響する他工事	－												Ｒ７・Ｒ８鹿嶋国道管内緑地管理工事（令和7年4月1日～令和9年2月28日）
制約条件 影響する他工事	－												Ｒ７・Ｒ８鹿嶋国道管内維持工事（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
支障物件の移設	－												占用物件（電柱）移設
雨休率の適用	準備・後片付けを除く、雨休率を適用（猛暑日補正無し）												

余裕期間※任意で設定可能

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》
　本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
　なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

別紙様式－２０

○○○○工事説明書

工 事 名	○○○○工事
発注者名	国土交通省　関東地方整備局　常陸河川国道事務所
受注者名	株式会社　△△建設
工　　期	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日
事 業 名	○○整備事業

事業の概要及び整備効果

当該事業は、・・・を目的に、・・・・・

工事内容

当該工事は、上記○○整備事業（延長○○ｋｍ）の内、○○ｋｍを整備する工事であり、主な工事内容としては、・・・・・

なお、○○工の施工においては、○時～○時まで片側１車線規制により・・・

連絡先

発　注　者	受　注　者
関東地方整備局　常陸河川国道事務所 道路管理第二課 ＴＥＬ：０２９－２４０－４０７３	株式会社　△△建設 ○○現場事務所 ＴＥＬ：○○○－○○○－○○○○

保安施設設置標準図：参考例

保 安 施 設 設 置 標 準 図 ： 参 考 例

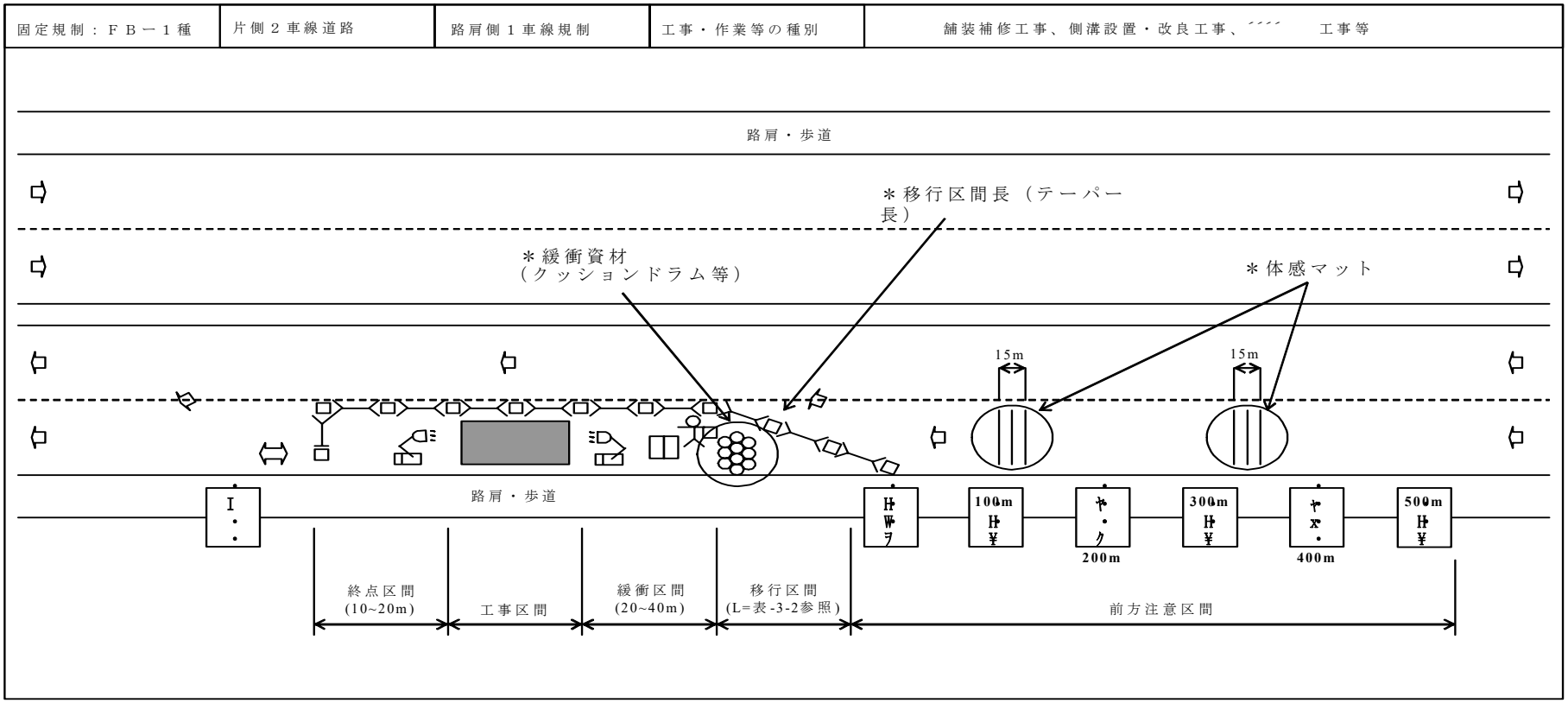

？１「交通誘導ロボット」、「標識車の追加」については必要に応じ設置する。

？２「道路工事の安全施設設置要領(案)平成８年３月(財)道路保全技術センター」より抜粋

参考図

規 制 区 間 と 発 煙 筒 と の 関 係

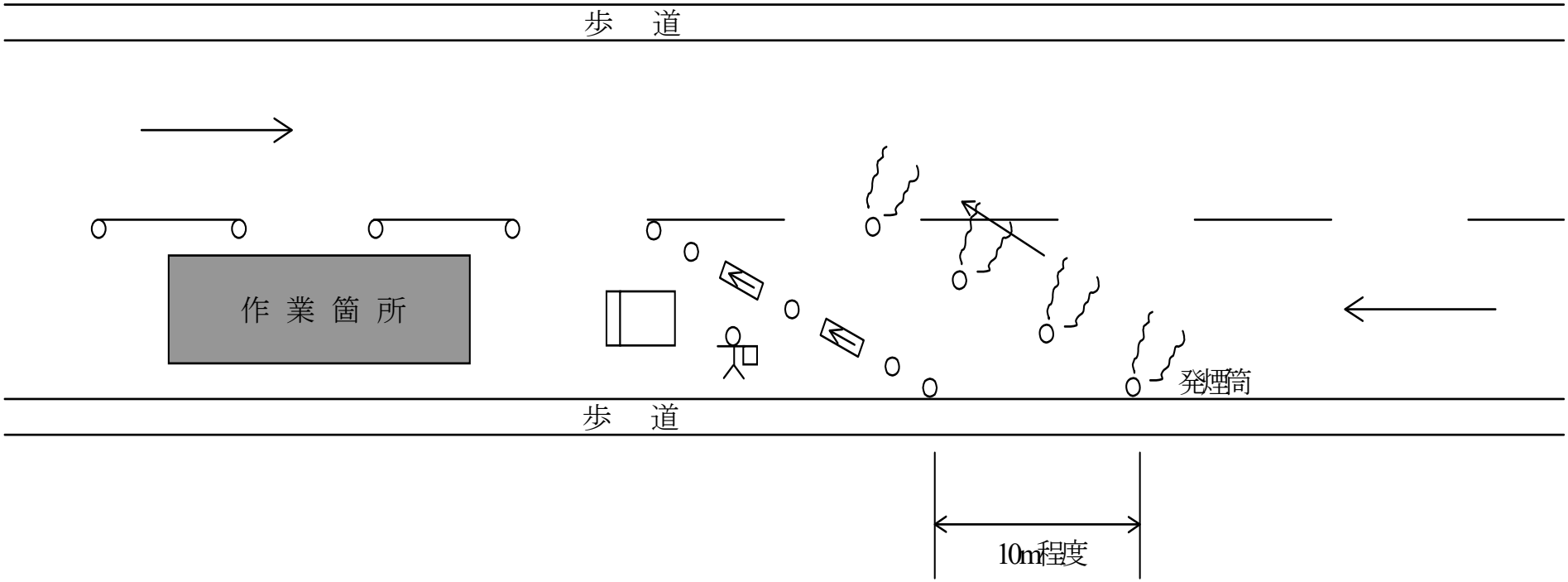

位置図　S=1:50,000

【一般国道51号 子生歩道整備】

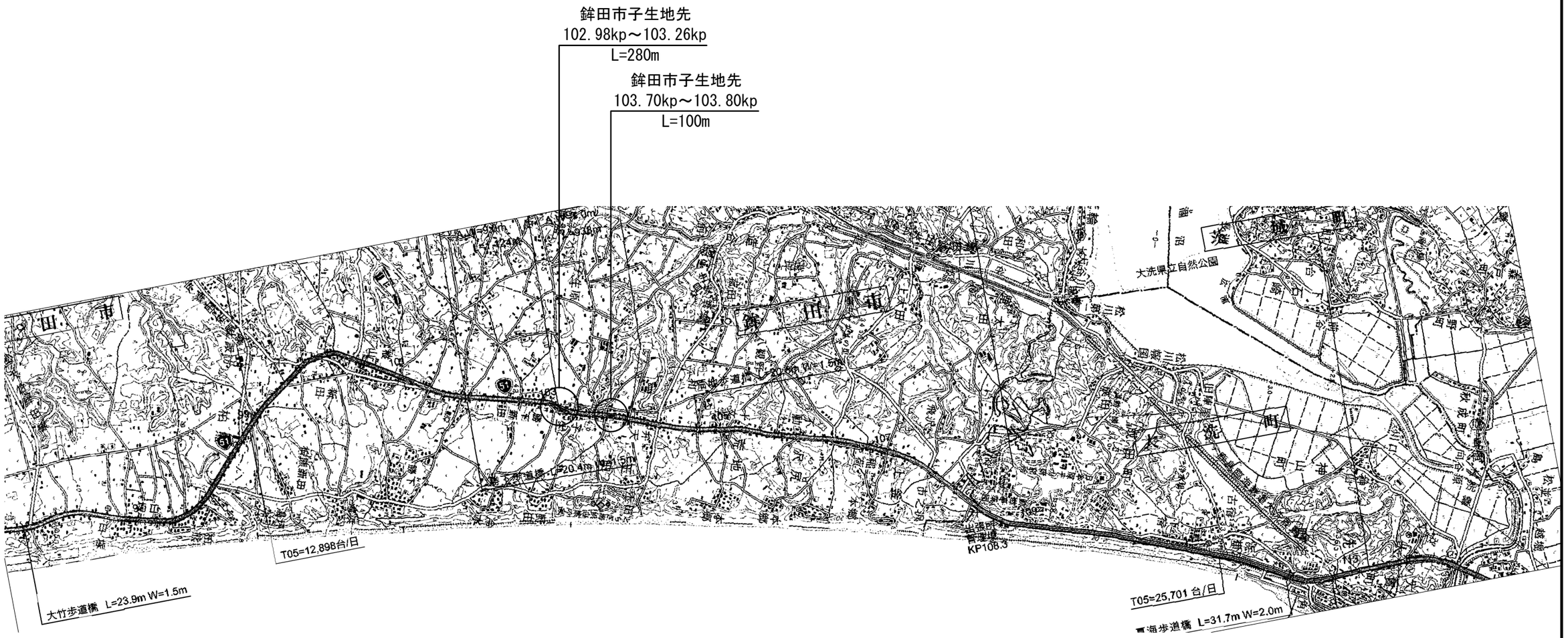

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事										
図面名	位置図										
年月日	令和　8 年　8 月　　日										
縮尺	1:50,000	図面番号	48　の　1								
設計会社名	株式会社　建設技術研究所										
所長		副所長		課長		建設専門官		専門官		担当	
事務所名	国土交通省　常陸河川国道事務所										

平面図(1) S=1:500

工事起点
102.98kp

工事終点
103.26kp

道路土工
掘削工　640 m3
路体盛土工　路体(築堤)盛土 6 m3
残土処理工　整地 620 m3　土砂等運搬 620 m3

舗装工
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(1)歩道部(横断函渠)　下層路盤(歩道部) 8 m2　表層(歩道部) 8 m2
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (2)仮設歩道部　下層路盤(歩道部) 27 m2　表層(歩道部) 27 m2
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (3)支道部　上層路盤(車道・路肩部) 47 m2　表層(車道・路肩部) 47 m2
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(4)乗入れ部(W≦4)　上層路盤(歩道部) 52 m2　表層(歩道部) 52 m2
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(5)乗入れ部(4＜W≦8)　上層路盤(歩道部) 62 m2　基層(歩道部) 62 m2　表層(歩道部) 62 m2

排水性舗装工
下層路盤(車道・路肩部)【夜間】 351 m2　上層路盤(車道・路肩部)【夜間】 351 m2　基層(車道・路肩部)【夜間】 351 m2　中間層(車道・路肩部)【夜間】 248 m2　排水性舗装・表層（車道・路肩部）【夜間】 453 m2

透水性舗装工
ﾌｨﾙﾀｰ層 580 m2　下層路盤(歩道部) 580 m2　表層 580 m2

(BP) BC1 NO.1 NO.2 NO.3 NO.4 SP1 NO.5 NO.6 NO.7 NO.8 NO.9 EC1 NO.10 NO.11 NO.12 NO.13 BC2 NO.14 NO.15 NO.16 SP2 NO.17 NO.18 NO.19 NO.20 EC2

BC.1 NO.0+9.708 R=513.500 L=179.488
BP NO.0+0.000 L=9.708 R=∞
EC.2 NO.20+1.890 L=341.751 R=∞

NO.13+14.022 L=12.248
NO.13+26.270 R=38.000

国道51号
主3187号線
市道地先2126号線
NTT電話支柱
NTT電話支柱(3)
井天687
井天6-7
井天3
井天81
NO.7+12.0 第1号乗入部
NO.9+1.0 第4号乗入部
NO.9+19.0 第5号乗入部
NO.12+18.0 第8号乗入部
NO.13+3.2 第9号乗入部
NO.17+7.6 第12号乗入部

車止めﾎﾟｽﾄ N=2
視線誘導鋲(@25) N=3
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄ街渠桝(2) N=1箇所
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄ街渠桝(3) N=1箇所
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄ街渠桝(4) N=1箇所
調整コンクリート 9.0m3
街渠可変側溝(1) L=19.8m
街渠可変側溝(2) L=16.0m
街渠可変側溝(3) L=39.6m
街渠可変側溝(4) L=6.7m
鉄筋コンクリート台付管(2) L=0.8m
現場打ち集水桝(3) N=1 700×700×900
現場打ちL型側溝 L=3.8m
歩車道境界ブロック(2) L=28.0m
歩車道境界ブロック(3) L=8.0m
歩車道境界ブロック(2) L=22.5m
歩車道境界ブロック(3) L=4.0m
歩車道境界ブロック(5) L=0.6m
歩車道境界ブロック(3) L=4.0m
歩車道境界ブロック(2) L=10.7m
歩車道境界ブロック(5) L=0.6m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
歩車道境界ブロック(5) L=0.6m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
舗装止ブロック(2) L=53.1m
舗装止ブロック(1) L=38.0m
現場打ち集水桝(4) N=1箇所 700×700×1000
視線誘導鋲(@40) N=3
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄ街渠桝(5) N=1箇所
鉄筋コンクリート台付管(2) L=6.2m
街渠可変側溝(4) L=25.9m
現場打ちL型側溝 L=3.0m
歩車道境界ブロック(5) L=0.6m
歩車道境界ブロック(2) L=41.1m
歩車道境界ブロック(3) L=10.3m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
歩車道境界ブロック(2) L=3.1m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
舗装止ブロック(1) L=109.0m
ガードパイプ L=50.3m
歩車道境界ブロック(2) L=50.7m
街渠可変側溝(4) L=44.1m
街渠可変側溝(3) L=17.2m
街渠可変側溝(2) L=14.1m
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ(3) L=17.1m
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ(3) L=2.0m
現場打ちL型側溝 L=2.2m
現場打ち集水桝(1) N=1箇所 700×700×700
現場打ちL型側溝 L=3.1m
歩車道境界ブロック(2) L=2.4m
歩車道境界ブロック(1) L=2.4m
歩車道境界ブロック(2) L=2.4m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
舗装止ブロック(1) L=8.0m
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄ擁壁 L=3.0m
舗装止ブロック(1) L=5.9m
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄ擁壁 L=8.9m
現場打ち集水桝(1) N=1箇所 700×700×700
ﾌﾞﾚｷｬｽﾄ街渠桝(2) N=1箇所
街渠側溝(2) L=23.2m
ガードパイプ L=7.4m
ガードパイプ L=10.0m
歩車道境界ブロック(5) L=0.6m
歩車道境界ブロック(2) L=8.9m
歩車道境界ブロック(4) L=0.6m
歩車道境界ブロック(3) L=4.2m
現場打ち集水桝(1) N=1箇所 700×700×700
浄化槽ブロアー
浄化槽
トイレ
水道
洗い場
単独
砂利敷
盛石
G
As
Co

凡例
NTT
水道

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	平面図(1)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:500	図面番号	48 の 2
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

平面図(2) S=1:500

工事起点
103.70kp

工事終点
103.80kp

排水構造物工
作業土工
床掘り 1 式　埋戻し 1 式　土砂等運搬 1 式　整地 1 式

側溝工
ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ 5 m3

管渠工
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管 (1) 2 m　蓋 (1) 1 枚　蓋 (2) 6 枚

縁石工
作業土工
床掘り 1 式　埋戻し 1 式　土砂等運搬 1 式　整地 1 式

ｶﾙﾊﾞｰﾄ工
作業土工
床掘り 1 式　埋戻し 1 式　土砂等運搬 1 式　整地 1 式

構造物撤去工
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工
要止めｺﾝｸﾘｰﾄ 0.05 m3　間詰ｺﾝｸﾘｰﾄ 0.01 m3　あと施工アンカー 16 本　防護鉄板 (1) 1 枚　防護鉄板 (2) 1 枚　蓋 2 枚

構造物取壊し工
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し (1) 16 m3　ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し (2) 79 m3　舗装版切断 (1) 1 式　舗装版切断 (2) 1 式　舗装版破砕 (1) 43 m2　舗装版破砕 (2) 155 m2　現場発生品運搬 0.09 t

排水構造物撤去工
排水管撤去 (1) 24 m　排水管撤去 (2) 0.3 m

運搬処理工
殻運搬 (1) 41 m3 殻運搬 (2) 16 m3 殻運搬 (3) 79 m3 殻処分 (1) 41 m3 殻処分 (2) 16 m3 殻処分 (3) 79 m3

仮設工
作業土工
床掘り 1 式　埋戻し 1 式

仮水路工
仮設排水管 (1) 1 式　仮設排水管 (2) 1 式　仮設排水管撤去 1 式

現場打ち街渠桝
N=1箇所

ブロック現場境界線中央

NO.38　NO.39　NO.40　SP3 NO.41　NO.42　NO.43　NO.44　EC3　NO.45　NO.46　NO.47　NO.48　NO.49　NO.50　NO.51　NO.52　NO.53　NO.54　NO.55　NO.56 (EP)

NO.40+12.7 第45号乗入部
NO.41+7.0 第47号乗入部
NO.42+10.0 第49号乗入部
NO.43+2.5 第50号乗入部
NO.44+9.0 第51号乗入部

EC.3 NO.44+8.671 R=∞ L=31.327

EP NO.56+0.000 (主塔)

車止めﾎﾟｽﾄ N=2

視線誘導鋲(@35) N=3
視線誘導鋲(@40) N=1

現場打ち集水桝 (2) N=1箇所 700×700×800
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (3) N=1箇所
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (4) N=1箇所
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1) N=1箇所
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1) N=1箇所
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (3) N=1箇所
現場打ち街渠桝 N=1箇所
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1) N=1箇所
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1) N=1箇所
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (2) N=1箇所

街渠可変側溝 (2) L=23.4m
街渠可変側溝 (3) L=13.6m
街渠側溝 (1) L=44.1m
街渠可変側溝 (1) L=8.0m

ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1) L=8.4m
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (2) L=0.9m

現場打ちL型側溝 L=3.1m

転落(横断)防止柵 L=2.7m

歩車道境界ブロック (5) L=0.6m
歩車道境界ブロック (2) L=9.0m
歩車道境界ブロック (2) L=8.5m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (3) L=4.0m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (3) L=4.0m
歩車道境界ブロック (2) L=16.7m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (3) L=6.0m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (2) L=16.1m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (3) L=4.2m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (2) L=11.1m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m
歩車道境界ブロック (3) L=4.0m
歩車道境界ブロック (2) L=7.4m
歩車道境界ブロック (4) L=0.6m

舗装止
舗装止ブロック (3) L=12.5m
舗装止ブロック (3) L=10.2m
舗装止ブロック (1) L=15.8m
舗装止ブロック (1) L=4.0m
プレキャスト擁壁 L=14.4m
舗装止ブロック (3) L=2.8m
舗装止ブロック (1) L=10.8m
舗装止ブロック (3) L=12.3m
プレキャスト擁壁 L=8.5m
舗装止ブロック (1) L=4.0m
舗装止ブロック (1) L=4.2m

凡例

NTT	
水道	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	平面図(2)		
年月日	令和　8 年 8 月　日		
縮尺	1:500	図面番号	48 の 3
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

縦断図(1)　V=1:100 H=1:500

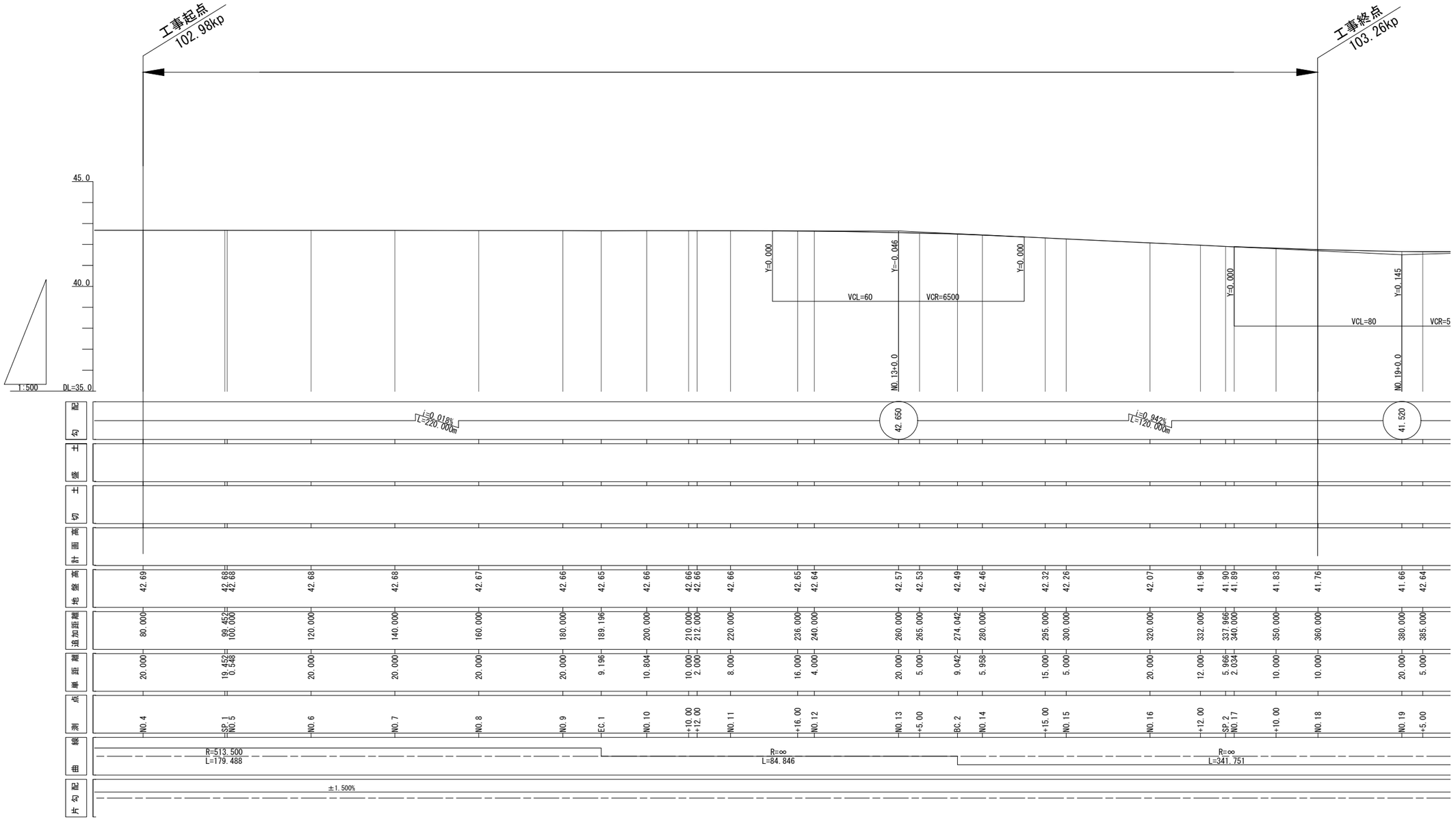

（注）本図は、現況２車線の縦断勾配を実測縦断図に当てはめた擬似縦断図である。
本設計では、現況２車線側の切削・ｵｰﾊﾞｰﾚｲが生じないように、実測横断図の現況路面高を基準として計画しているため留意されたい。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	縦断図(1)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	48 の 4
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

縦断図(2)　V=1:100 H=1:500

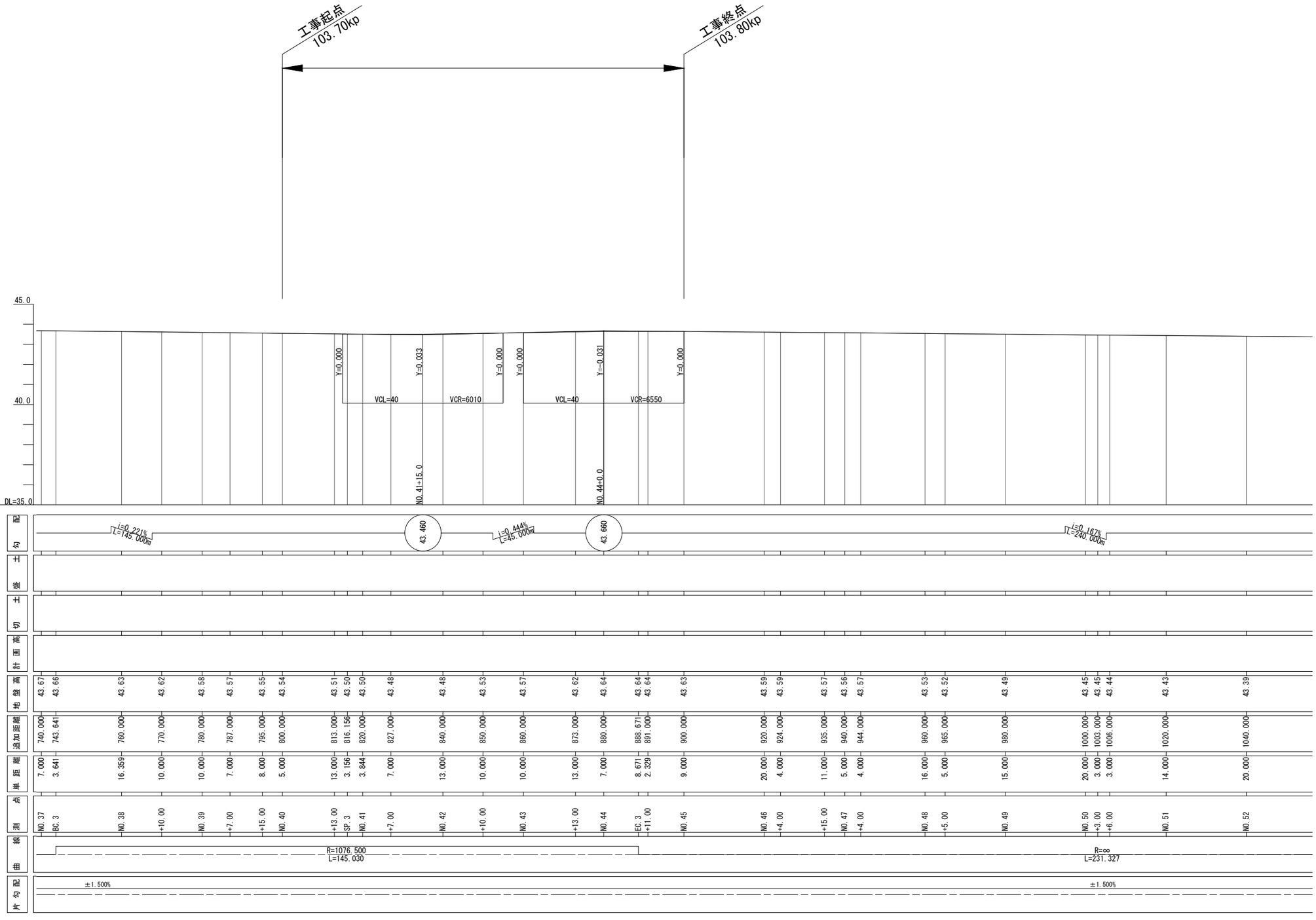

（注）本図は、現況２車線の縦断勾配を実測縦断図に当てはめた擬似縦断図である。
本設計では、現況２車線側の切削・ｵｰﾊﾞｰﾚｲが生じないように、実測横断図の現況路面高を基準として計画しているため留意されたい。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	縦断図(2)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	48 の 5
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

標準横断図 S=1:50

切　土　部

NO.18

GH=41.76
FH=

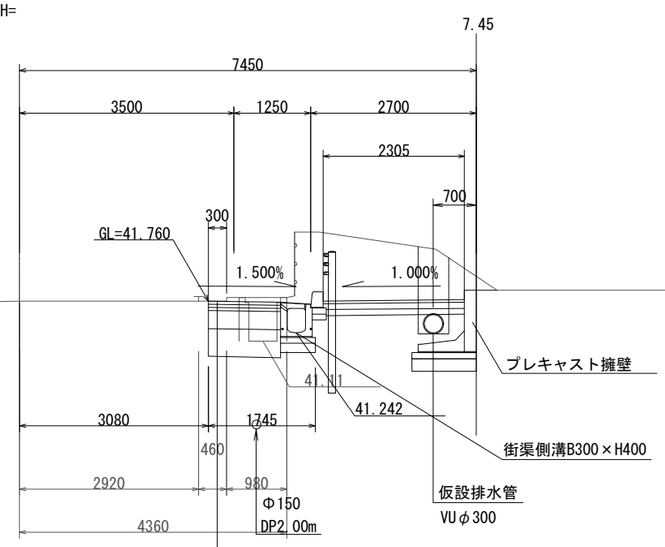

排水性舗装工

表　層：ポーラスアスファルト混合物(13)	t=50
タックコート（PK-4）　0.43L/m2	
中間層：改質ＡＳ粗粒Ⅱ型(20)	t=50
タックコート（PK-4）　0.43L/m2	
基　層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
タックコート（PK-4）　0.43L/m2	
上層路盤：再生瀝青安定処理材(40)	t=300
プライムコート（PK-3）　1.26L/m2	
下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-40)	t=450

設計CBR3.0%

設計条件一覧表

道 路 規 格	第３種 第２級
設 計 速 度	V= 50 Km/h
交 通 区 分	N7（D交通）
設計ＣＢＲ	3.0%

盛　土　部

NO.8

GH=42.67
FH=

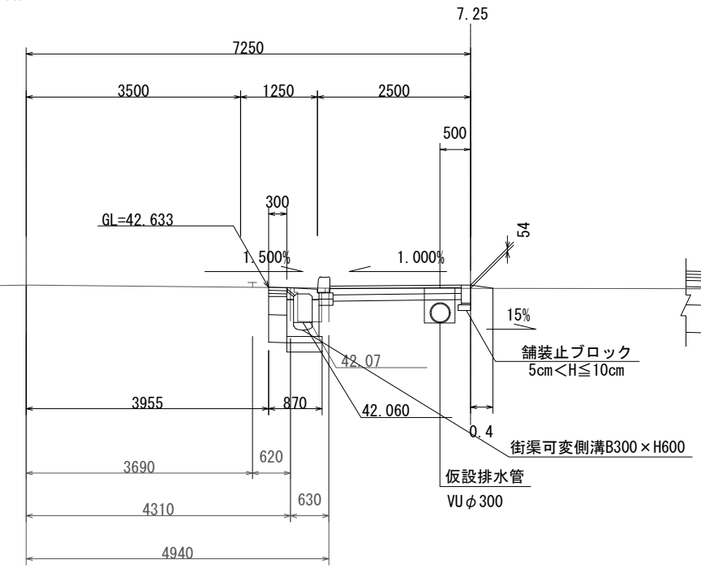

盛土高20cmを超える場合

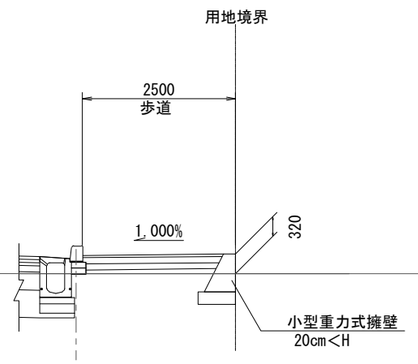

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図 面 名	標準横断図		
年 月 日	令和　8 年 8 月　　日		
縮　　尺	1:50	図面番号	48 の 6
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(1) S=1:100

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	0.9
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.8
GH=42.67
FH=

DL=40.000

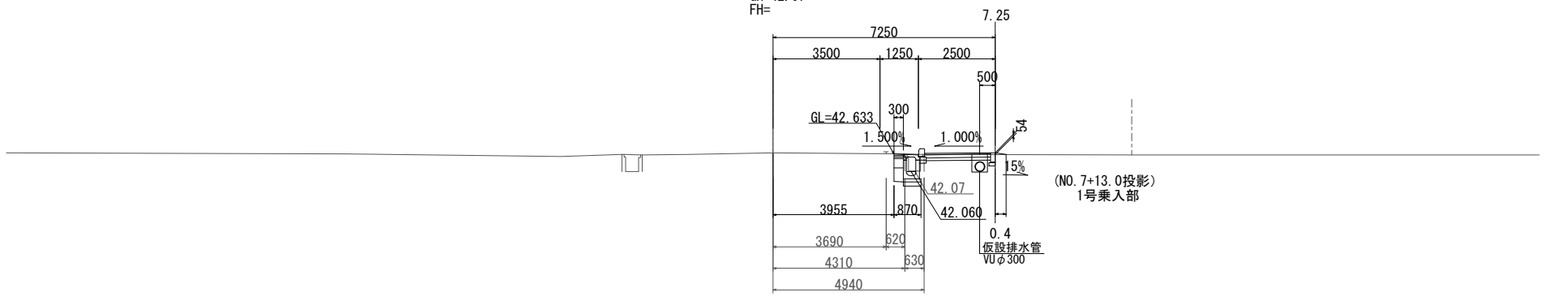

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.1
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	0.2

NO.7
GH=42.68
FH=

DL=40.000

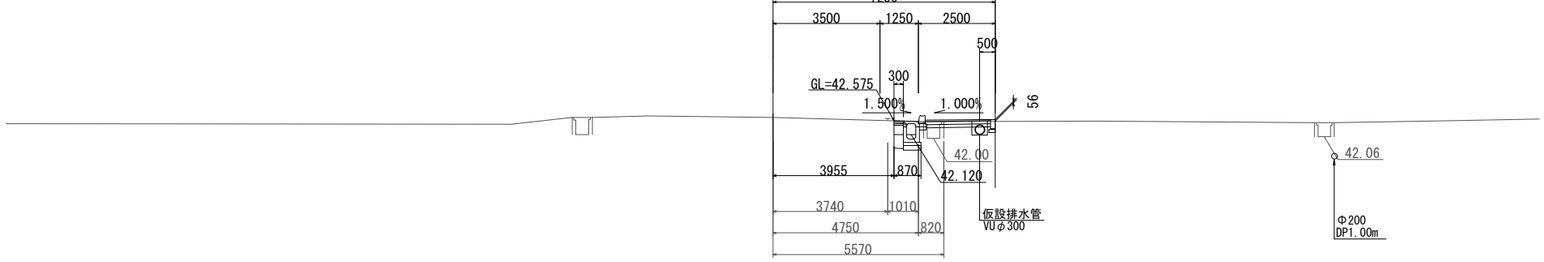

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.1
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	0.2

NO.6
GH=42.68
FH=

DL=40.000

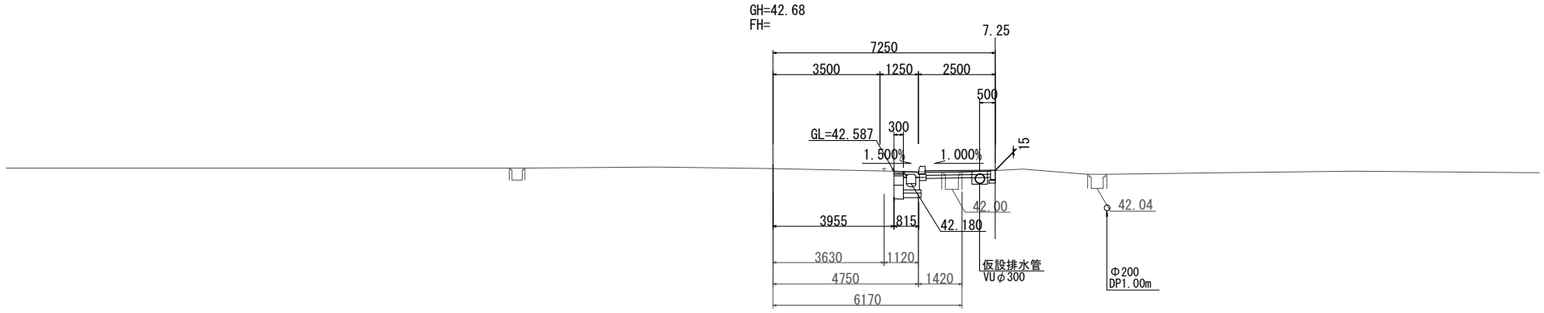

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8国道51号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(1)		
年月日	令和 8年 8月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 7
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(2) S=1:100

DL=40.000

NO.10

GH=42.66
FH=

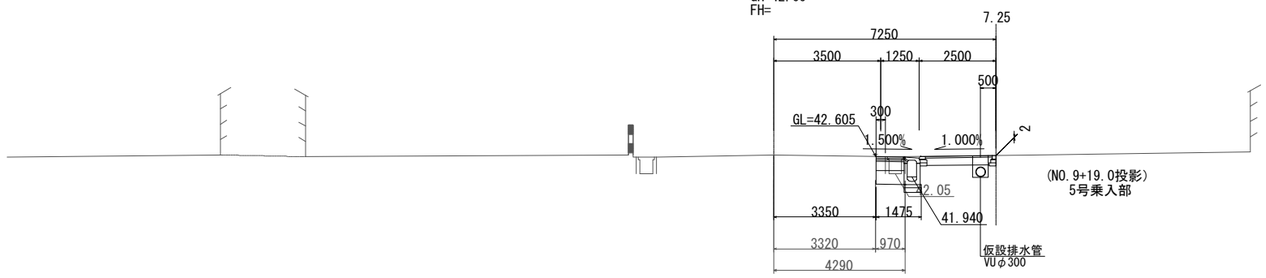

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.7
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

DL=40.000

EC.1(NO.9+9.196)

GH=42.65
FH=

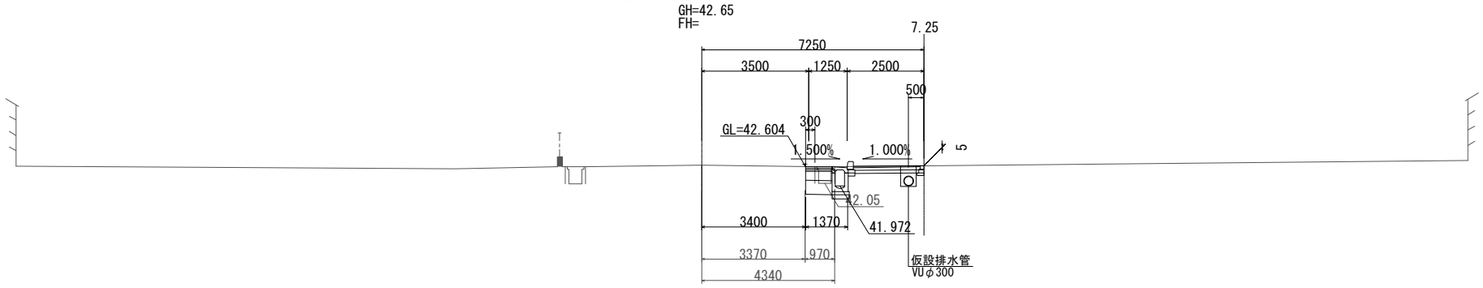

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.5
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

DL=40.000

NO.9

GH=42.66
FH=

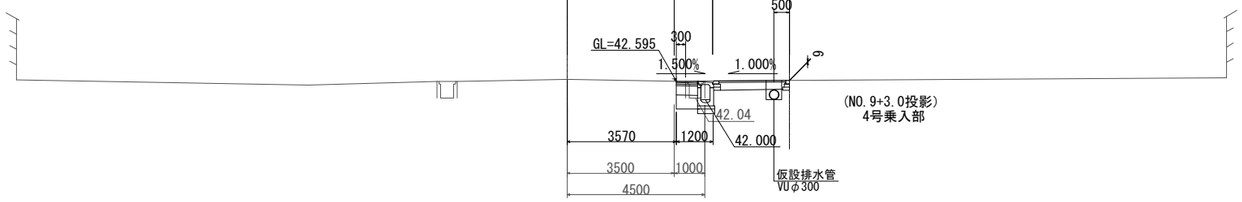

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.5
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(2)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 8
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(3) S=1:100

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.7
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.12
GH=42.64
FH=

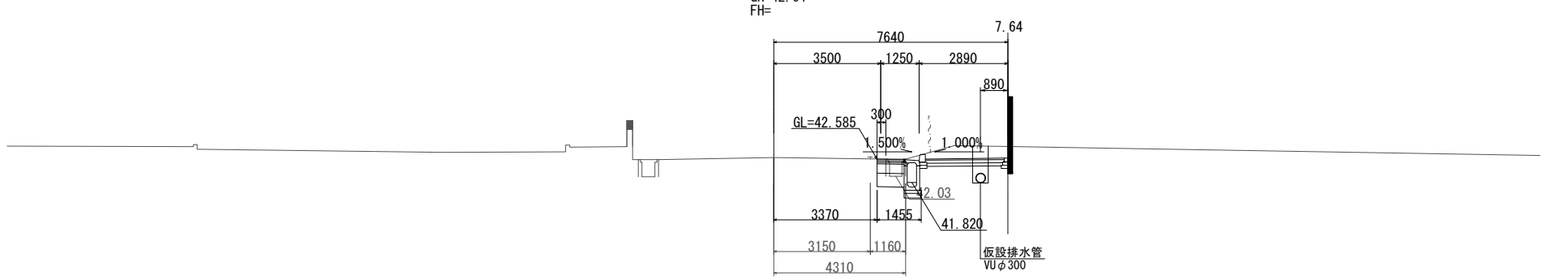

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.9
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.11
GH=42.66
FH=

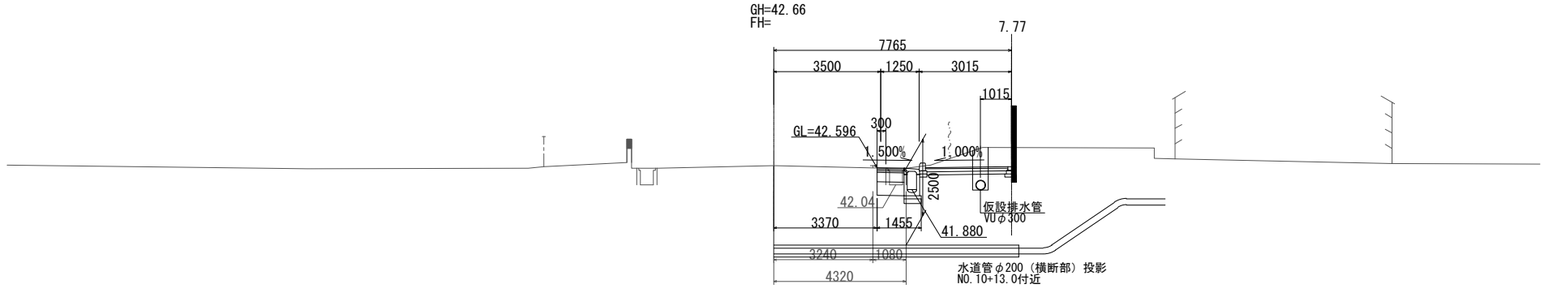

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.4
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.10+10.00
GH=42.66
FH=

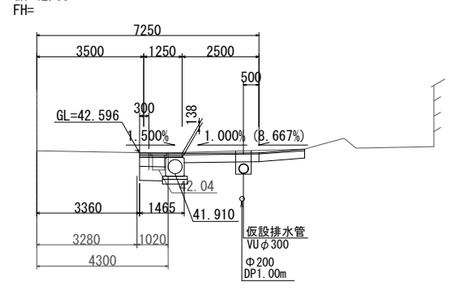

DL=40.000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(3)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 9
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(4) S=1:100

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.9
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

BC.2(NO.13+14.042)
GH=42.49
FH=

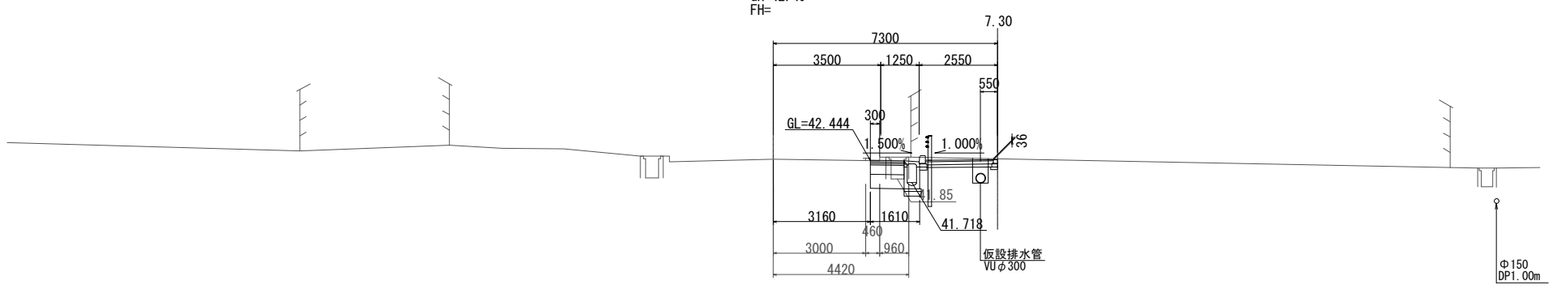

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.2
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.13+5.00
GH=42.53
FH=

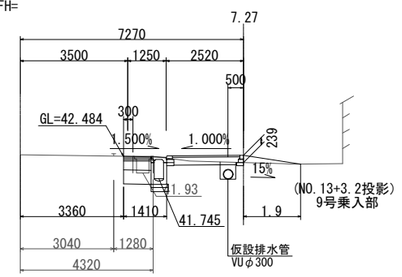

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.3
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	

NO.13
GH=42.57
FH=

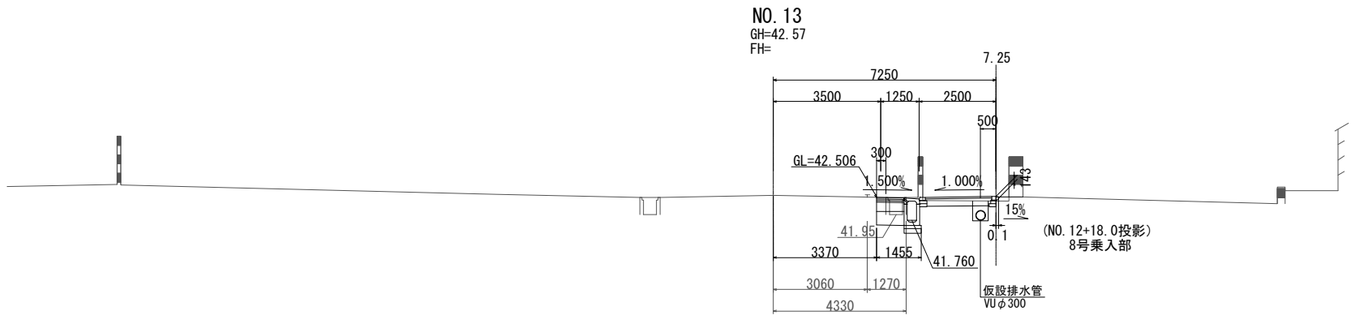

DL=40.000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8国道51号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(4)		
年月日	令和 8年 8月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 10
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(5) S=1:100

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.4
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.16
GH=42.07
FH=

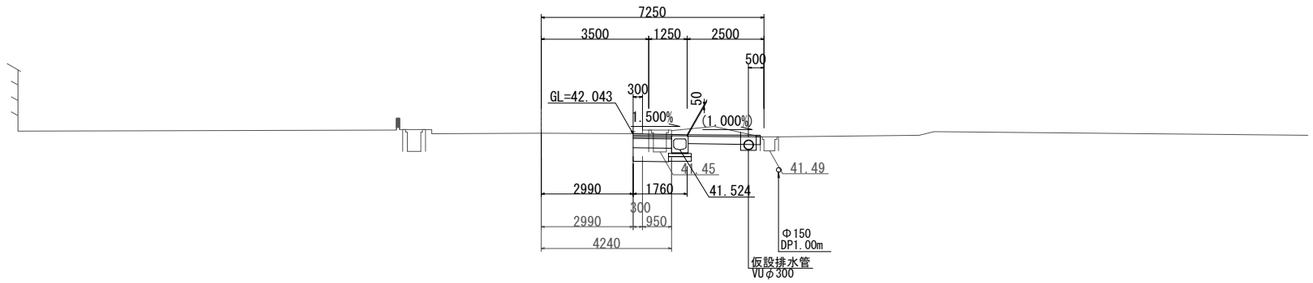

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.9
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	

NO.15
GH=42.26
FH=

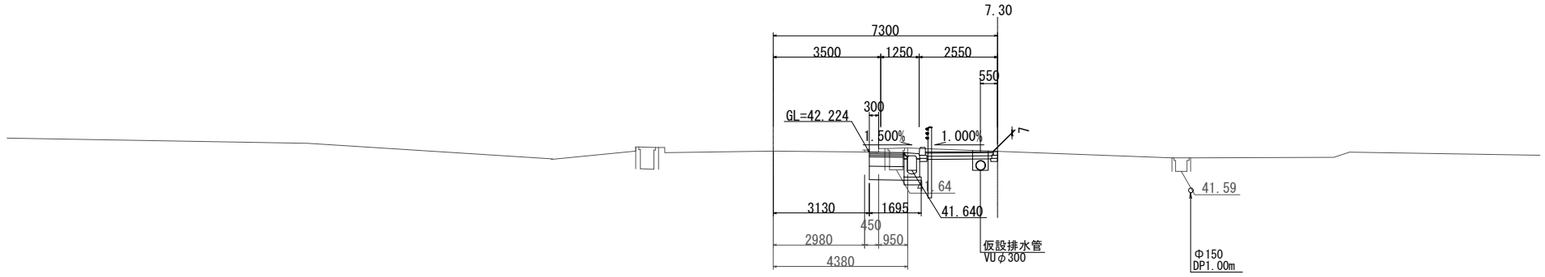

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.4
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.14
GH=42.46
FH=

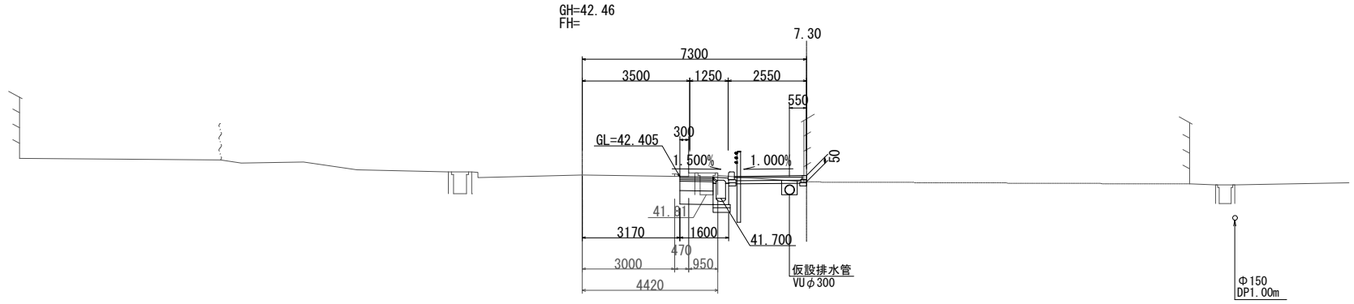

DL=40.000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(5)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 11
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(6) S=1:100

DL=40.000

NO.17+10.00
GH=41.83
FH=

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.3
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

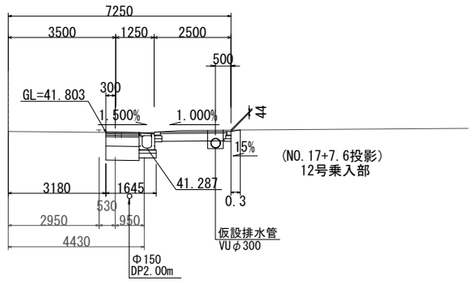

DL=40.000

NO.17
GH=41.89
FH=

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.5
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

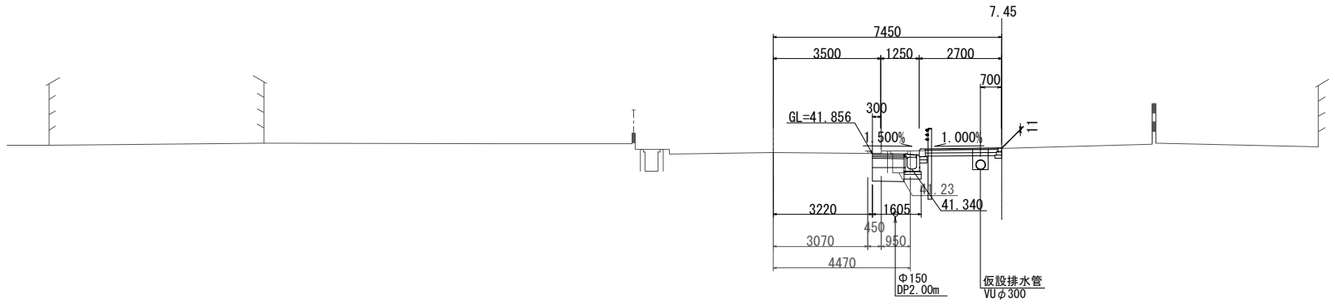

DL=40.000

SP.2(NO.16+17.966)
GH=41.90
FH=

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.4
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

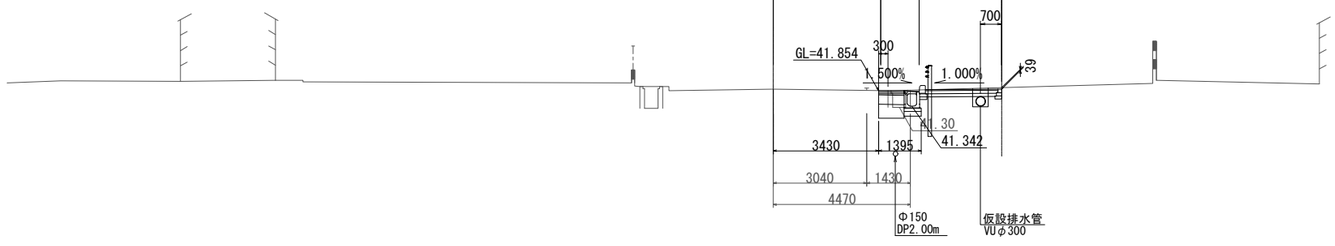

DL=40.000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(6)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 12
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(7) S=1:100

NO.40+13.00

GH=43.51
FH=

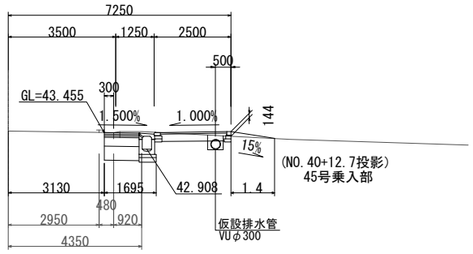

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.1
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.40

GH=43.54
FH=

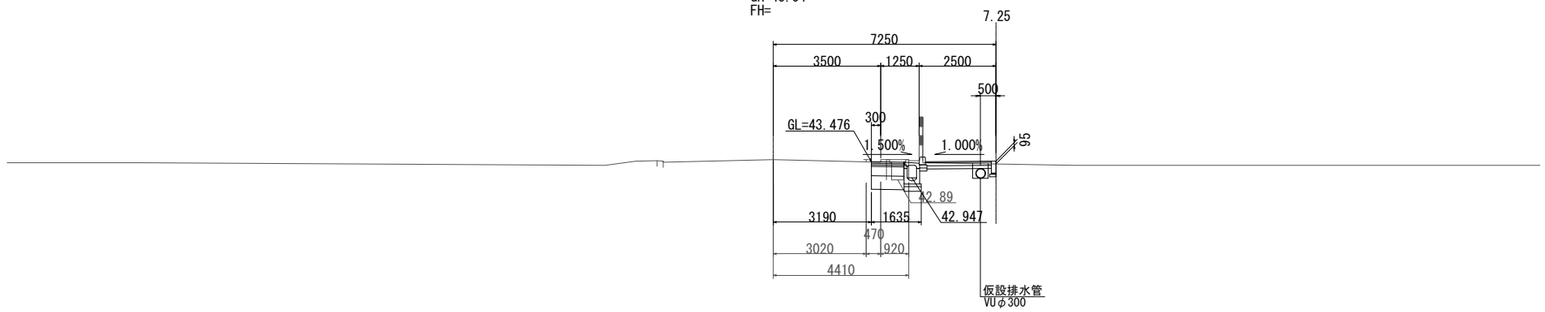

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.7
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.18

GH=41.76
FH=

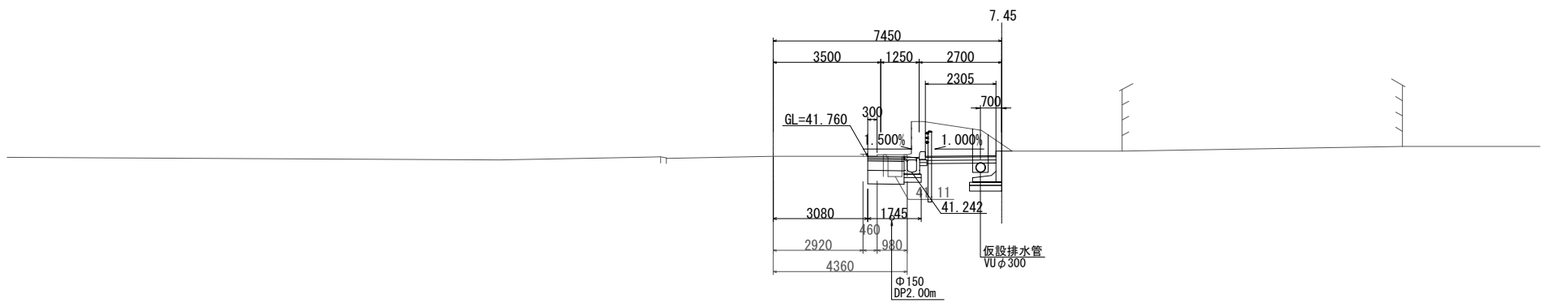

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	4.4
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8国道51号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(7)		
年月日	令和 8年 8月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 13
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(8) S=1:100

NO.41+7.00

GH=43.48
FH=

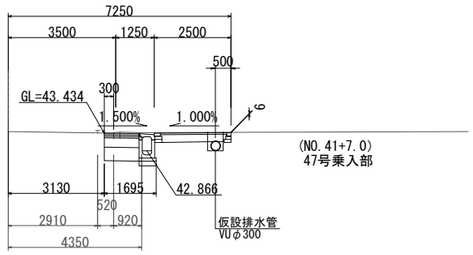

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.3
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.41

GH=43.50
FH=

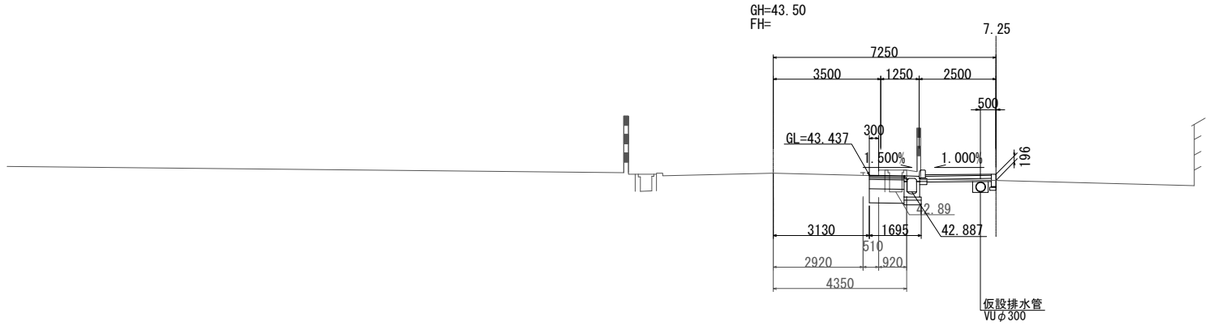

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.3
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

SP.3(NO.40+16.156)

GH=43.50
FH=

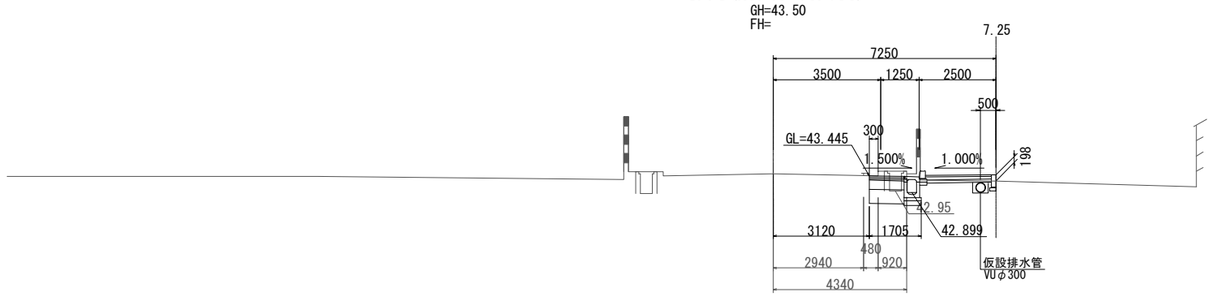

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.3
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(8)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 14
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(9) S=1:100

NO.43

GH=43.57
FH=

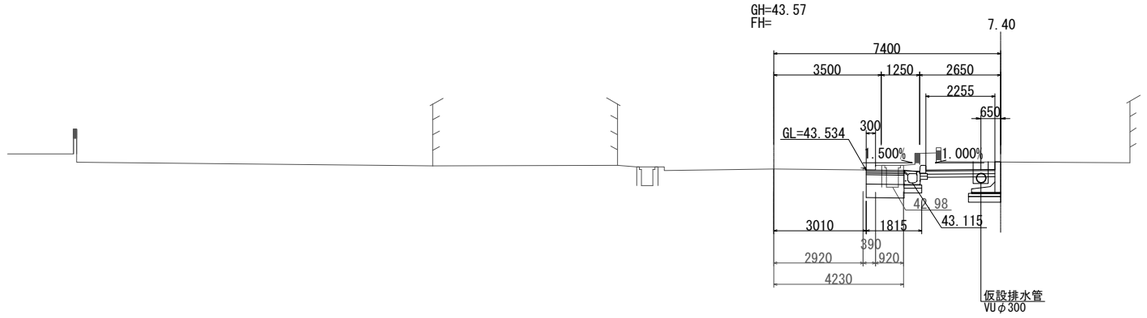

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.7
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.42+10.00

GH=43.53
FH=

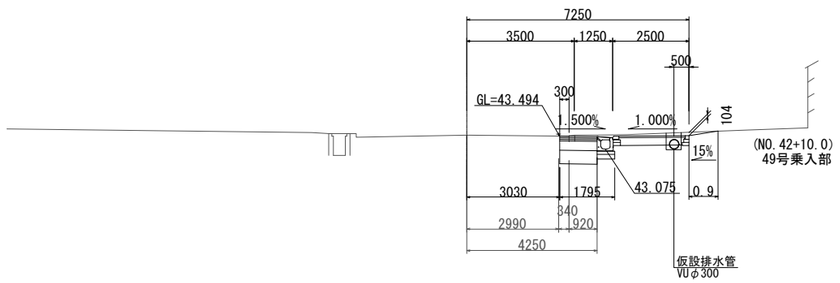

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.5
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

NO.42

GH=43.48
FH=

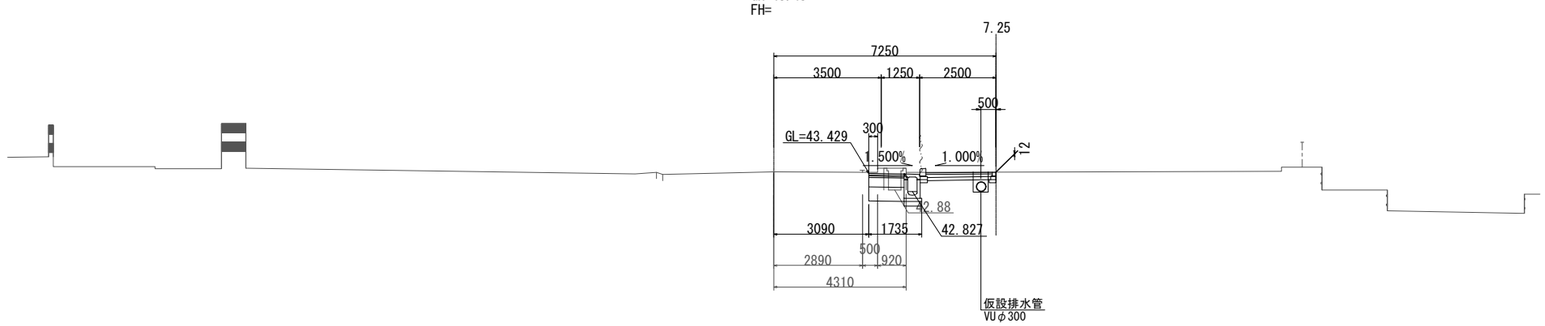

DL=40.000

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.9
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(9)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 15
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(10) S=1:100

EC.3(NO.44+8.671)

GH=43.64
FH=

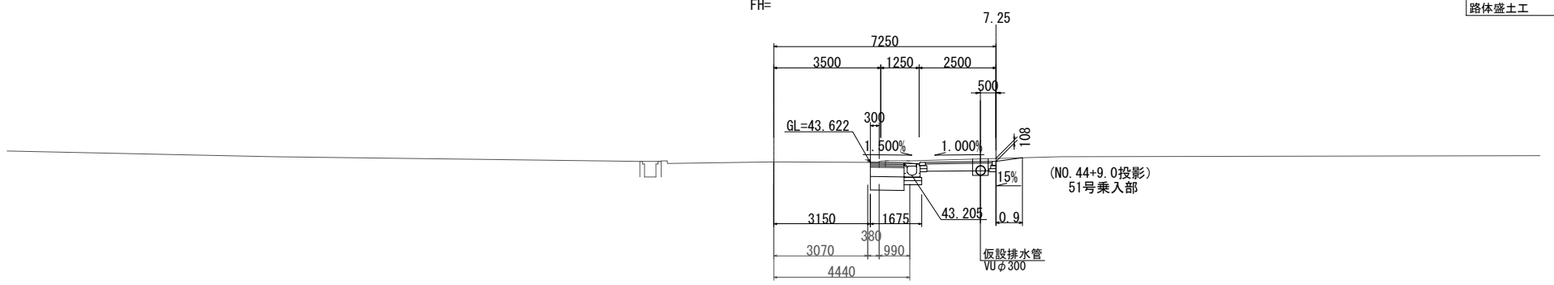

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.5
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	

DL=40.000

NO.44

GH=43.64
FH=

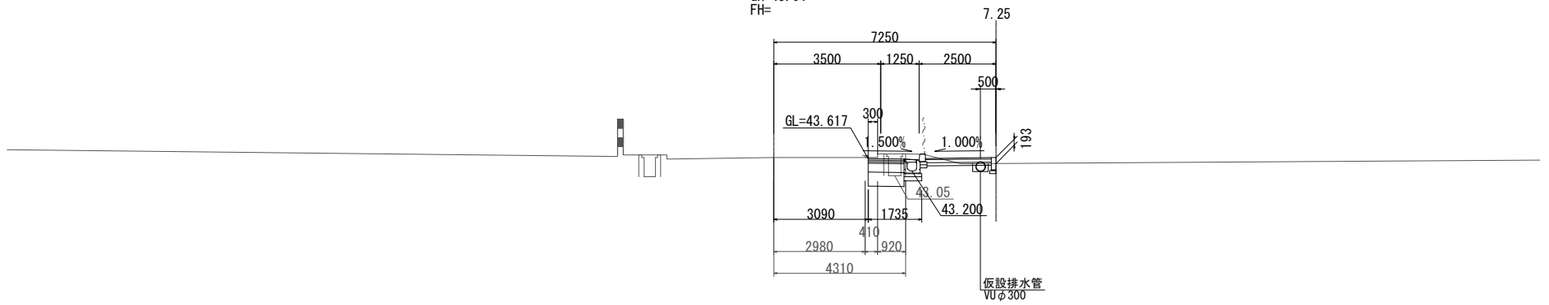

道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	1.5
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

DL=40.000

NO.43+13.00

GH=43.62
FH=



道路土工				
掘削工	掘削(土砂)	m2	オープンカット	2.2
路体盛土工	歩道盛土	m2	B<2.5m	-

DL=40.000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断図(10)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 16
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

小構造物詳細図(1) S=1:20

街渠側溝(1)(2)（路肩用）
(B300-H300～400)

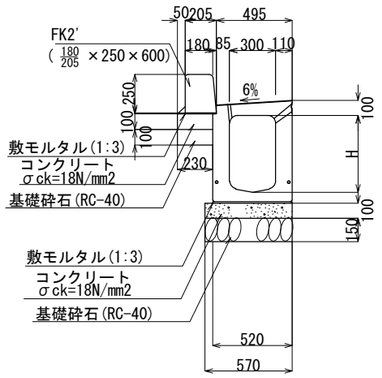

街渠側溝(1)(2)（路肩用）(B300-H300～400) 材料表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
街渠側溝	300×300～400	個	5	
敷モルタル	1：3	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.570	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	5.700	

街渠可変側溝(1)～(4)（路肩用）
(B300-H400～700)

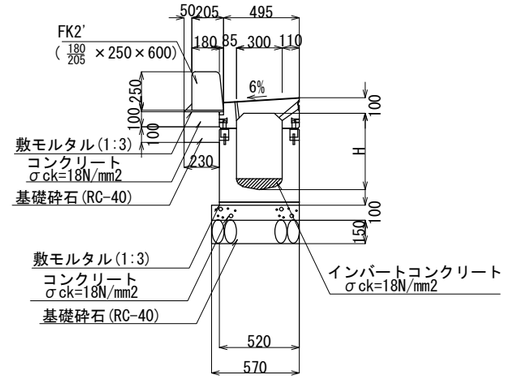

街渠可変側溝(1)～(4)（路肩用）(B300-H400～700) 材料表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
街渠可変側溝	300×400～700	個	5	
敷モルタル	1：3	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.570	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	5.700	

鉄筋コンクリート台付管(2)
(遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ-D450)

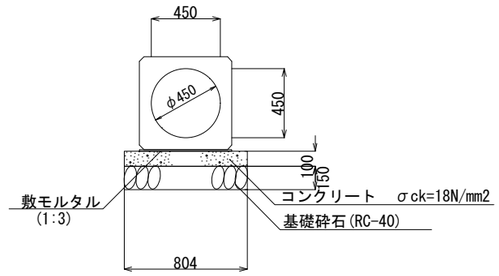

鉄筋コンクリート台付管(2)(遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ-D450) 材料表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
遠心ボックスカルバート	D450	個	4.17	2400mm/本
敷モルタル	1：3	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.804	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	8.040	

現場打ち集水桝(1)～(4)

平面図

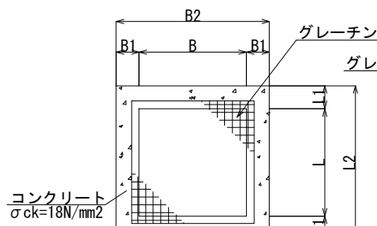

断面図

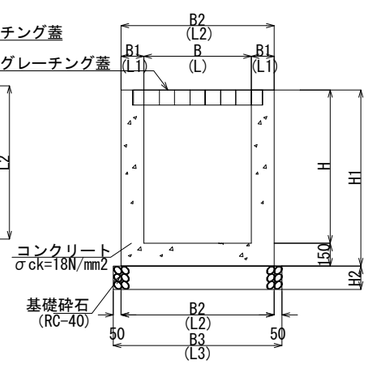

足掛金具詳細図

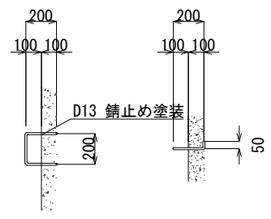

※　足掛金具はH≧1.0mの場合に設置する。

集水桝寸法表

種　別	B	B1	B2	L	L1	L2	H	H1	H2	摘　要
集水桝(1)700×700×700	700	150	1000	700	150	1000	700	850	150	
集水桝(2)700×700×800	700	150	1000	700	150	1000	800	950	150	
集水桝(3)700×700×900	700	150	1000	700	150	1000	900	1050	150	
集水桝(4)700×700×1000	700	150	1000	700	150	1000	1000	1150	150	

集水桝(1)700×700×700　　1箇所当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
コンクリート		m^3	0.507	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	1.210	
グレーチング蓋	T-25　700×700用	組	1	

集水桝(3)700×700×900　　1箇所当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
コンクリート		m^3	0.609	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	1.210	
グレーチング蓋	T-25　700×700用	組	1	

集水桝(2)700×700×800　　1箇所当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
コンクリート		m^3	0.558	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	1.210	
グレーチング蓋	T-25　700×700用	組	1	

集水桝(4)700×700×1000　　1箇所当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
コンクリート		m^3	0.660	
型　枠		式	1	
足掛け金具	D13錆止め塗装	個	2	
基礎砕石	RC-40	m^2	1.210	
グレーチング蓋	T-25　700×700用	組	1	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	小構造物詳細図(1)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮　尺	1:20	図面番号	48 の 17
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

小構造物詳細図(2)　S=1:20

プレキャストボックス(3)
（街渠側溝用ｶﾙﾊﾞｰﾄ　400型）

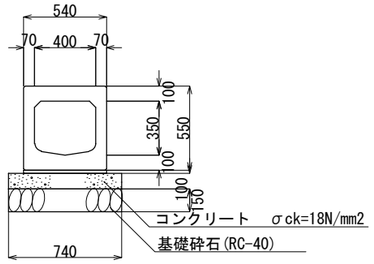

プレキャストボックス(3)
（街渠側溝用ｶﾙﾊﾞｰﾄ　400型）材料表　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
プレキャストボックス	400型	個	5.0	2000mm/本
敷モルタル	1：3	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.740	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	7.400	

プレキャスト街渠桝(1)～(5)
（路肩用）

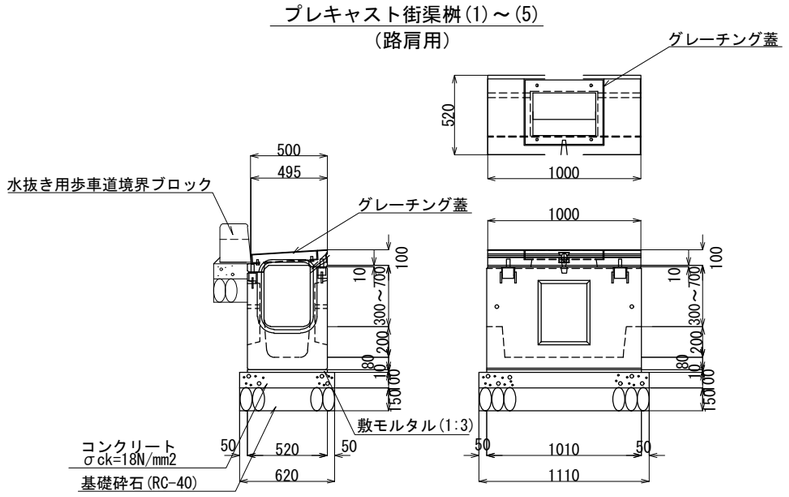

プレキャスト街渠桝(1)～(5)（路肩用）　材料表　10基当り

名　称	規　格	単位	数　量					備　考
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ 街渠桝(1) 300×300用	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ 街渠桝(2) 300×400用	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ 街渠桝(3) 300×500用	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ 街渠桝(4) 300×600用	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ 街渠桝(5) 300×700用	
街渠桝		基	10	10	10	10	10	
敷モルタル	1：3	式	1	1	1	1	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.688	0.688	0.688	0.688	0.688	
型　枠		式	1	1	1	1	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	6.882	6.882	6.882	6.882	6.882	
グレーチング蓋	520×1000用	枚	10	10	10	10	10	

現場打ち街渠桝
（横断管渠用）

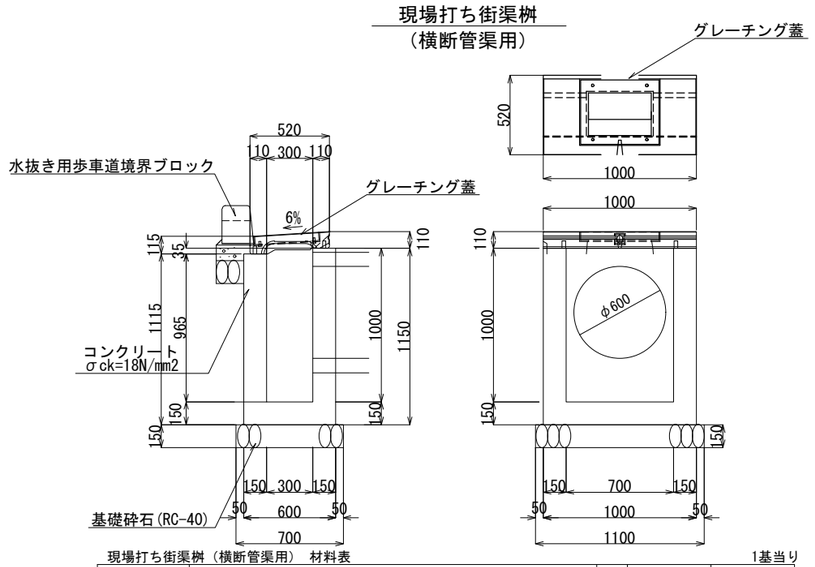

現場打ち街渠桝（横断管渠用）　材料表　1基当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
			現場打ち 街渠桝	
街渠桝		基	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.472	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	0.770	
縁塊		枚	1	
ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋	520×1000用	枚	1	

水抜き用歩車道境界ブロック　S=1:10

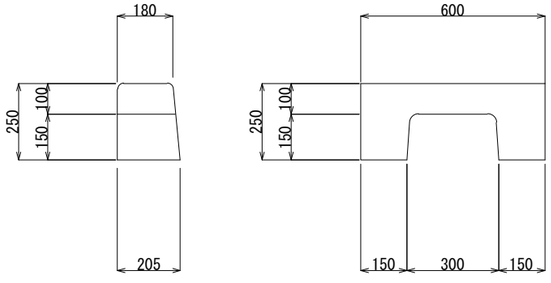

（注）1箇所/10mの設置を標準とする。現場の状況に応じて適宜、設置間隔を調整すること

車止めﾎﾟｽﾄ

姿図　S=1:10　　コンクリート基礎 S=1:10

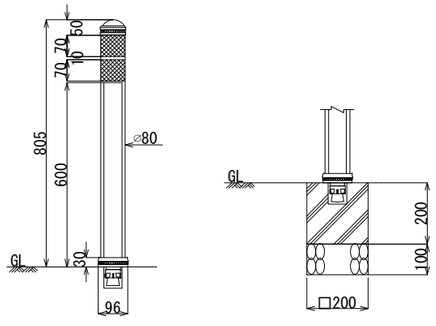

車止めﾎﾟｽﾄ材料表　1箇所当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
車止めポスト	φ80×805	本	1	
基礎ブロック	200×200×200	本	1	
基礎砕石	RC40 t=100	m^2	0.04	

視線誘導鋲　S=1:2

上面図　　側面図

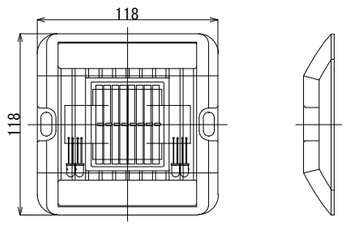

正面図

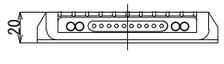

視線誘導鋲材料表　1箇所当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
視線誘導鋲	片面　自発光	本	1	
接　着　剤	一液ウレタン系	kg	0.2	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	小構造物詳細図(2)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮　尺	1:20	図面番号	48 の 18
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

小構造物詳細図(3)

歩道切下げ部詳細図　S=1：100

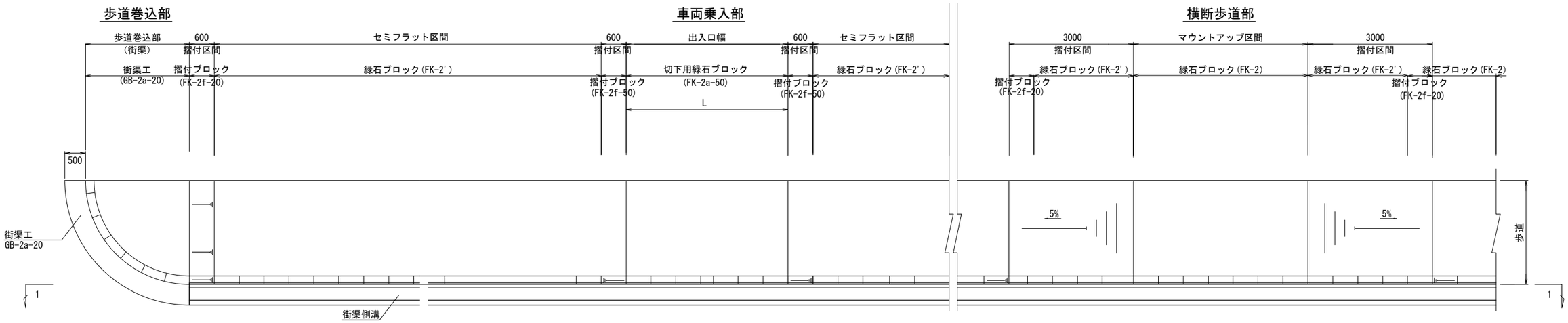

1 － 1

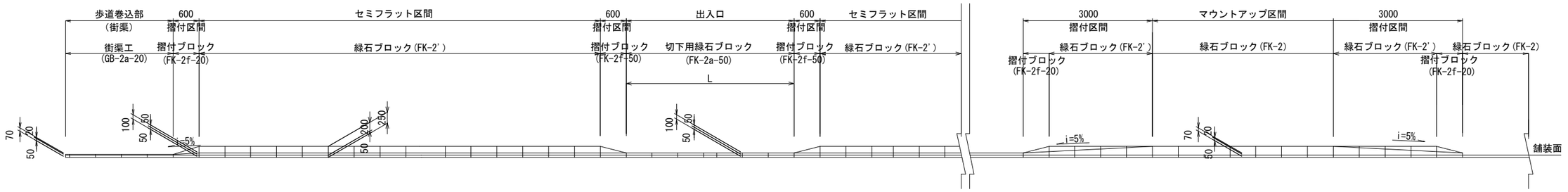

縁 石 工　S=1:10

歩車道境界ブロック(1)

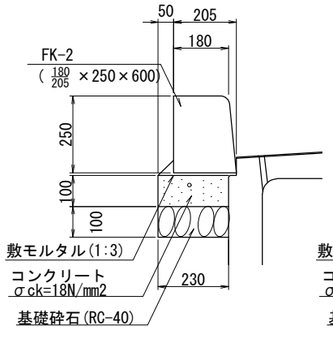

歩車道境界ブロック(2)

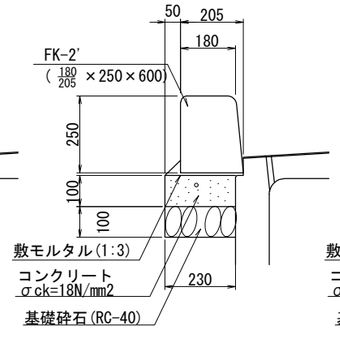

歩車道境界ブロック(3)

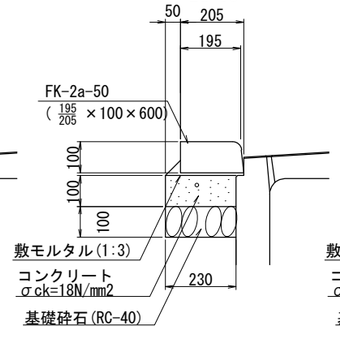

歩車道境界ブロック(4)

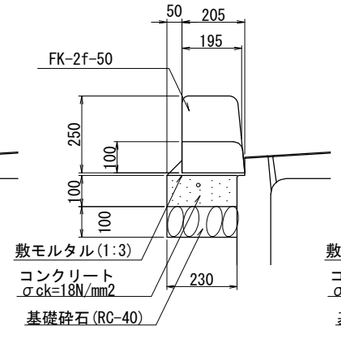

歩車道境界ブロック(5)

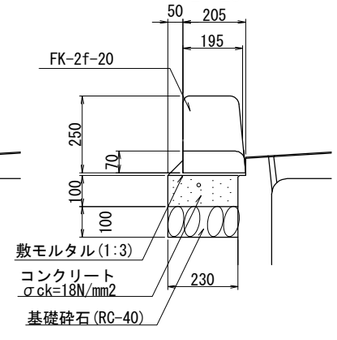

材料表（縁石工共通）　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
縁石		個	16.5	
敷モルタル	1：3	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.205	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	2.050	

街 渠 工　S=1:10

現場打ちＬ型側溝 GB-2a-20

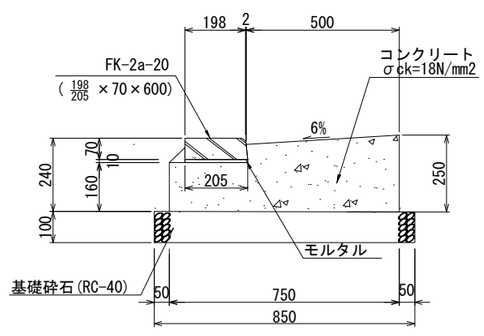

現場打ちＬ型側溝(GB-2a-20) 材　料　表　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
コンクリート	18N／mm^2	m^3	1.575	
モルタル	1：3	式	1	
型　枠		式	1	
縁　石	FK-2a-20	個	16.5	
基礎砕石	RC-40　t=100	m^2	8.500	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	小構造物詳細図(3)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮　尺	図示	図面番号	48 の 19
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

小構造物詳細図(4)

舗 装 止 工 S=1:10
（盛土部）

舗装止ブロック(1)
H≦5cm

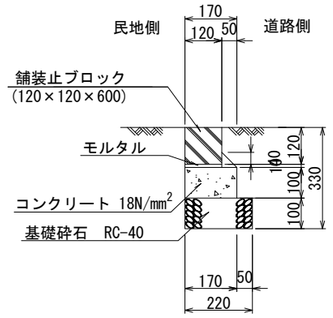

舗装止ブロック(2)
5cm＜H≦10cm

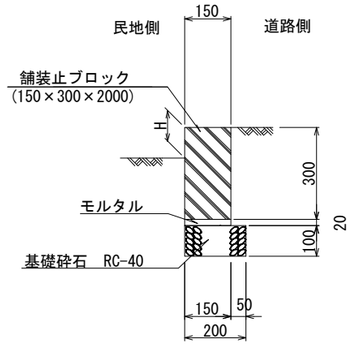

舗装止ブロック(3)
10cm＜H≦20cm

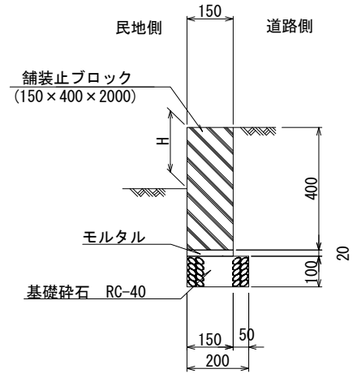

舗装止ブロック(1) 材料表　　10m当たり

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
ブロック	120×120×600	個	16.5	
基礎砕石	RC-40　t=100	m^2	2.200	
モルタル	1：3	式	1	
コンクリート	18N／mm^2	m^3	0.170	
型　枠		式	1	

舗装止ブロック(2) 材料表　　10m当たり

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
ブロック	150×300×2000	個	5.0	
基礎砕石	RC-40 t=100	m^2	2.000	
モルタル	1：3	式	1	

舗装止ブロック(3) 材料表　　10m当たり

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
ブロック	150×400×2000	個	5.0	
基礎砕石	RC-40 t=100	m^2	2.000	
モルタル	1：3	式	1	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	小構造物詳細図(4)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮　尺	図示	図面番号	48 の 20
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

小構造物詳細図(5) S=1:20

ガードパイプ S=1:20
(Gp-Bp-2E)

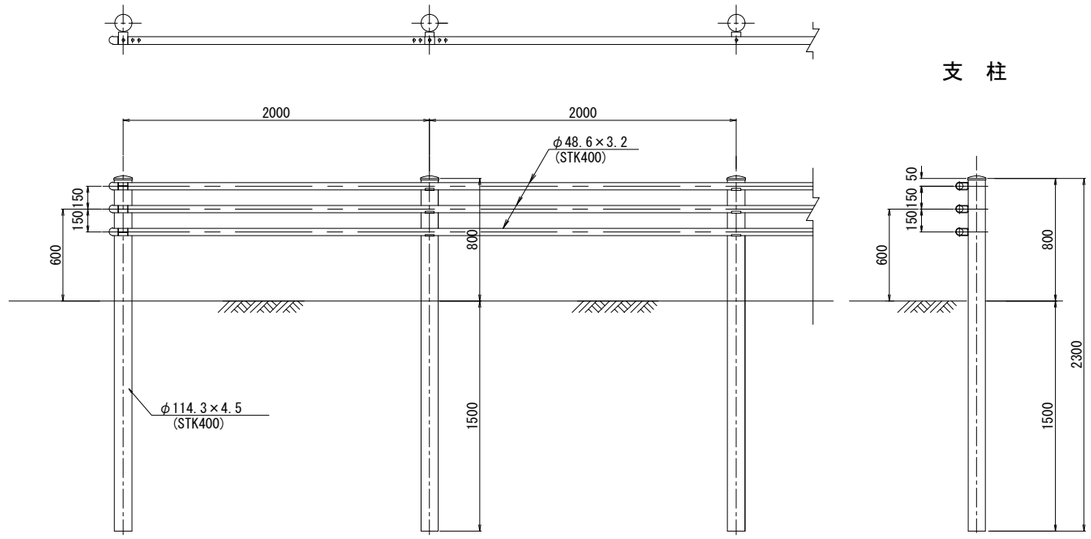

ガードパイプ(Gp-Bp-2E) 材料表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
ガードパイプ	土中用	m	10.0	

転 落 防 止 柵 S=1:20
縦格子（建込み用）

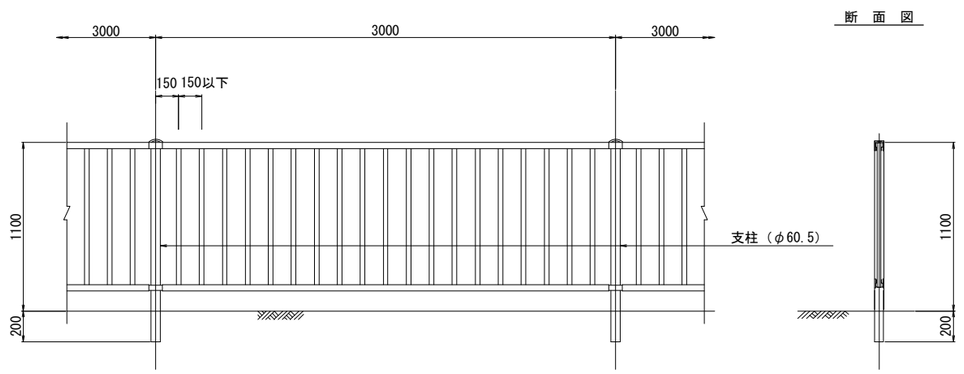

転 落 防 止 柵縦格子（建込み用）材料表　　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
転落防止柵	柵高1.1m（縦柵）	m	10.0	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図 面 名	小構造物詳細図(5)		
年 月 日	令和　8 年 8 月　　日		
縮　　尺	1:20	図面番号	48 の 21
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

計画水路縦断図(上り)(1)

平面図 S=1:500

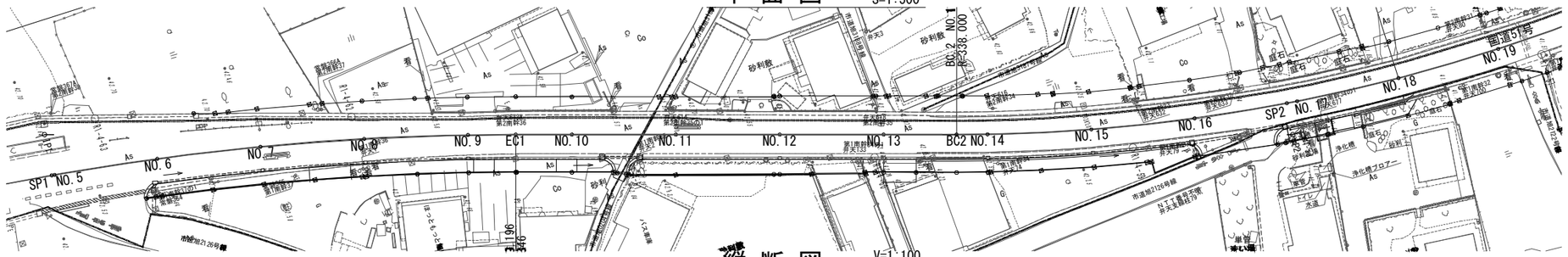

縦断図 V=1:100 H=1:500



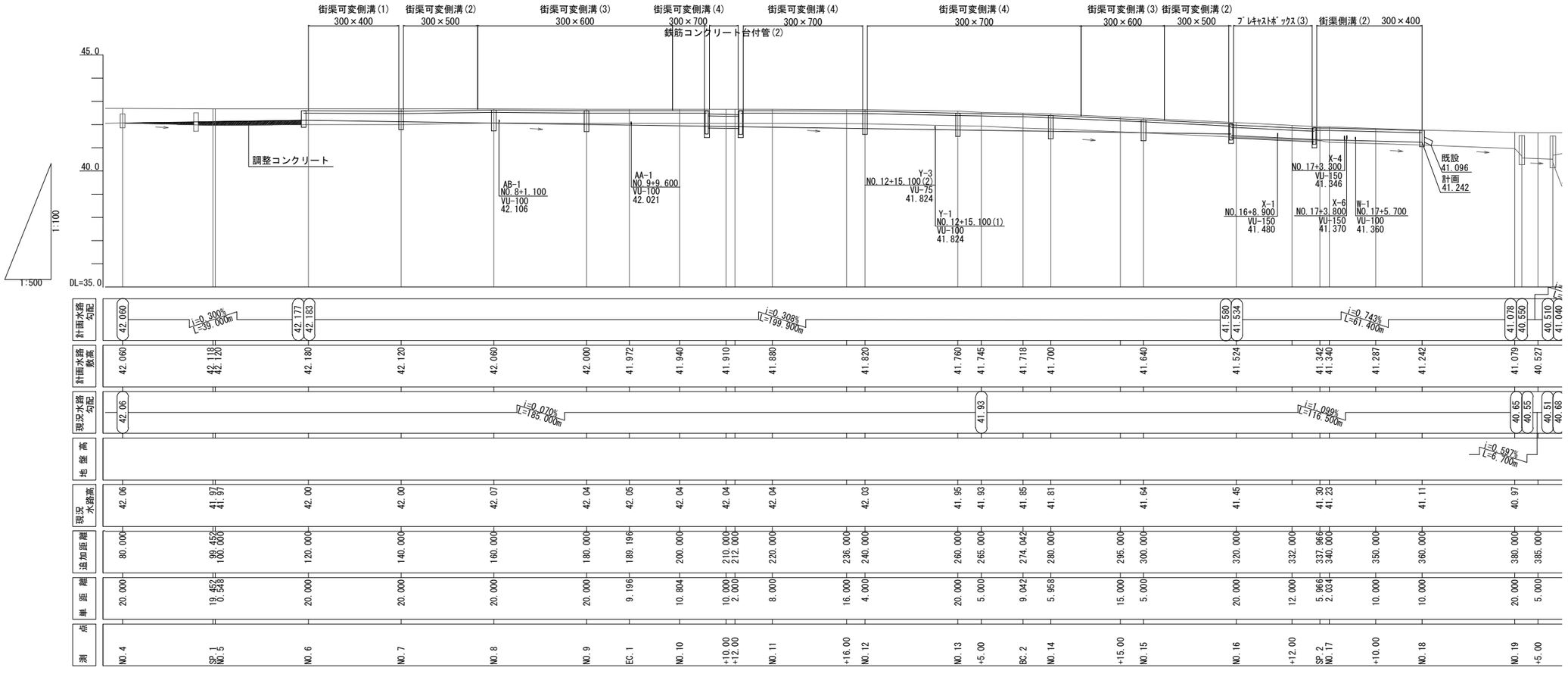

注1) 現況水路高は、測量横断図における側溝敷高を示したものである。
注2) 現況水路勾配は、上記の側溝敷高を概略的に示したものである。
注3) 縦断地形は、道路中心線上の測量縦断図を示したものである。
注4) 取付管平面位置は、用地課の調査結果(CAD)を反映したものであり、本業務にて調査を実施したものではない
注5) 取付管は既設側溝敷高+5cmの位置に接続している想定で図示したものである

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8国道51号子生地区交通安全対策工事		
図面名	計画水路縦断図(上り)(1)		
年月日	令和 8年 8月 日		
縮尺	図示	図面番号	48 の 22
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

計画水路縦断図(上り)(2)

平 面 図

S=1:500

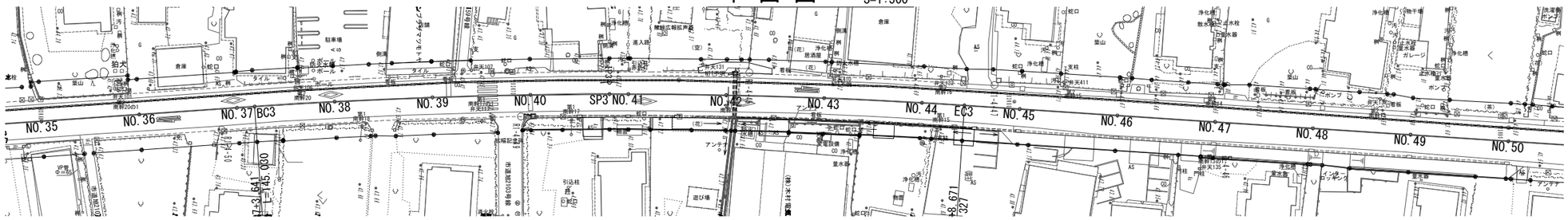

縦 断 図

V=1:100
H=1:500



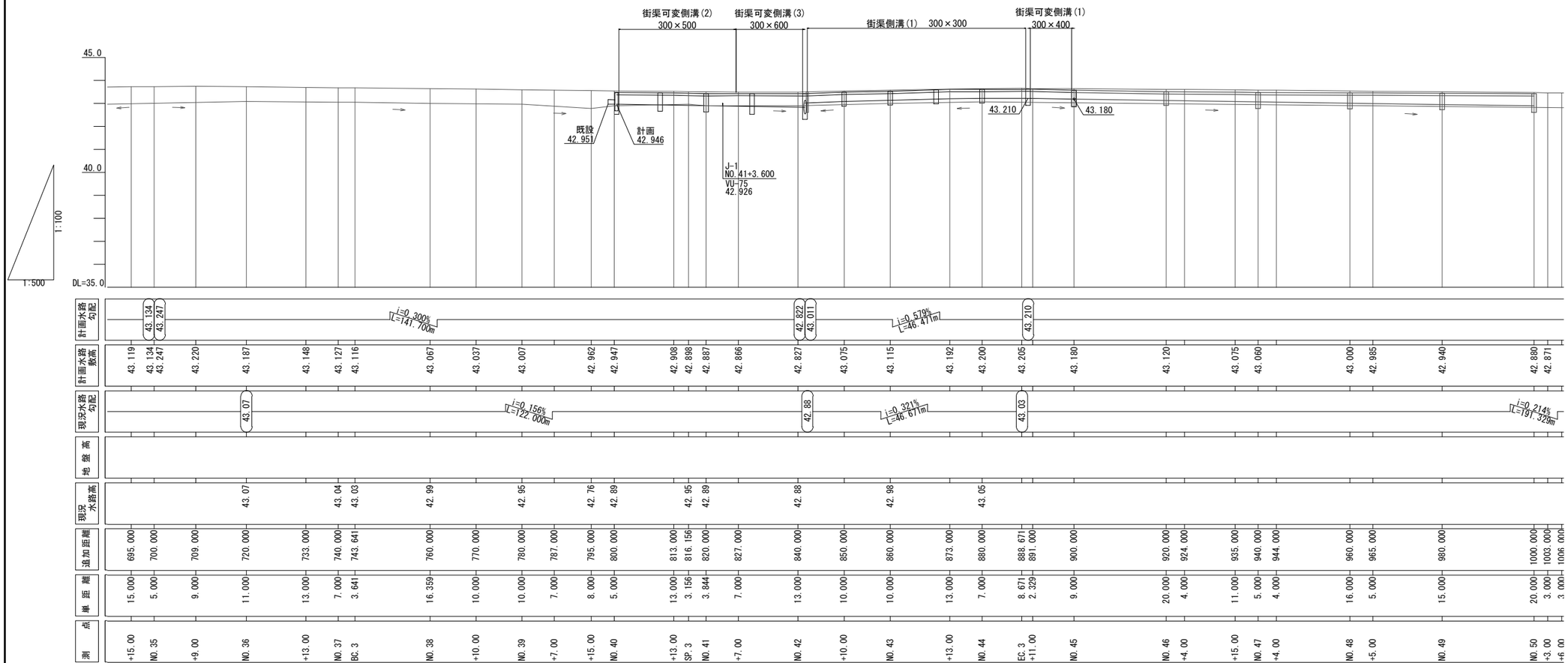

注1) 現況水路高は、測量横断図における側溝敷高を示したものである。
注2) 現況水路勾配は、上記の側溝敷高を概略的に示したものである。
注3) 縦断地形は、道路中心線上の測量縦断図を示したものである。
注4) 取付管平面位置は、用地課の調査結果(CAD)を反映したものであり、本業務にて調査を実施したものではない
注5) 取付管は既設側溝敷高+5cmの位置に接続している想定で図示したものである

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8国道51号子生地区交通安全対策工事		
図面名	計画水路縦断図(上り)(2)		
年月日	令和 8年 8月 日		
縮尺	図示	図面番号	48 の 23
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

計画水路縦断図(下り)

平面図 S=1:500

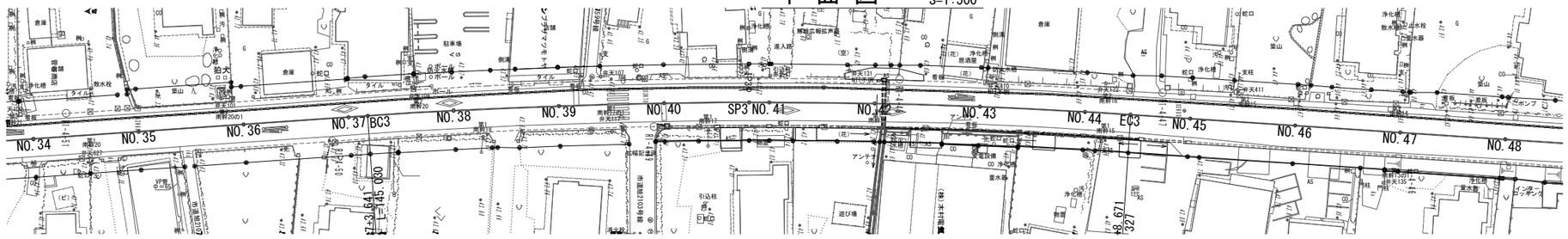

縦断図 V=1:100 H=1:500

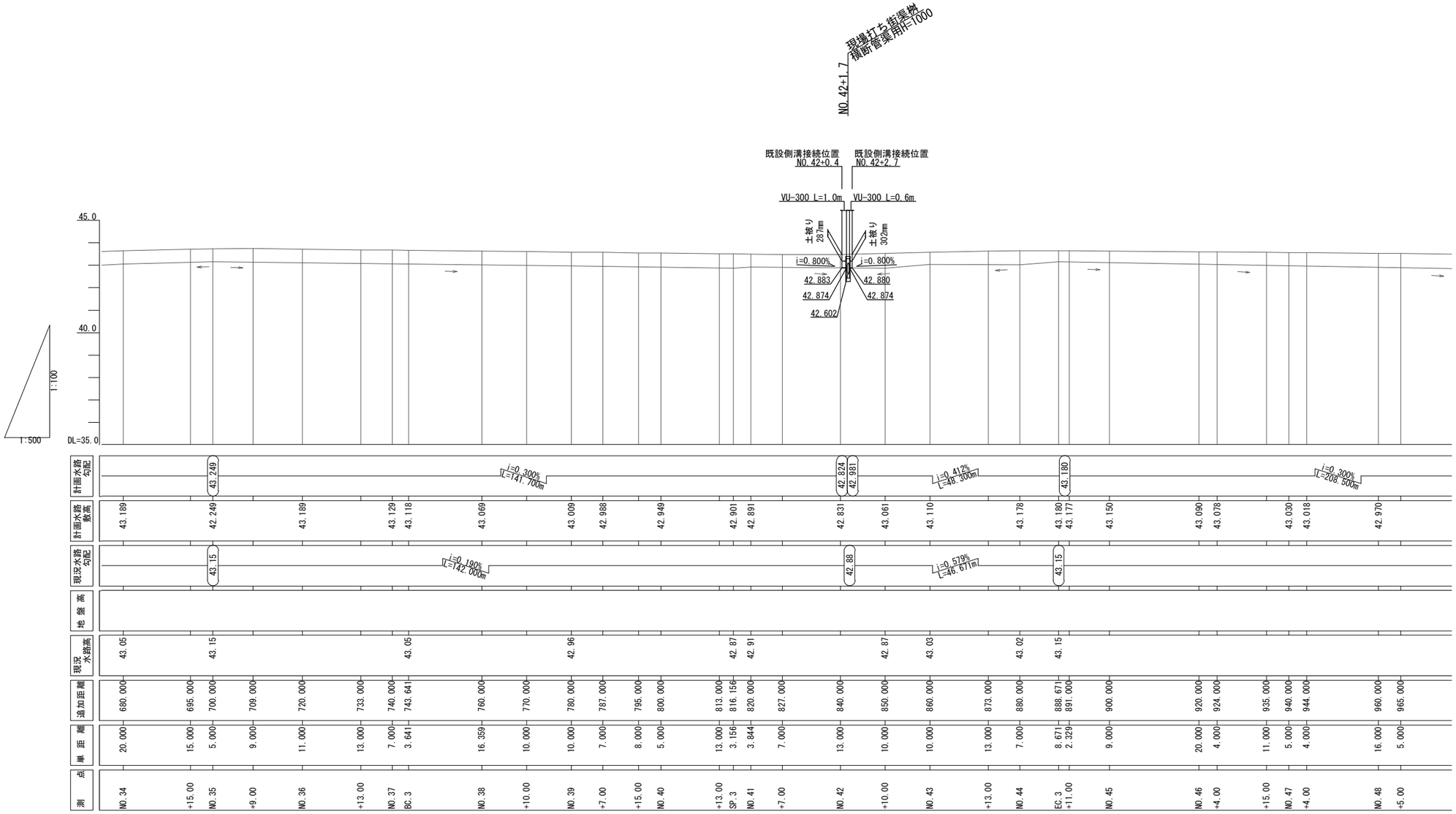

注1) 現況水路高は、測量横断図における側溝敷高を示したものである。
注2) 現況水路勾配は、上記の側溝敷高を概略的に示したものである。
注3) 縦断地形は、道路中心線上の測量縦断図を示したものである。
注4) 取付管平面位置は、用地課の調査結果(CAD)を反映したものであり、本業務にて調査を実施したものではない
注5) 取付管は既設側溝敷高+5cmの位置に接続している想定で図示したものである

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8国道51号子生地区交通安全対策工事		
図面名	計画水路縦断図(下り)		
年月日	令和 8年 8月 日		
縮尺	図示	図面番号	48 の 24
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

排水系統図(1) S=1:500

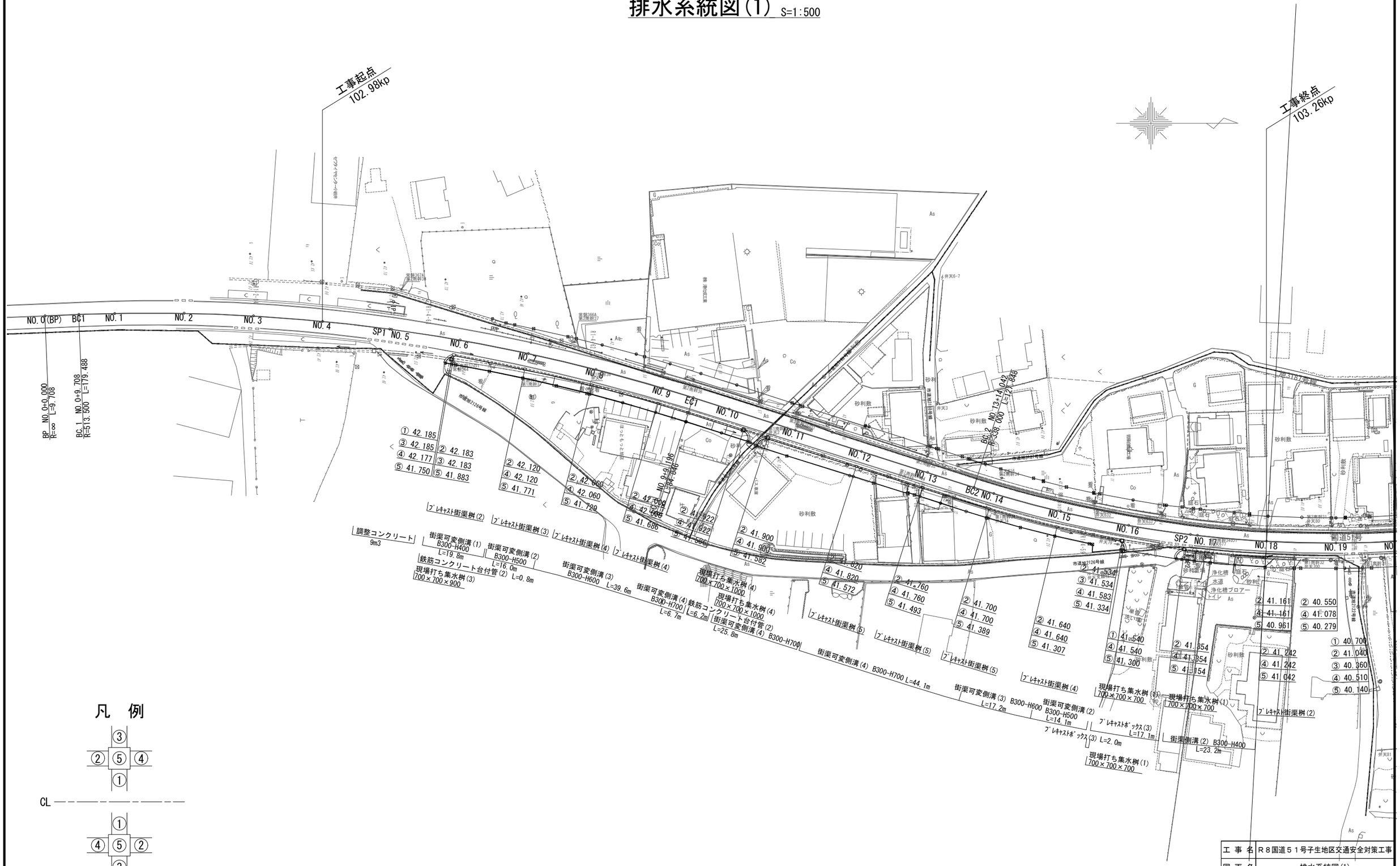

凡 例

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8国道51号子生地区交通安全対策工事		
図面名	排水系統図(1)		
年月日	令和 8年 8月 日		
縮尺	1:500	図面番号	48 の 25
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

排水系統図(2) S=1:500



凡　例

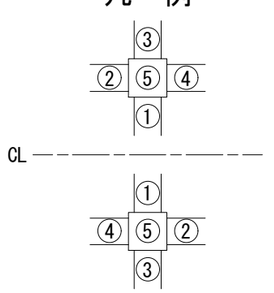

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	排水系統図(2)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	1:500	図面番号	48 の 26
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断管渠工一般図(1)

側面図 S=1:50

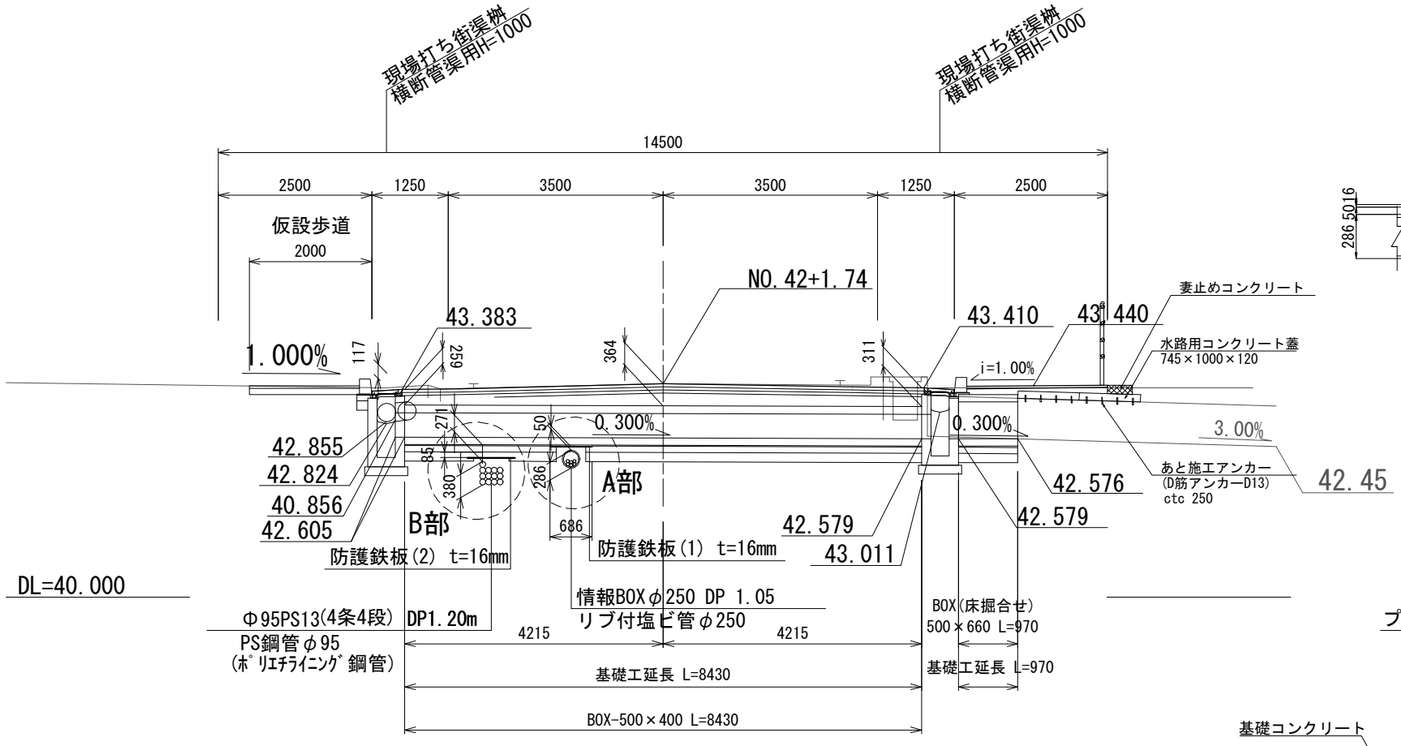

平面図 S=1:100

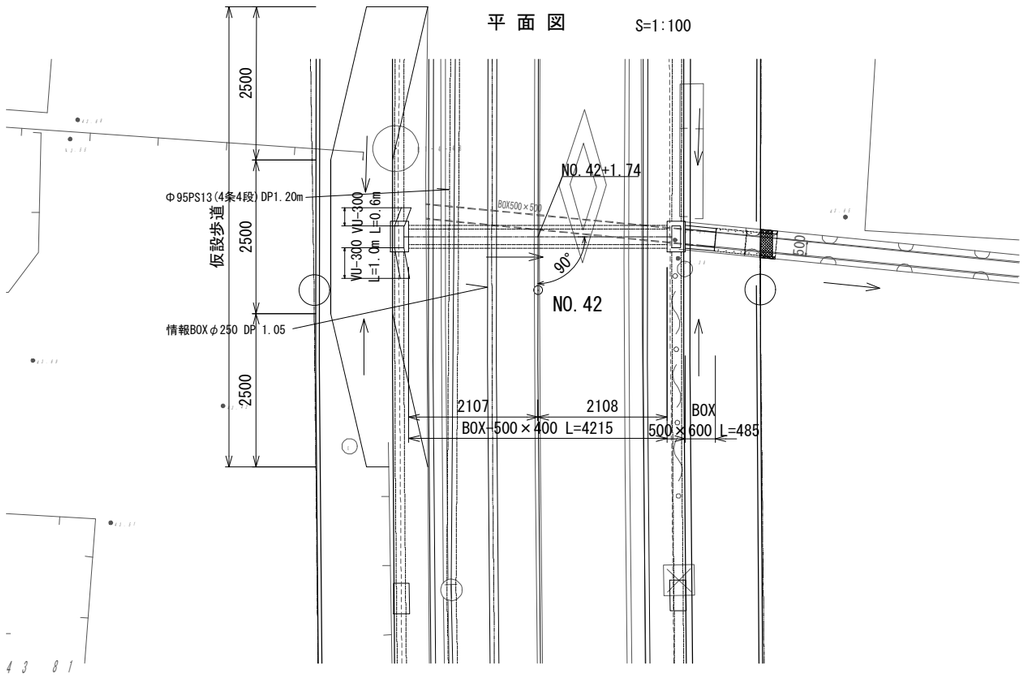

情報BOX防護図 S=1:20

縦断方向

プレキャストボックス(1)

BOX-500×400

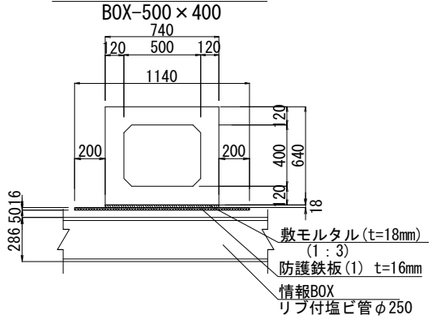

管渠工 S=1:20

プレキャストボックス(1)

BOX-500×400

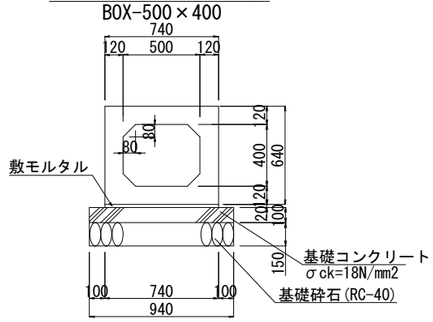

A部詳細図 S=1:20

横断方向

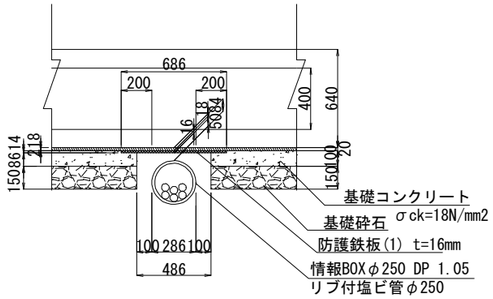

NTT-PS管防護図 S=1:20

縦断方向

プレキャストボックス(1)

BOX-500×400

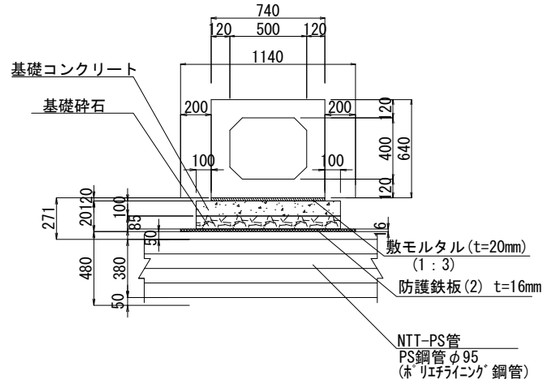

B部詳細図 S=1:20

横断方向

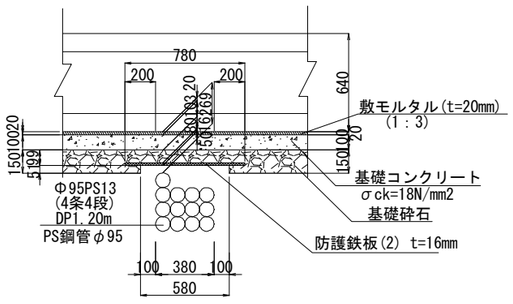

プレキャストボックス(1)(BOX-500×400)割付図 S=1:50

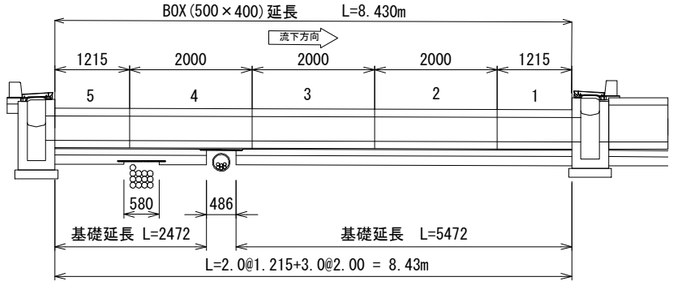

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	横断管渠工一般図(1)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	図示	図面番号	48 の 27
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断管渠工一般図(2)

側 面 図　S=1:50

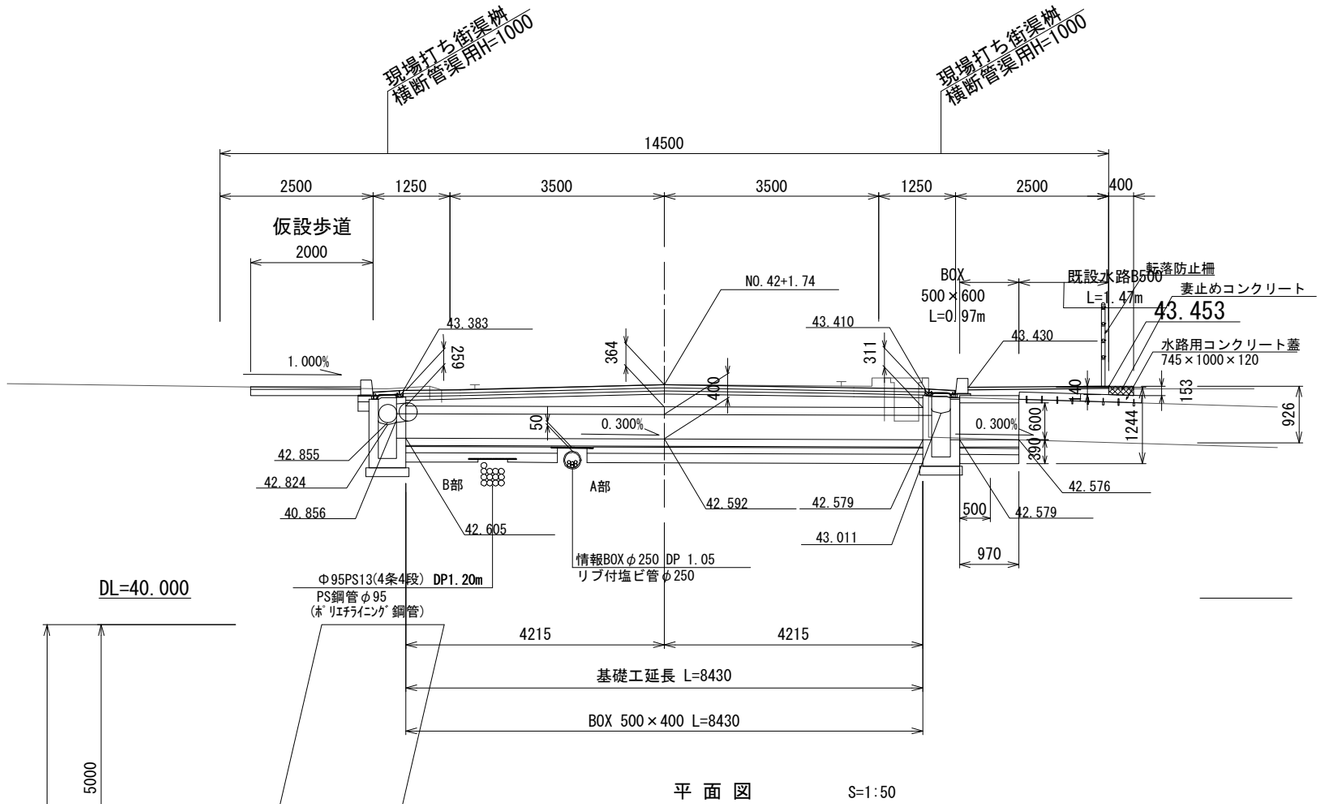

平 面 図　S=1:50

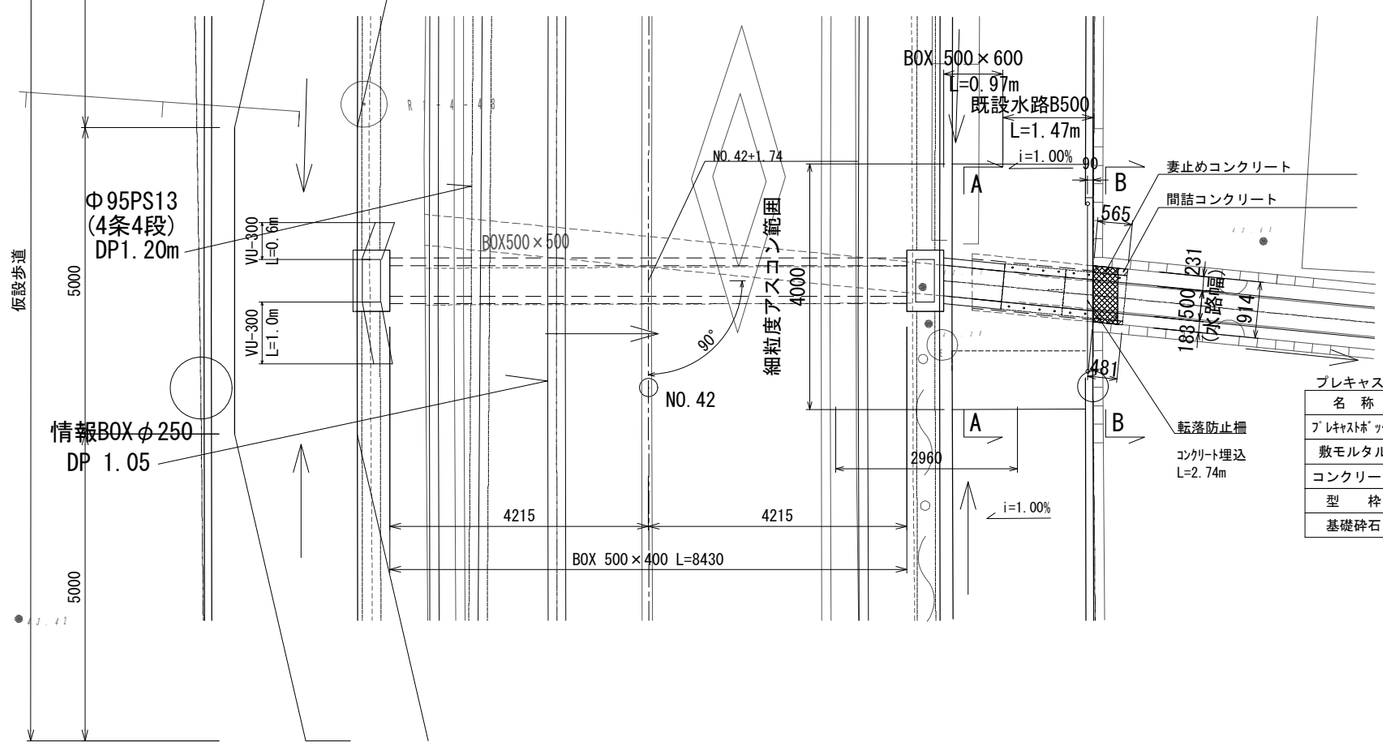

A-A断面図　S=1:50

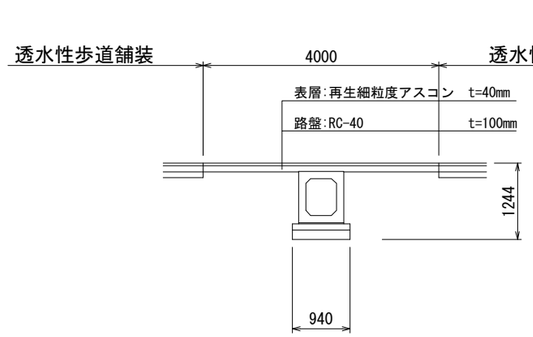

B-B断面図　S=1:50

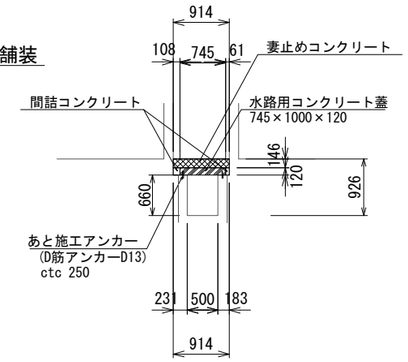

妻止めコンクリート材料表　0.05m3当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.05	
型　枠		式	1	

プレキャストボックス(1)　S=1:20
(BOX-500×400)

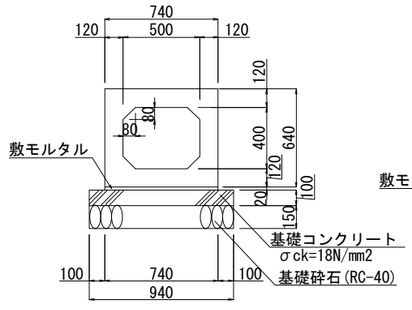

※1.輪荷重T25対応函渠(BOX)
※2.最小土被り厚4cm

プレキャストボックス(1)(BOX-500×400)　材料表　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ	BOX-500-400	個	5.0	2000mm/本
敷モルタル	1：3	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.940	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	9.400	

プレキャストボックス(2)　S=1:20
(BOX-500×600)

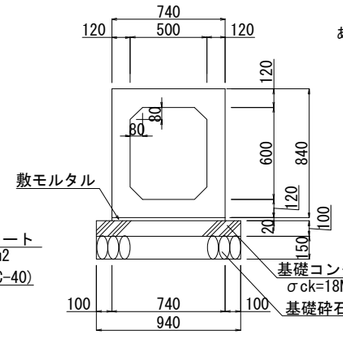

※1.輪荷重T25対応函渠(BOX)
※2.最小土被り厚4cm

プレキャストボックス(2)(BOX-500×600)　材料表　10m当り

名　称	規　格	単位	数　量	備　考
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ	BOX-500-600	個	5.0	2000mm/本
敷モルタル	1：3	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.940	
型　枠		式	1	
基礎砕石	RC-40	m^2	9.400	

現況水路　S=1:20
(U-500×660)

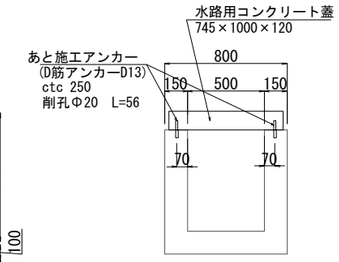

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事
図面名	横断管渠工一般図(2)
年月日	令和　8 年 8 月　　日
縮　尺	図示　図面番号　48 の 28
設計会社名	株式会社　建設技術研究所
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所

街渠可変側溝・街渠側溝平面図(1) S=1:100

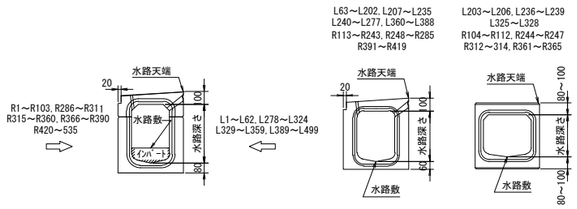

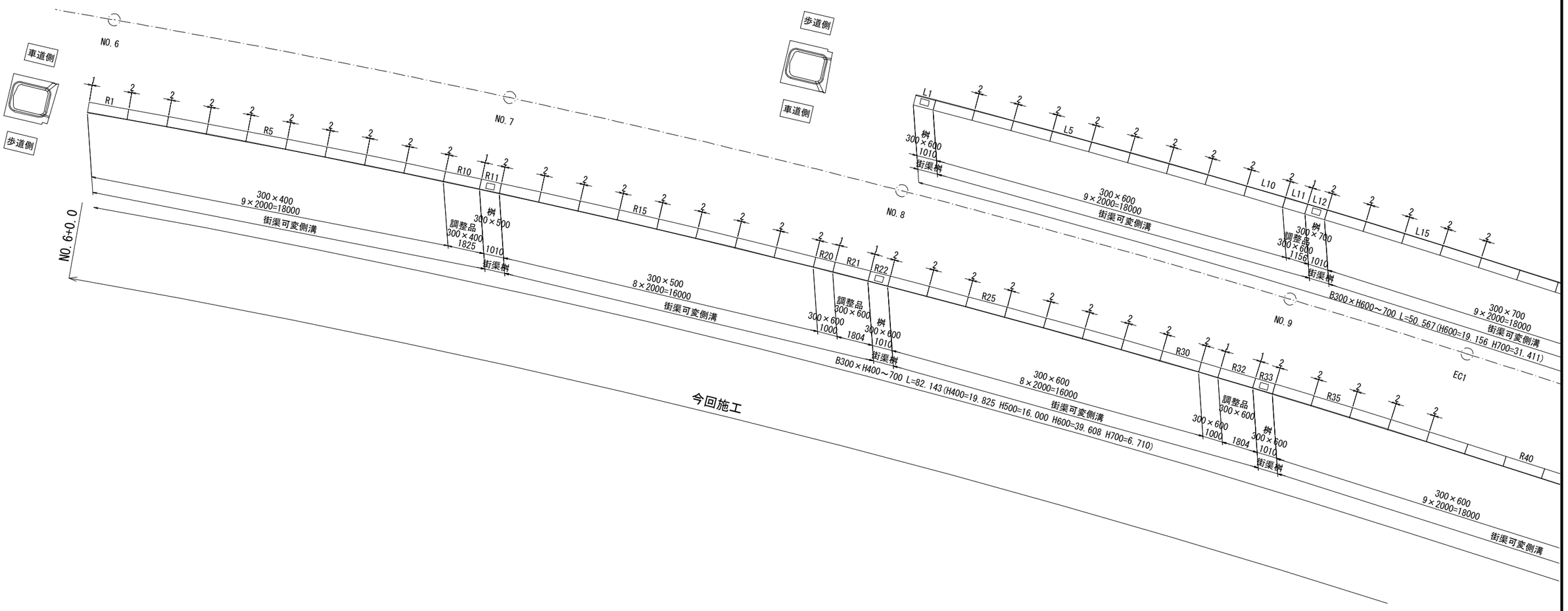

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝・街渠側溝平面図(1)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 29
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

街渠可変側溝・街渠側溝平面図(2) S=1:100

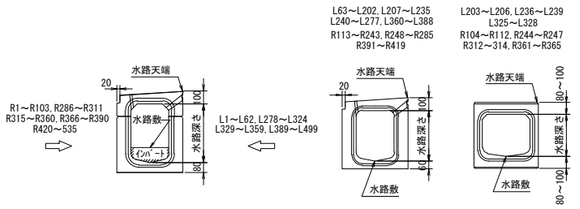

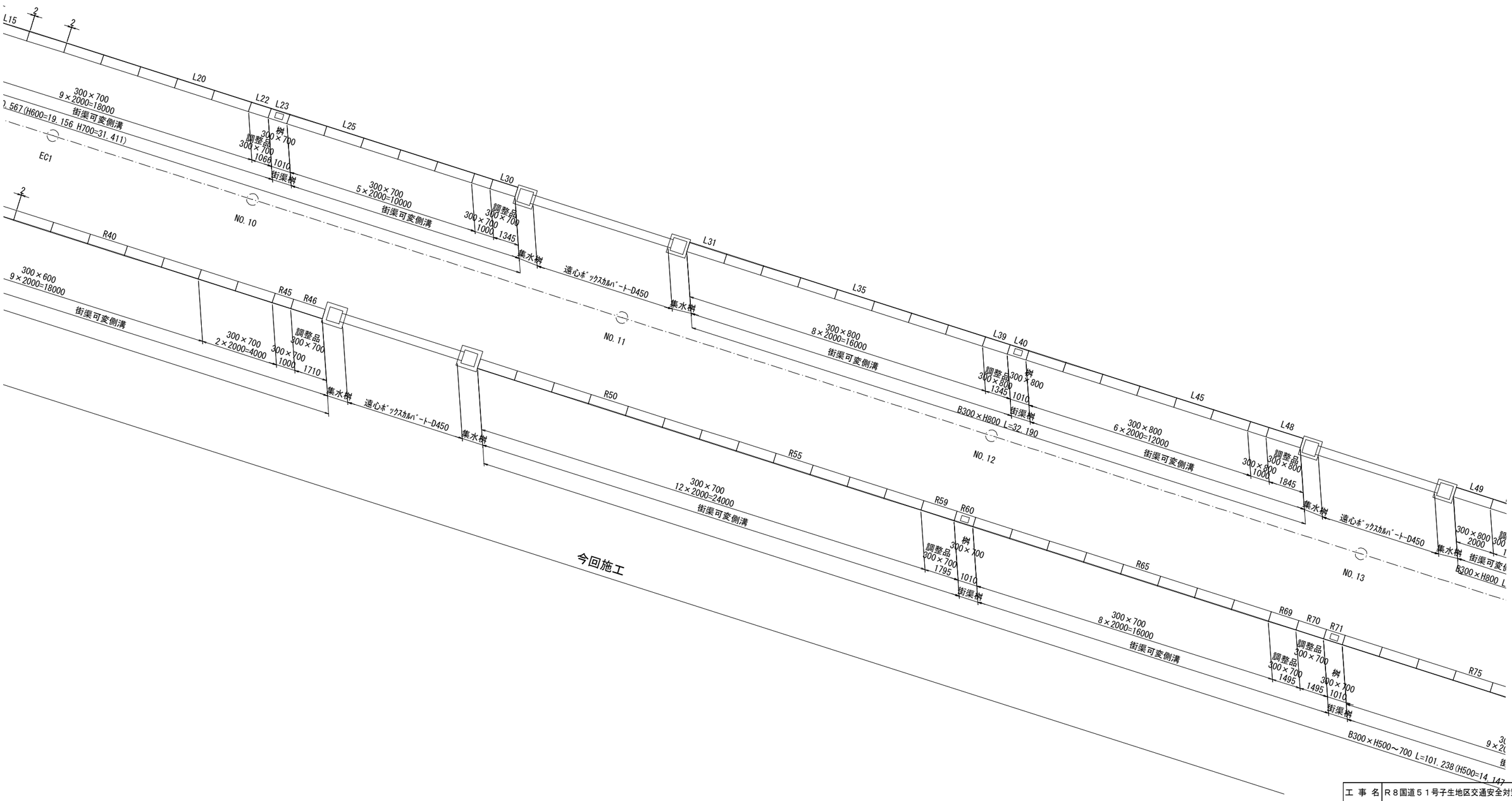

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝・街渠側溝平面図(2)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 30
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

街渠可変側溝・街渠側溝平面図(3) S=1:100

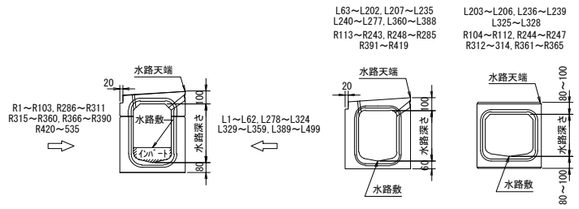

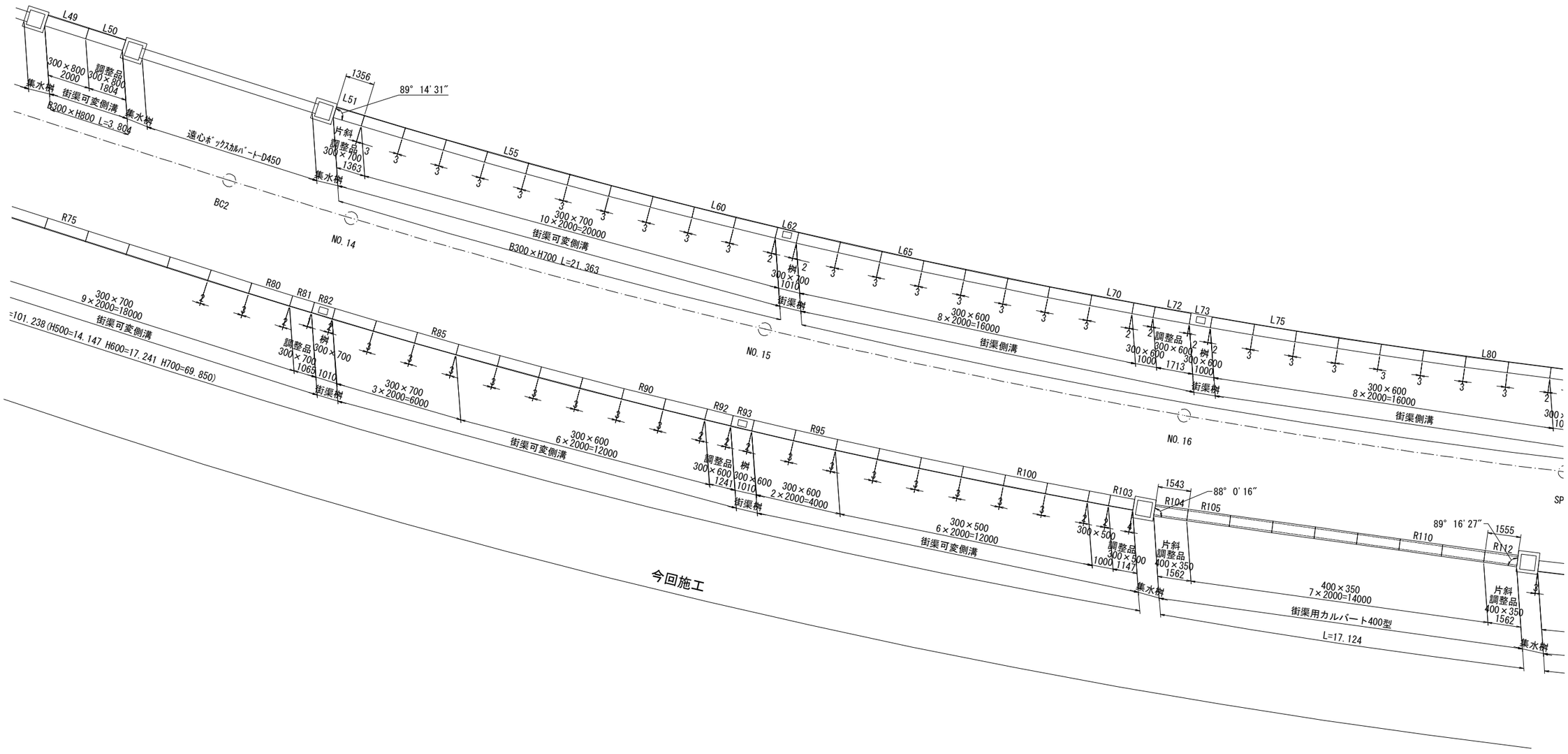

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝・街渠側溝平面図(3)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 31
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

街渠可変側溝・街渠側溝平面図(4) S=1:100

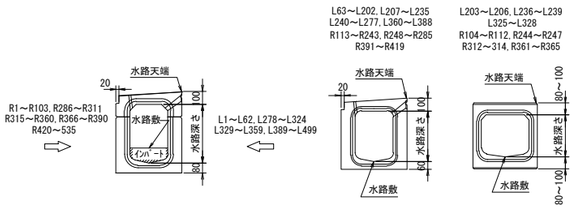

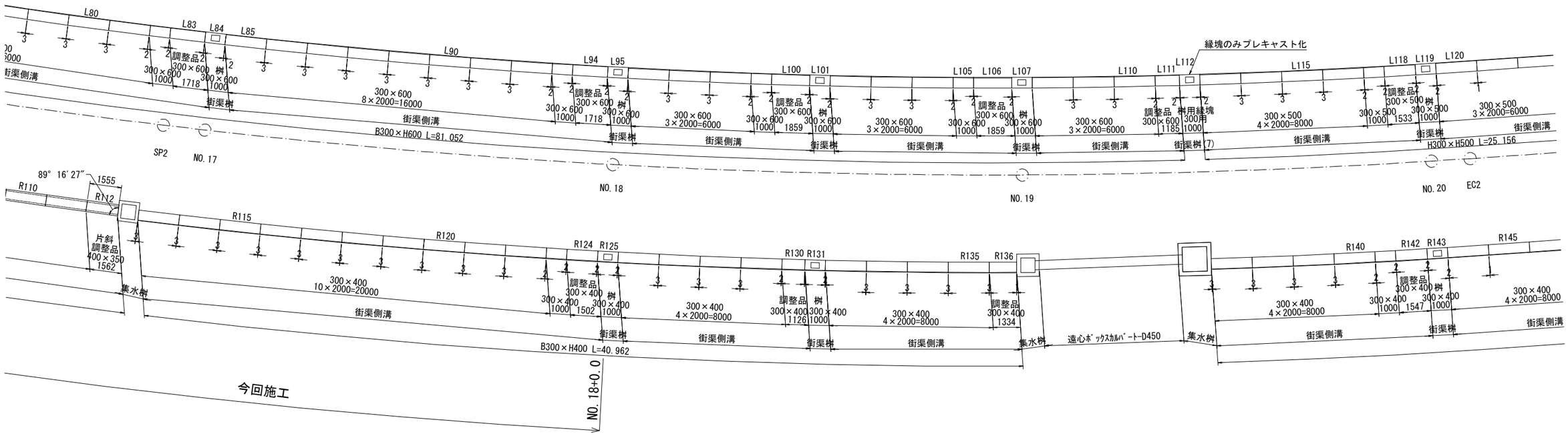

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝・街渠側溝平面図(4)		
年月日	令和 ８年８月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 32
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

街渠可変側溝・街渠側溝平面図(5) S=1:100

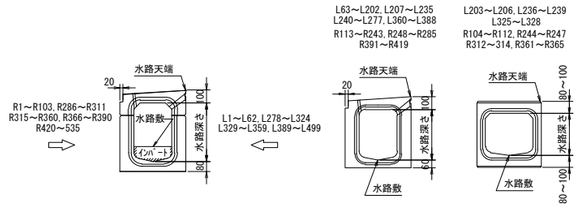

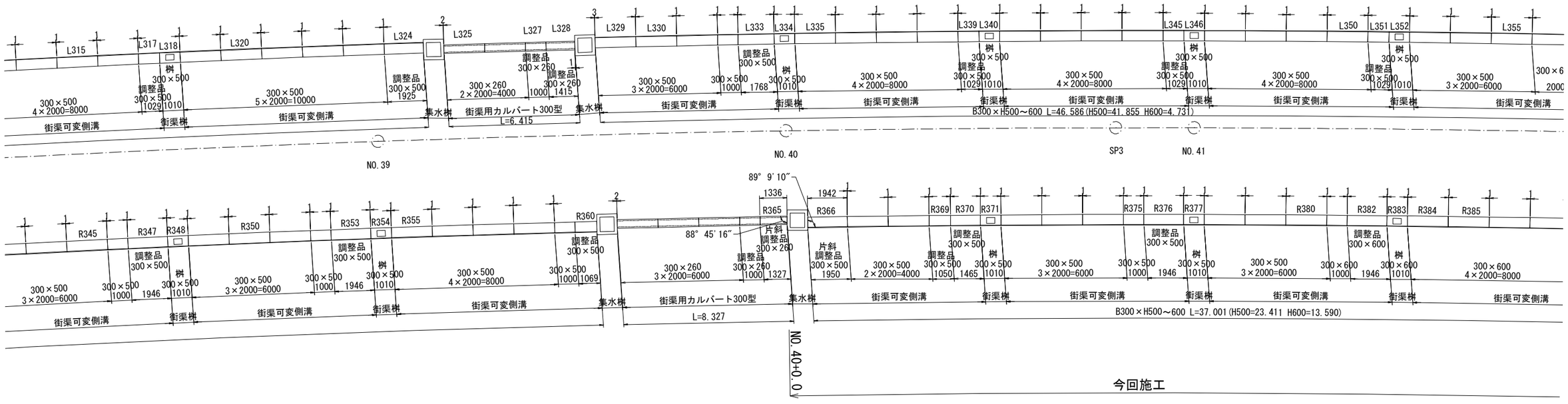

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝・街渠側溝平面図(5)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 33
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

街渠可変側溝・街渠側溝平面図(6) S=1:100

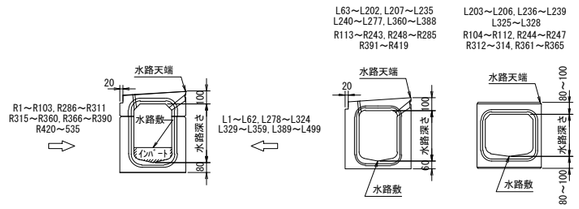

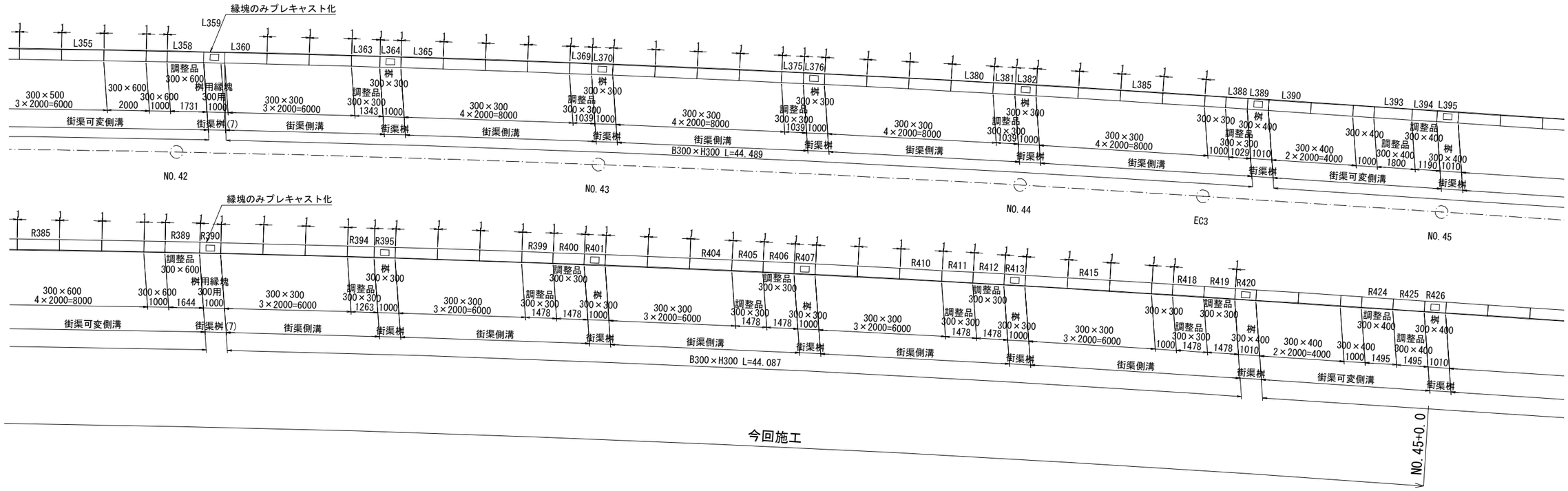

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝・街渠側溝平面図(6)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 34
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

街渠可変側溝展開図(1) S=1:100

R側

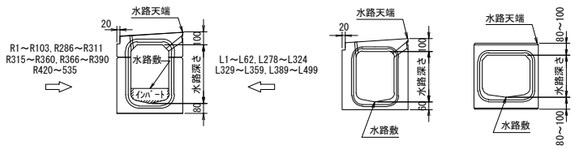

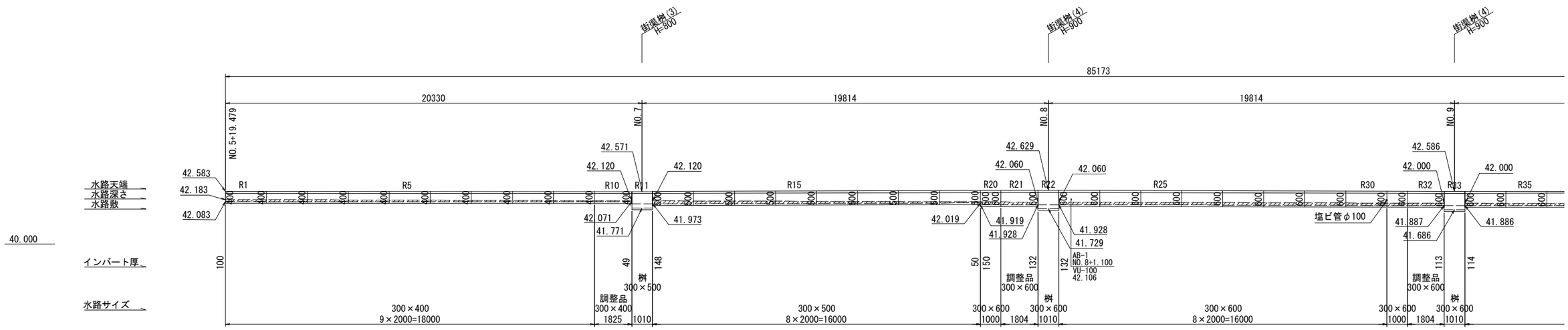

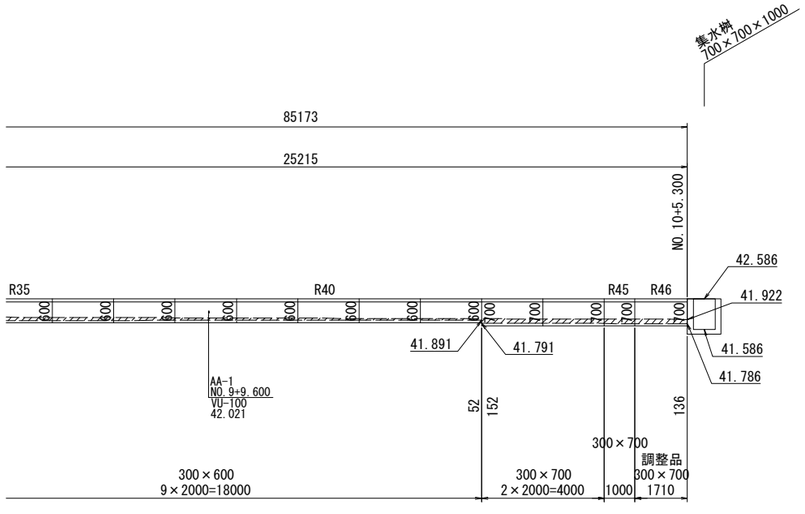

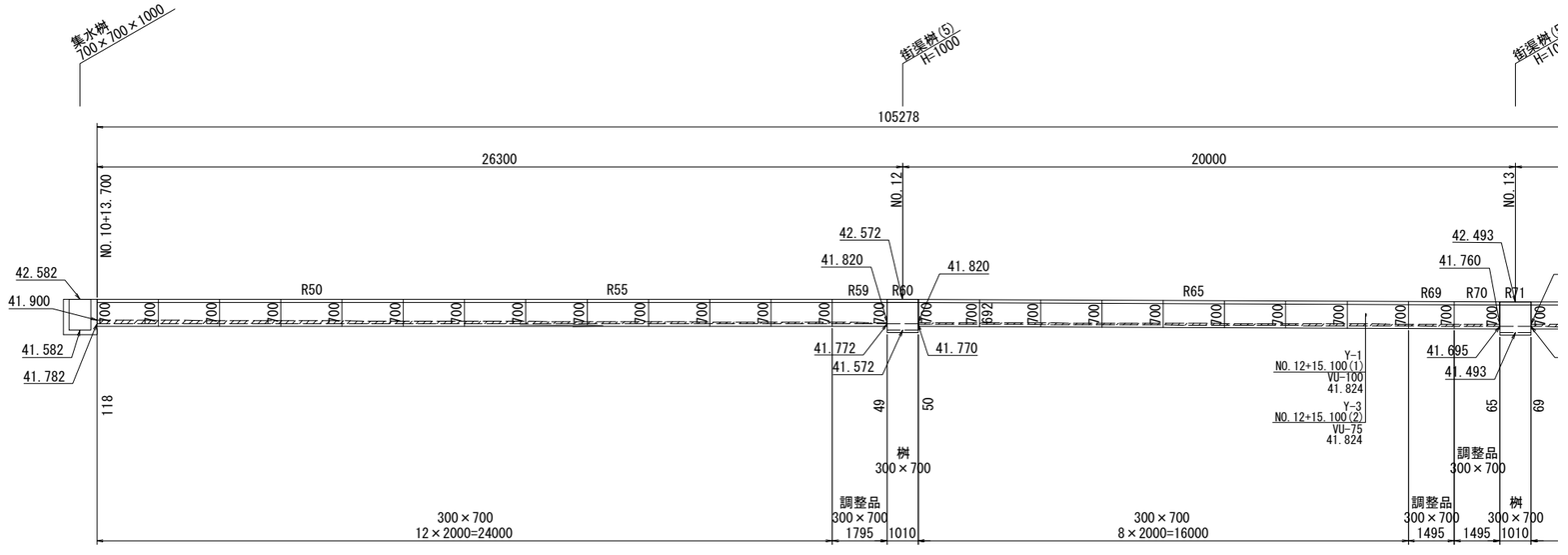

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝展開図(1)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 35
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

街渠可変側溝展開図(2) S=1:100

R側

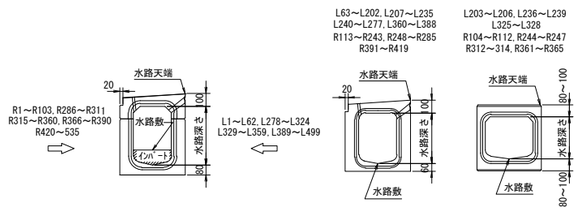

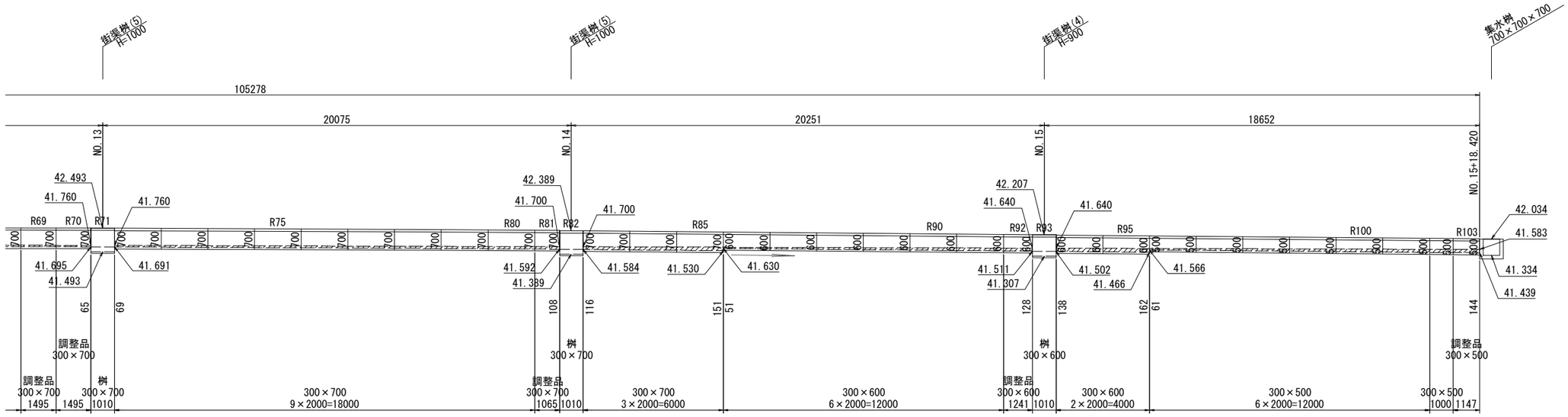

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝展開図(2)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

街渠可変側溝展開図(3) S=1:100

R側

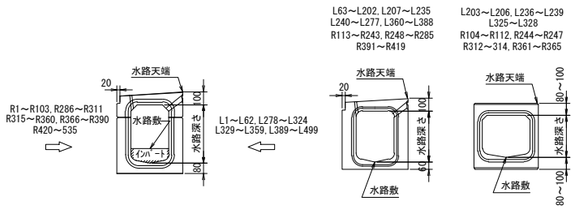

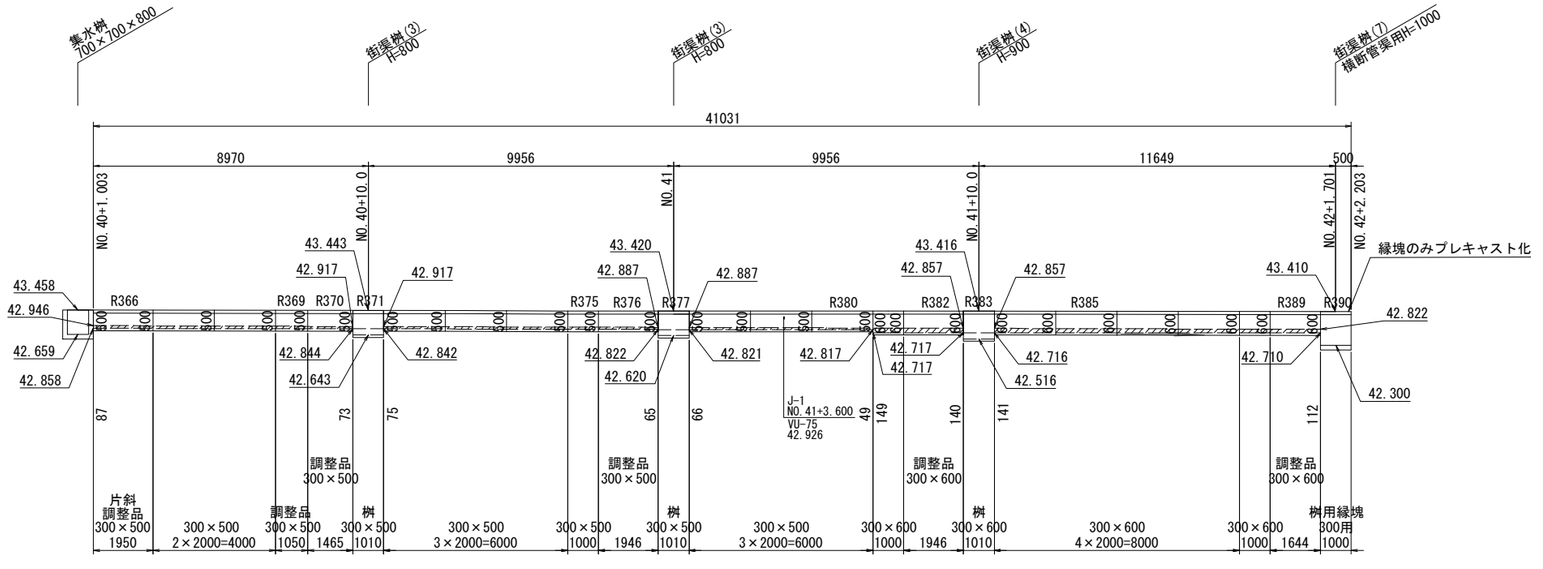

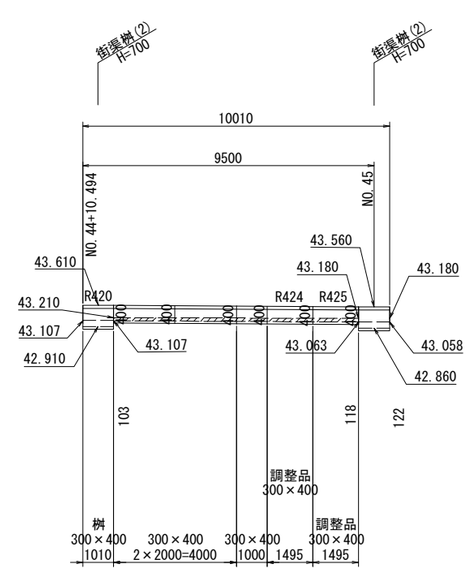

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	街渠可変側溝展開図(3)		
年月日	令和 ８年８月 日		
縮尺	1:100	図面番号	48 の 37
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

舗装工平面図(1) S=1:500

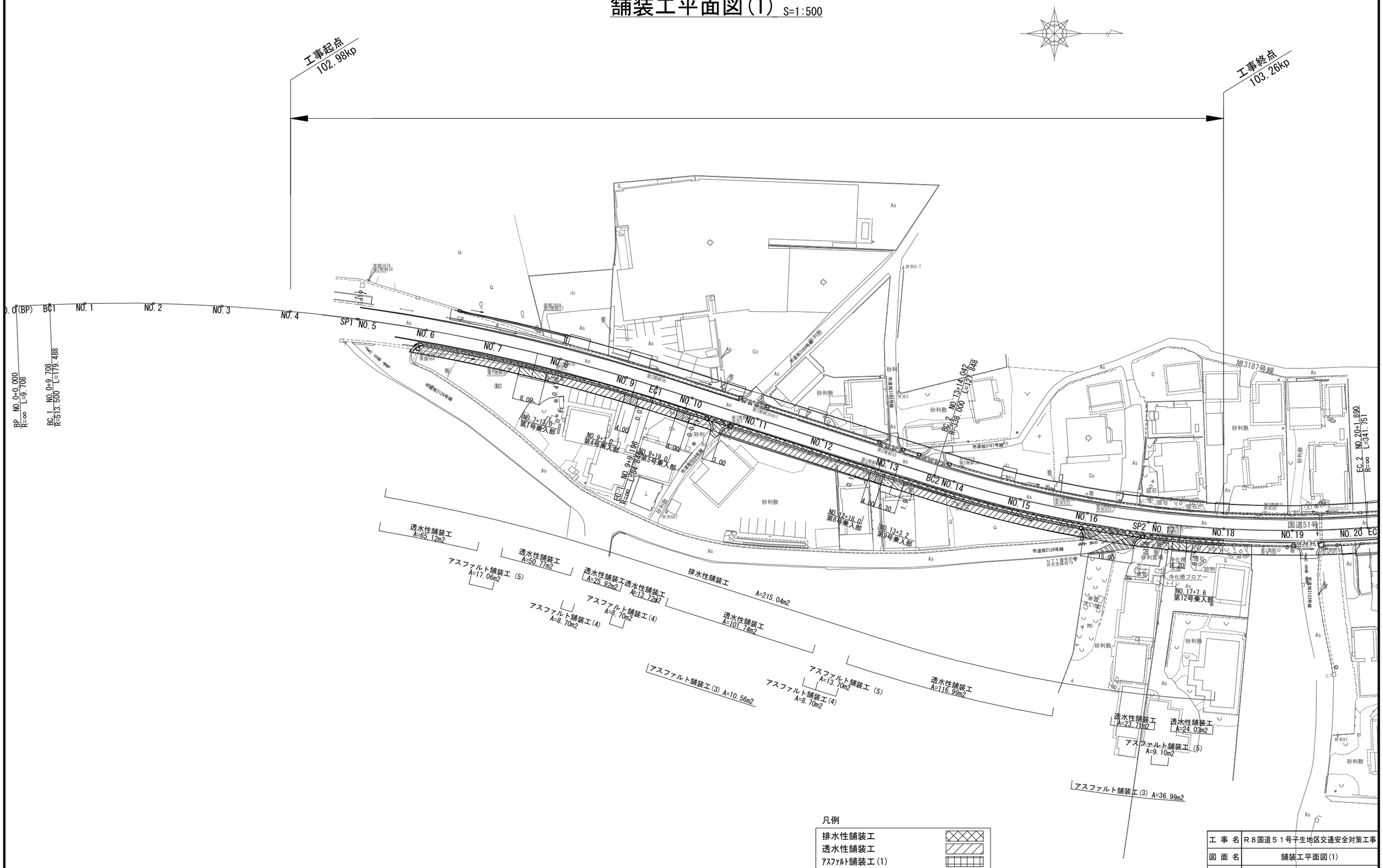

凡例

排水性舗装工	
透水性舗装工	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(1)	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(2)	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(3)	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(4)	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(5)	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	舗装工平面図(1)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺	1:500	図面番号	48 の 38
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

舗装工平面図(2) S=1:500

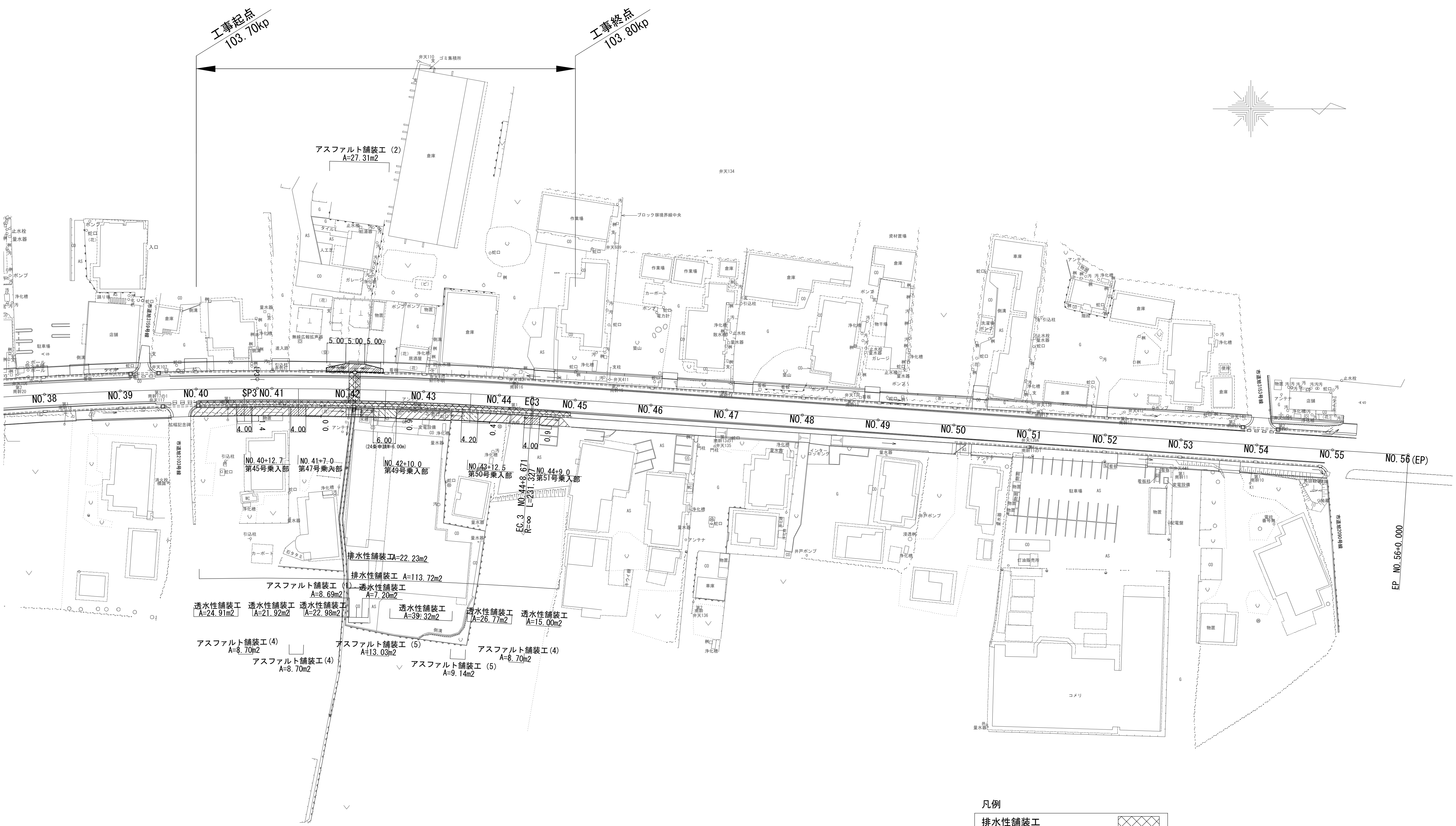

凡例

排水性舗装工	
透水性舗装工	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(1)	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(2)	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(3)	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(4)	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(5)	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図 面 名	舗装工平面図(2)		
年 月 日	令和 8 年 8 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	48 の 39
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

舗装工構造図 S=1:10

排水性舗装工
車道部

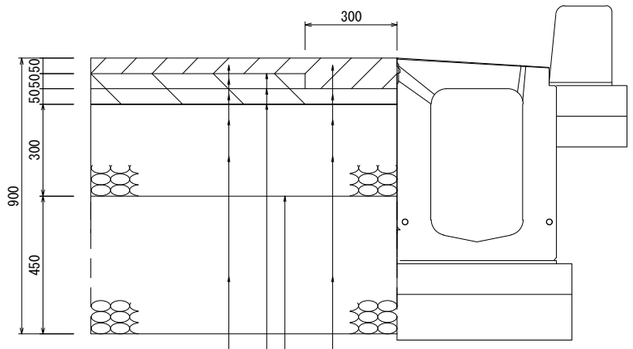

排水性舗装工

表　層：ポーラスアスファルト混合物(13)	t=50
中間層：改質ＡＳ粗粒Ⅱ型(20)	t=50
基　層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
上層路盤：再生瀝青安定処理材(40)	t=300
下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-40)	t=450

設計CBR3.0%

タックコート（PK-4）　0.43L/m2

排水性舗装工

表　層：ポーラスアスファルト混合物(13)	t=100
基　層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
上層路盤：再生瀝青安定処理材(40)	t=300
下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-40)	t=450

設計CBR3.0%

プライムコート（PK-3）　1.26L/m2

透水性舗装工
歩道部

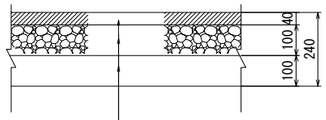

透水性舗装工

表層：開粒度アスコン(13)	t=40
下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-40)	t=100
フィルター層：砂	t=100

アスファルト舗装工(1)
歩道部(横断函渠部)

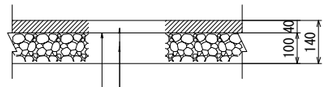

プライムコート（PK-3）　1.26L/m2

表層：細粒度アスコン(13)	t=40
下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-40)	t=100

アスファルト舗装工(2)
仮設歩道部

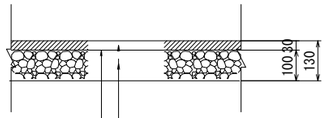

プライムコート（PK-3）　1.26L/m2

表層：細粒度アスコン(13)	t=30
下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-40)	t=100

アスファルト舗装工(3)
支道部

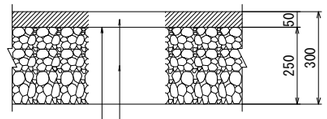

プライムコート（PK-3）　1.26L/m2

表層：再生密粒度アスコン(20)	t=50
上層路盤：粒度調整砕石(M-40)	t=250

アスファルト舗装工(4)
乗入れ部（W≦4）

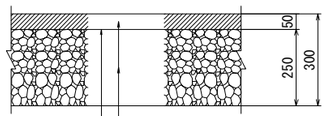

プライムコート（PK-3）　1.26L/m2

表層：再生密粒度アスコン(20)	t=50
上層路盤：粒度調整砕石(M-40)	t=250

アスファルト舗装工(5)
乗入れ部（（4＜W≦8）

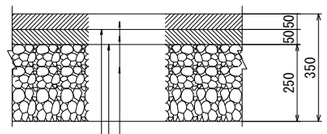

タックコート（PK-4）　0.43L/m2

プライムコート（PK-3）　1.26L/m2

表層：再生密粒度アスコン(20)	t=50
基層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
上層路盤：粒度調整砕石(M-40)	t=250

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	舗装工構造図		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	1:10	図面番号	48 の 40
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

プレキャスト擁壁工割付図(1)　S=1:50

平面図　S=1:50

No.17+2.522～No.17+5.522

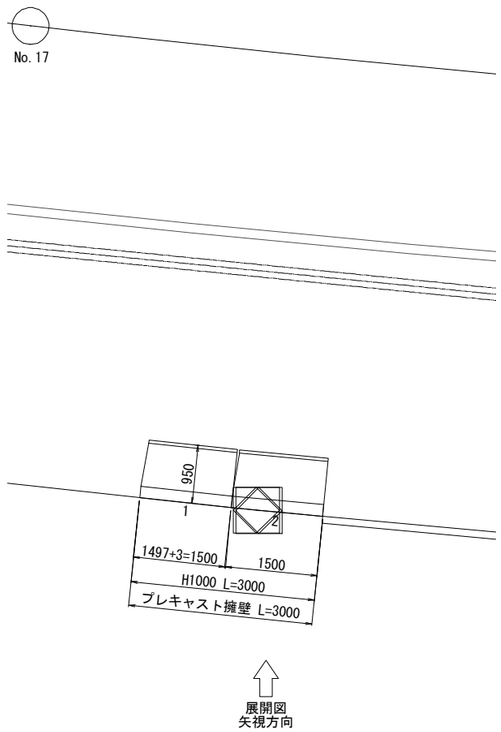

展開図　S=1:50
背面

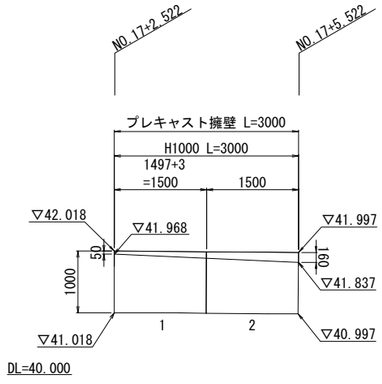

平面図　S=1:50

No.17+11.300～No.18.000

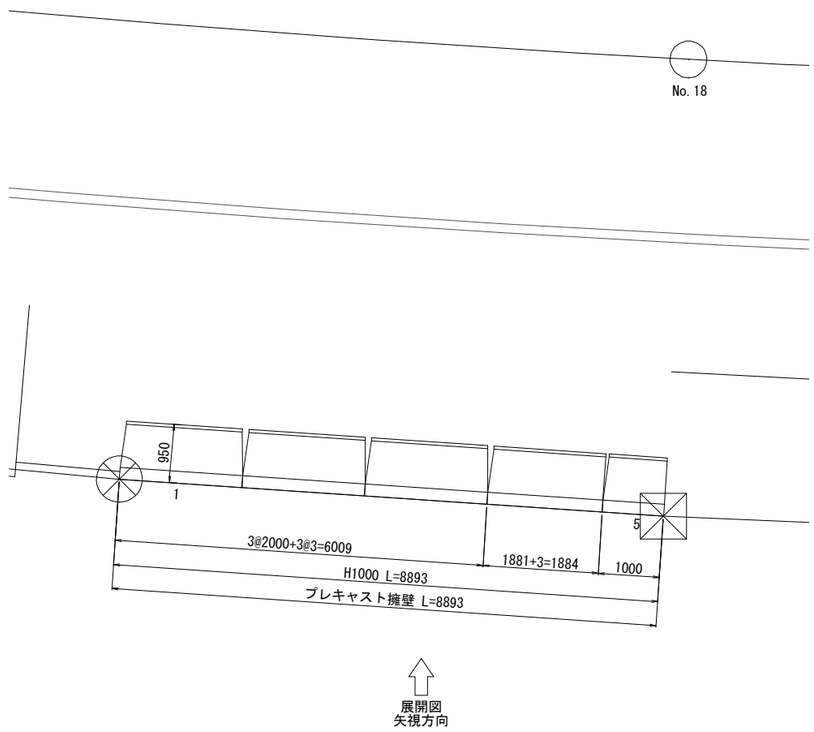

展開図　S=1:50
背面

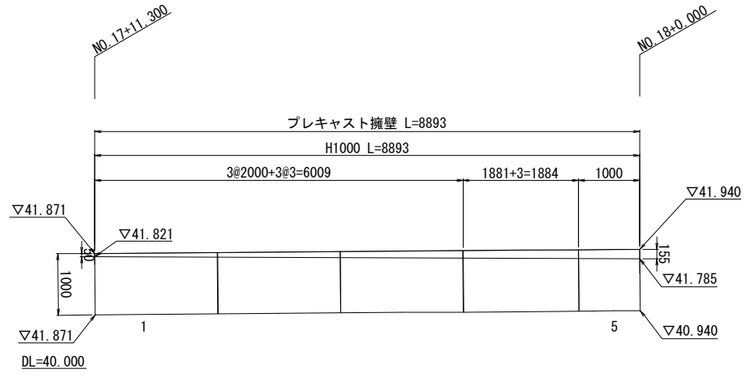

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	プレキャスト擁壁工割付図(1)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	1:50	図面番号	48 の 41
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

プレキャスト擁壁工割付図(2)　S=1:50

平面図　S=1:50

No.42+13.021～No.43+7.536

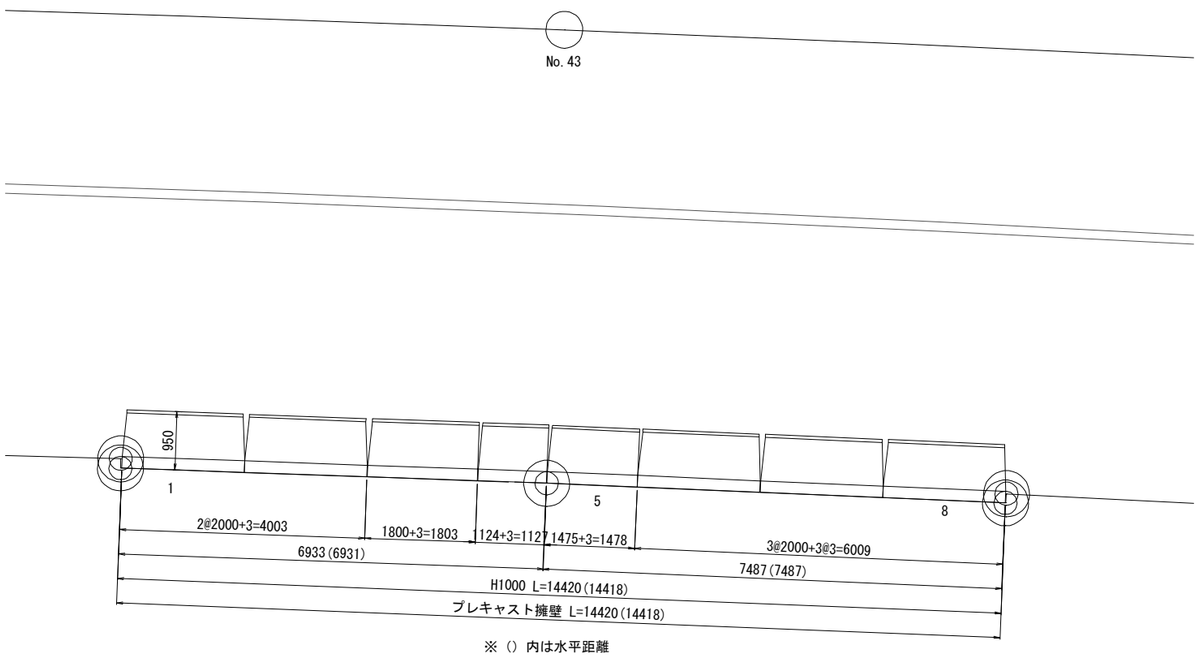

※（）内は水平距離

展開図
矢視方向

展開図
背面　S=1:50

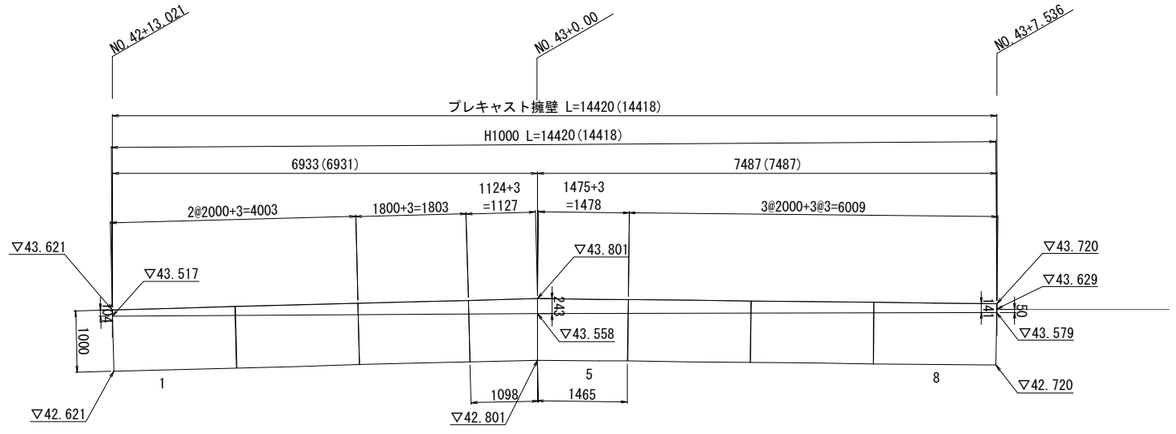

※（）内は水平距離

DL=40.000

平面図　S=1:50

No.44+11.000～No.44+19.500

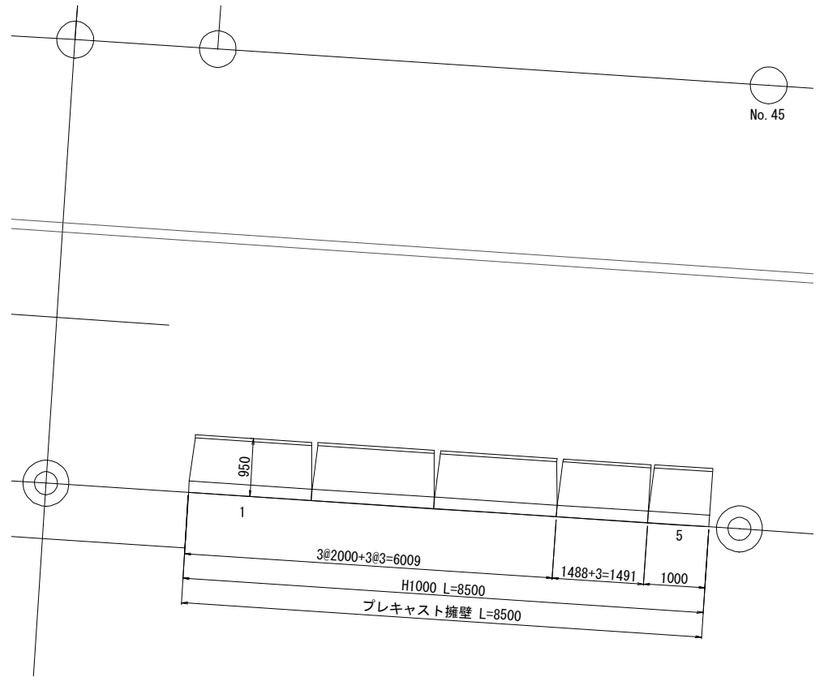

展開図
矢視方向

展開図
背面　S=1:50

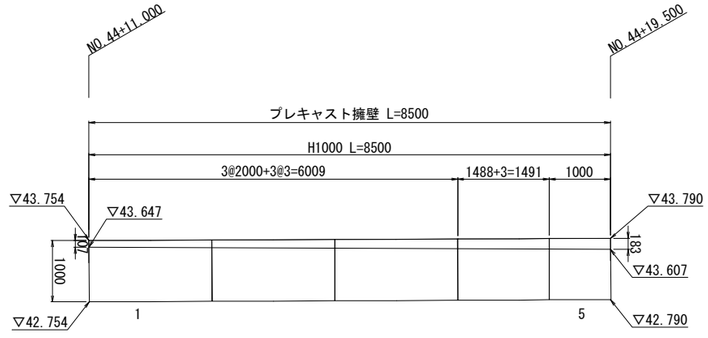

DL=40.000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	プレキャスト擁壁工割付図(2)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	1:50	図面番号	48 の 42
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

プレキャスト擁壁工割付図(3)　S=1:30

標準断面図　S=1:30

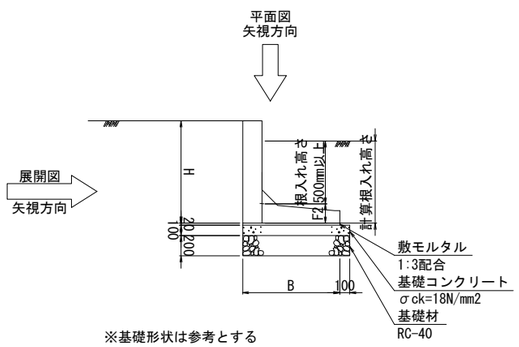

※基礎形状は参考とする
※根入れは500㎜+底版厚かつ計算根入れ高さ以上とする

縦断斜切り詳細図
NO.43+0.000

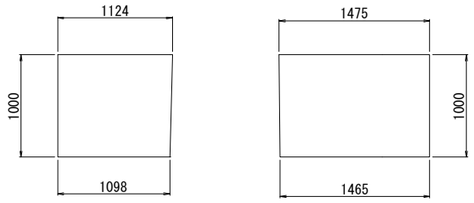

製品番号4　製品番号5

プレキャスト擁壁(逆L型擁壁)数量表　34.8m当り

名称	規格	単位	数量
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄL型擁壁 H1000×B950	短切：L＝1497	個	1
	短切：L＝1500	個	1
	標準：L＝2000	個	11
	短切：L＝1881	個	1
	短切：L＝1000	個	2
	短切：L＝1800	個	1
	縦断斜切：L＝1124/1098	個	1
	縦断斜切：L＝1475/1465	個	1
	短切：L＝1488	個	1

プレキャスト擁壁(逆L型擁壁)数量表(NO.17+2.522～NO.17+5.522)

呼び名 H	呼び名 B	製品長(mm) L	底版厚 F2(mm)	水抜穴 i(mm)	参考質量 (kg)	番号	個数	摘要
1000	950	1497	190	－	1130	1	1	短切
		1500	190	－	1130	2	1	短切
合計							2	

※"H"及び"B"の値は型枠使用規格を示す
※水抜穴の高さは、製造前に確認を行い決定すること

材料表(NO.17+2.522～NO.17+5.522)　3.0m当り

工種	名称	規格	単位	数量
基礎工	敷モルタル	1:3配合	式	1
	基礎コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.32
	型枠		式	1
	基礎材	RC-40 t=200	m^2	3.15

プレキャスト擁壁(逆L型擁壁)数量表(NO.17+11.300～NO.18+0.000)

呼び名 H	呼び名 B	製品長(mm) L	底版厚 F2(mm)	水抜穴 i(mm)	参考質量 (kg)	番号	個数	摘要
1000	950	2000	190	－	1505	1～3	3	標準
		1881	190	－	1420	4	1	短切
		1000	190	－	750	5	1	短切
合計							5	

※"H"及び"B"の値は型枠使用規格を示す
※水抜穴の高さは、製造前に確認を行い決定すること

材料表(NO.17+11.300～NO.18+0.000)　8.9m当り

工種	名称	規格	単位	数量
基礎工	敷モルタル	1:3配合	式	1
	基礎コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.93
	型枠		式	1
	基礎材	RC-40 t=200	m^2	9.34

プレキャスト擁壁(逆L型擁壁)数量表(NO.42+13.021～NO.43+7.536)

呼び名 H	呼び名 B	製品長(mm) L1(頂版)	L2(底版)	底版厚 F2(mm)	水抜穴 i(mm)	参考質量 (kg)	番号	個数	摘要
1000	950	2000	－	190	－	1505	1,2,6～8	5	標準
		1800	－	190	－	1350	3	1	短切
		1124	1098	190	－	830	4	1	縦断斜切
		1475	1465	190	－	1100	5	1	縦断斜切
合計								8	

※"H"及び"B"の値は型枠使用規格を示す
※水抜穴の高さは、製造前に確認を行い決定すること

材料表(NO.42+13.021～NO.43+7.536)　14.4m当り

工種	名称	規格	単位	数量
基礎工	敷モルタル	1:3配合	式	1
	基礎コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	1.51
	型枠		式	1
	基礎材	RC-40 t=200	m^2	15.10

プレキャスト擁壁(逆L型擁壁)数量表(NO.44+11.000～NO.44+19.500)

呼び名 H	呼び名 B	製品長(mm) L	底版厚 F2(mm)	水抜穴 i(mm)	参考質量 (kg)	番号	個数	摘要
1000	950	2000	190	－	1505	1～3	3	標準
		1488	190	－	1120	4	1	短切
		1000	190	－	750	5	1	短切
合計							5	

※"H"及び"B"の値は型枠使用規格を示す
※水抜穴の高さは、製造前に確認を行い決定すること

材料表(NO.44+11.000～NO.44+19.500)　8.5m当り

工種	名称	規格	単位	数量
基礎工	敷モルタル	1:3配合	式	1
	基礎コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	0.89
	型枠		式	1
	基礎材	RC-40 t=200	m^2	8.93

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	プレキャスト擁壁工割付図(3)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	1:30	図面番号	48 の 43
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

排水工平面図(1)　S=1:500

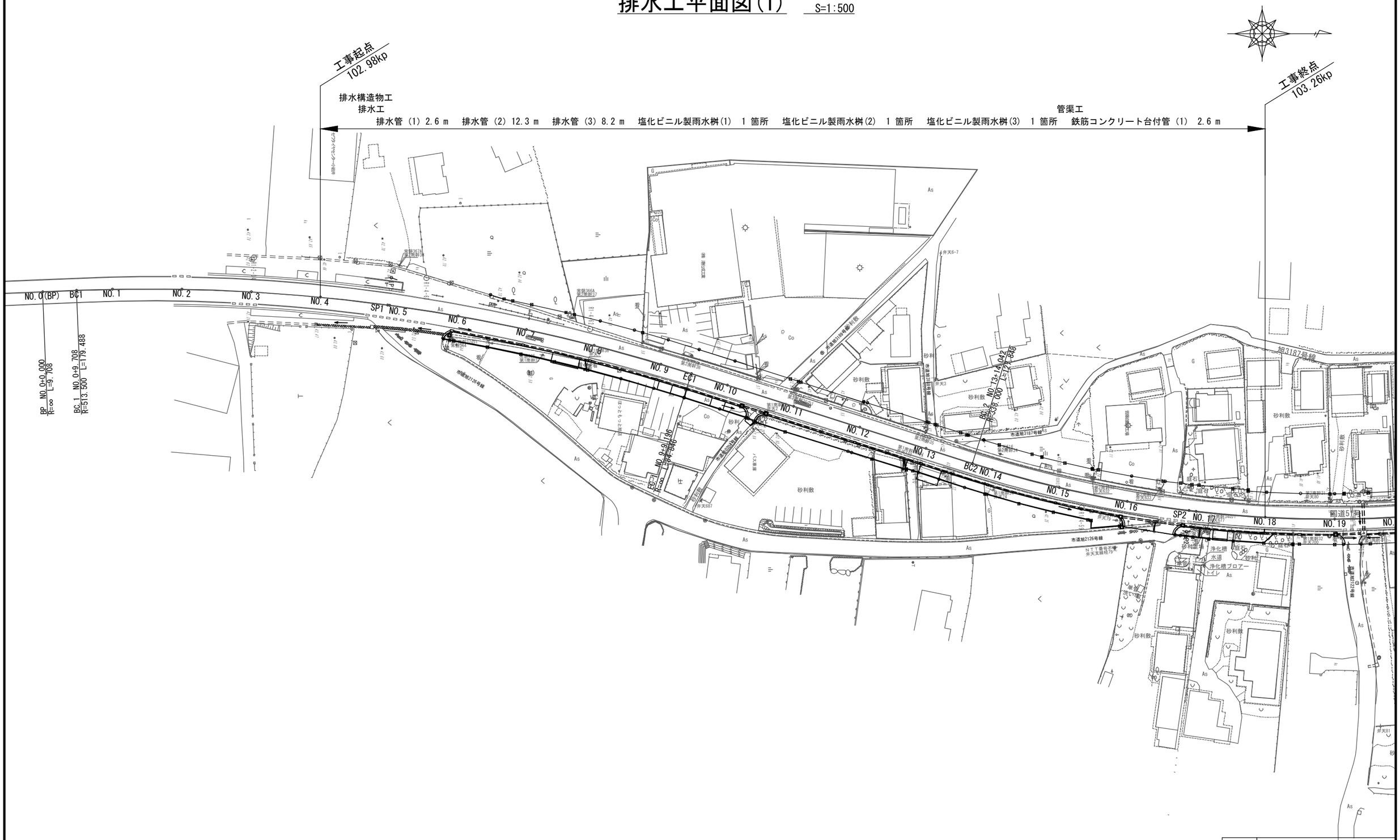

凡例

——	新設排水設備
——	排水設備(撤去)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	排水工平面図(1)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	1:500	図面番号	48 の 44
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

排水工平面図(2)　S=1:500

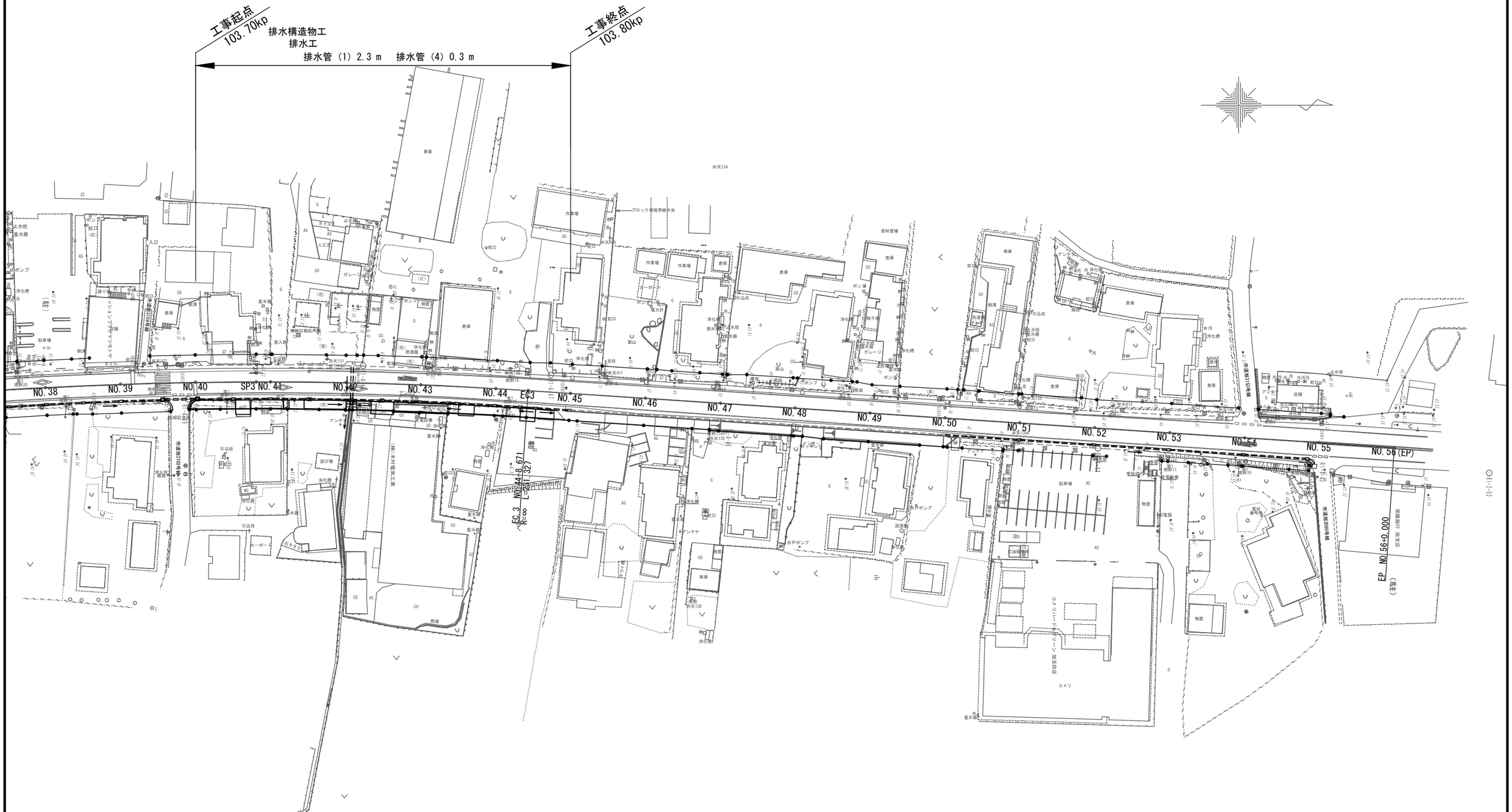

凡例

――	新設排水設備
――	排水設備(撤去)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	排水工平面図(2)		
年月日	令和　8 年 8 月　　日		
縮尺	1:500	図面番号	48 の 45
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

排水工構造図

排水管(1)　S=1:20
VU管　φ75

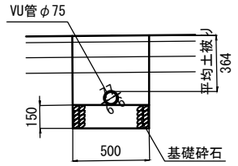

材　料　表　　10m当たり

名　　称	規　格	単 位	数　量	備　　考
VU管　φ75		本	2.5	L=4.0m
基礎砕石	RC-40	㎡	5.000	t=150
床　掘		式	1	
埋　戻　し		式	1	

排水管(2)　S=1:20
VU管　φ100

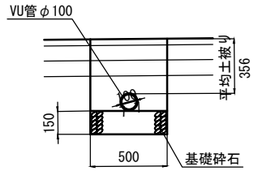

材　料　表　　10m当たり

名　　称	規　格	単 位	数　量	備　　考
VU管　φ100		本	2.5	L=4.0m
基礎砕石	RC-40	㎡	5.000	t=150
床　掘		式	1	
埋　戻　し		式	1	

排水管(3)　S=1:20
VU管　φ150

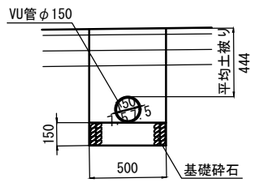

材　料　表　　10m当たり

名　　称	規　格	単 位	数　量	備　　考
VU管　φ150		本	2.5	L=4.0m
基礎砕石	RC-40	㎡	5.000	t=150
床　掘		式	1	
埋　戻　し		式	1	

鉄筋コンクリート台付管(1)　S=1:20
遠心ボックスカルバート

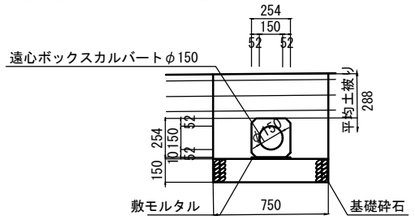

材　料　表　　10m当たり

名　　称	規　格	単 位	数　量	備　　考
遠心ボックスカルバート-D150		本	5.0	L=2.0m
敷モルタル		㎥	0.025	1：3
基礎砕石	RC-40	㎡	7.500	t=150
床　掘		式	1	
埋　戻　し		式	1	

排水管(4)　S=1:20
VP管　φ30

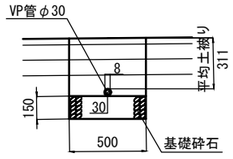

材　料　表　　10m当たり

名　　称	規　格	単 位	数　量	備　　考
VP管　φ30		本	2.5	L=4.0m
基礎砕石	RC-40	㎡	5.000	t=150
床　掘		式	1	
埋　戻　し		式	1	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図 面 名	排水工構造図		
年 月 日	令和　8 年 8 月　　日		
縮　　尺	図示	図面番号	48 の 46
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

数量総括表(1)

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考欄
道路修繕					式	1	
	道路土工				式	1	
		掘削工			式	1	
			掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m3	640	
		路体盛土工			式	1	
			路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	6	
		残土処理工			式	1	
			整地	残土受入れ地での処理	m3	620	
			土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	620	
	舗装工				式	1	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(1)歩道部(横断函渠)			式	1	
			下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	8	
			表層(歩道部)	細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上	m2	8	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (2)仮設歩道部			式	1	
			下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	27	
			表層(歩道部)	細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30mm 1.4m以上	m2	27	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (3)支道部			式	1	
			上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250 mm	m2	47	
			表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上3.0m以下	m2	47	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(4)乗入れ部(W≦4)			式	1	
			上層路盤(歩道部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250 mm	m2	52	
			表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	52	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工(5)乗入れ部(4＜W≦8)			式	1	
			上層路盤(歩道部)	粒度調整砕石 (M-40) 仕上り厚 250 mm	m2	62	
			基層(歩道部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	62	
			表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上	m2	62	
		排水性舗装工			式	1	
			下層路盤(車道・路肩部)【夜間】	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 450mm	m2	351	
			上層路盤(車道・路肩部)【夜間】	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 3 00mm	m2	351	
			基層(車道・路肩部)【夜間】	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50 mm 1.4m未満	m2	351	
			中間層(車道・路肩部)【夜間】	改質As粗粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満	m2	248	
			排水性舗装・表層 (車道・路肩部) 【夜間】		m2	453	
		透水性舗装工			式	1	
			ﾌｨﾙﾀｰ層	砂 仕上り厚 100mm	m2	580	
			下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	580	
			表層	開粒度ｱｽｺﾝ(13) 1.4m以上2.4m未満 舗装厚 40mm	m2	580	
	排水構造物工				式	1	
		作業土工			式	1	
			床掘り	土砂	式	1	
			埋戻し	土砂	式	1	
			土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1	
			整地	残土受入れ地での処理	式	1	
		側溝工			式	1	
			街渠側溝 (1)	B300-H300	m	44	
			街渠側溝 (2)	B300-H400	m	23	
			街渠可変側溝 (1)	B300-H400	m	27	
			街渠可変側溝 (2)	B300-H500	m	53	
			街渠可変側溝 (3)	B300-H600	m	70	
			街渠可変側溝 (4)	B300-H700	m	76	
			ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	5	
			調整ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	9	
			現場打ちL型側溝	GB-2a-20	m	18	

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考欄
		管渠工			式	1	
			鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管 (1)	遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ-D150	m	2	
			鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管 (2)	遠心ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ-D450	m	7	
		集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工			式	1	
			現場打ち街渠桝	300×1000	箇所	2	
			現場打ち集水桝 (1)	700×700×700	箇所	3	
			現場打ち集水桝 (2)	700×700×800	箇所	1	
			現場打ち集水桝 (3)	700×700×900	箇所	1	
			現場打ち集水桝 (4)	700×700×1000	箇所	2	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1)	300×300用	箇所	4	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (2)	300×400用	箇所	3	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (3)	300×500用	箇所	3	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (4)	300×600用	箇所	4	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (5)	300×700用	箇所	3	
			蓋 (1)	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 T-25 700×700用 ﾎﾞﾙﾄ固定細目	枚	1	
			蓋 (2)	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 T-25 700×700用 ﾎﾞﾙﾄ固定普通目	枚	6	
		排水工			式	1	
			排水管 (1)	VU管 φ75	m	4	
			排水管 (2)	VU管 φ100	m	12	
			排水管 (3)	VU管 φ150	m	8	
			排水管 (4)	VP管 φ30	m	0.3	
			塩化ビニル製雨水桝 (1)	φ200 H=0.3m	箇所	1	
			塩化ビニル製雨水桝 (2)	φ200 H=0.6m	箇所	1	
			塩化ビニル製雨水桝 (3)	φ200 H=0.8m	箇所	1	
	縁石工				式	1	
		作業土工			式	1	
			床掘り	土砂	式	1	
			埋戻し	土砂	式	1	
			土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1	
			整地	残土受入れ地での処理	式	1	
		縁石工			式	1	
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (1)	FK-2	m	2	
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (2)	FK-2'	m	238	
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (3)	FK-2a-50	m	52	
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (4)	FK-2f-50	m	12	
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ (5)	FK-2f-20	m	3	
			舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (1)	120×120×600	m	199	
			舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (2)	150×300×2000	m	53	
			舗装止ﾌﾞﾛｯｸ (3)	150×400×2000	m	37	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	数量総括表(1)		
年月日	令和 8年 8月 日		
縮尺		図面番号	48 の 47
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

数量総括表(2)

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考欄
	防護柵工				式	1	
		路側防護柵工			式	1	
			ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ	Gp-Bp-2E 塗装品 50m以上100m未満曲線部補正無	m	67	
		防止柵工			式	1	
			転落(横断)防止柵	柵高 1.1m ｺﾝｸﾘｰﾄ建込	m	2	
		車止めﾎﾟｽﾄ工			式	1	
			車止めﾎﾟｽﾄ	車止めﾎﾟｽﾄ径 80mm 車止めﾎﾟｽﾄ長さ 805mm	本	12	
	道路付属施設工				式	1	
		道路付属物工			式	1	
			視線誘導鋲		個	15	
	擁壁工				式	1	
		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工			式	1	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	逆L型擁壁 幅 95cm 0.5m以上1.0m以下 σck=18N/mm2	m	34	
	ｶﾙﾊﾞｰﾄ工				式	1	
		作業土工			式	1	
			床掘り	土砂	式	1	
			埋戻し	土砂	式	1	
			土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1	
			整地	残土受入れ地での処理	式	1	
		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工			式	1	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	BOX-500×400	m	8	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (2)	BOX-500×600	m	0.9	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (3)	街渠側溝用ｶﾙﾊﾞｰﾄ 400型	m	19	
			妻止めｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	0.05	
			間詰ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	0.01	
			あと施工アンカー		本	16	
			防護鉄板 (1)	1140×686×16mm	枚	1	
			防護鉄板 (2)	1140×780×16mm	枚	1	
			蓋	水路用ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋 745×1000×120	枚	2	

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考欄
	構造物撤去工				式	1	
		構造物取壊し工			式	1	
			ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し (1)	無筋構造物 機械施工	m3	16	
			ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し (2)	鉄筋構造物 機械施工	m3	79	
			舗装版切断 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	式	1	
			舗装版切断 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	式	1	
			舗装版破砕 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 5cm	m2	43	
			舗装版破砕 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 25cm	m2	155	
			現場発生品運搬	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 800×800用	t	0.09	
		排水構造物撤去工			式	1	
			排水管撤去 (1)	VU管 φ50～150mm	m	24	
			排水管撤去 (2)	VP管 φ30mm	m	0.3	
		運搬処理工			式	1	
			殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	41	
			殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	16	
			殻運搬 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	79	
			殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	41	
			殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	16	
			殻処分 (3)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	79	
	仮設工				式	1	
		作業土工			式	1	
			床掘り	土砂	式	1	
			埋戻し	土砂	式	1	
		仮水路工			式	1	
			仮設排水管 (1)	VU管 φ200	式	1	
			仮設排水管 (2)	VU管 φ300	式	1	
			仮設排水管撤去	VU管 φ200～300	式	1	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８国道５１号子生地区交通安全対策工事		
図面名	数量総括表(2)		
年月日	令和 8 年 8 月 日		
縮尺		図面番号	48 の 48
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		